

奈良県障害者計画

令和2年3月

奈良県

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指して

平成 27 年 3 月に策定した「奈良県障害者計画」が令和 2 年 3 月末までを対象としているため、現行計画を改定し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする新たな「奈良県障害者計画」を策定することとしました。

この計画は、奈良県が取り組む障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害のある人や同等の状況にある人を含む）のための施策の最も基本的な計画であり、障害のある人を対象とするとともに、障害のある人を周りで支援する人も対象としています。

計画の改定にあたっては、障害のある人一人ひとりの『困りごと』に着目し、その解消を施策の基本と捉えることが重要であると考え、障害のある人や家族を含めた関係する方々との意見交換やアンケート調査等を行いながら、計画の目標に掲げた「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指して検討を進めてきました。

目標を実現するためには、障害のある人を中心に据えて、障害のある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人やその家族等が必要とする個々に応じた支援を充実する必要があります。

そのため、この計画では、「Ⅰ 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援」、「Ⅱ ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「Ⅲ 社会参加の促進による自己実現のための支援」を基本的な考え方として、福祉、保健・医療、教育、就労等の幅広い分野を密接に連携させながら、障害者施策を核として関連する福祉施策やその他の施策を展開することとしています。

この計画を推進していくためには、県民の皆様に広くご理解とご協力を賜る必要があります。また、県はもちろんのこと、国、市町村、福祉や医療の関係者、障害のある人を周りで支援する人を始め、官民を問わず多様な主体が連携して、障害のある人やその家族等のご意見を十分聴き、それぞれの役割を果たす必要があります。皆が一丸となって、「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指し、取組を進めていきましょう。

令和 2 年 3 月

奈良県知事 荒井 正吾

目次

第1部 計画の基本 1

1. 計画の目標..... 2
2. 施策推進の基本的な考え方..... 3
3. 計画の期間と位置づけ..... 5

第2部 施策体系と施策の方向等 9

1. 施策体系..... 10
2. 施策の方向..... 11
 - (i) 理解..... 15
 1. 障害のある人への理解の促進..... 15
 2. 差別の解消及び権利擁護の推進 18
 - (ii) 相談..... 21
 1. 日常生活全般の相談..... 21
 2. 障害特性等に応じた相談 24
 3. 障害福祉サービスの利用に関する相談..... 28
 - (iii) 生活支援 30
 1. 障害福祉サービスの充実 30
 2. ネットワークの強化..... 35
 - (iv) 生活環境 37
 1. 住まいの確保..... 37
 2. バリアフリーの推進..... 40
 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 43
 4. 災害時における支援の充実 45
 - (v) 保健・医療 48
 1. 保健・医療の充実..... 48
 2. 療育の推進 56
 - (vi) 教育..... 59
 1. 特別支援教育^{*116}の充実 59

(vii) 就労	62
1. 雇用の促進	62
2. 就労の継続	65
3. 福祉的就労 ^{*149} への支援	68
(viii) 社会参加	71
1. 情報アクセシビリティ ^{*83} の推進	71
2. スポーツ・文化芸術活動等の充実	75
3. 計画の推進体制等	78

第3部 数値目標等 79

1. 数値目標一覧	80
2. 障害福祉サービス等の見込量	87
3. 障害者雇用の推進に関するデータ	93
4. 人材育成に関するデータ	94

第4部 参考資料 99

1. 障害者手帳所持者数等の推移	100
2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望	105
3. 計画策定の経過	119
4. 用語の解説	120

※計画中に*を付した用語には、用語解説があります。

第1部 計画の基本

1. 計画の目標

目標

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」を目指し、

- ① 障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、
自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会

- ② 障害のある人が地域の一員として生涯安心して暮らせる社会

の実現に取り組みます。

障害者施策の推進に当たっては、障害のある人を中心に据え、障害のある人やその家族等の意見・要望を十分聴くとともに、障害のある人やその家族・サポーターとともに考え、ともに行動しながら取組を進めます。

2. 施策推進の基本的な考え方

施策推進の基本的な考え方

- I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
- II ライフステージを通した切れ目のない支援
- III 社会参加の促進による自己実現のための支援

I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援

- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、障害種別や生活環境等により様々です。
- 従って、障害のある人に寄り添って、個人に応じた個々の計画に基づき、相談、福祉、保健・医療、教育、就労の各分野が連携し、諸課題に応じた包括的な支援を行い、社会参加を促進します。
- また、障害のある人やその家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、家族も含めた社会の支援システムを構築します。

II ライフステージを通した切れ目のない支援

- 障害のある人が抱える課題やニーズ、必要とする支援は、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化していきます。
- 従って、各ライフステージの課題等を認識し、課題等に応じた支援を実施するとともに、ライフステージが変化しても支援に切れ目が生じないよう、相談支援が中心となり、地域において、本人(家族)を中心とした支援ネットワークを構築し、生涯を通した一貫した支援を行います。

Ⅲ 社会参加の促進による自己実現のための支援

- 障害のある人の社会参加は、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁により、日常生活及び社会生活の多くの場面で抑制されています。
- そのため、障害に配慮したまちづくり、障害特性に応じた意思疎通、情報保障、障害福祉サービス等、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。
- また、障害のある人が主体的な選択により様々な活動に参加することによって、自身の可能性を十分に発揮して自己実現を果たし、地域でいきいきと生活できるよう、一人ひとりの思いに寄り添いながら支援を行える体制を構築します。

3. 計画の期間と位置づけ

- 計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、「障害者基本法^{*69}」に基づく「都道府県障害者計画^{*119}」と「障害者総合支援法^{*76}」に基づく「都道府県障害福祉計画^{*120}」及び「児童福祉法」に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
障害者計画	奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害福祉計画	第 2 期		第 3 期			第 4 期相当			第 5 期相当		第 5 期相当	第 6 期相当		第 7 期相当	
障害児福祉計画									第 1 期相当		第 1 期相当	第 2 期相当		第 3 期相当	

(参考) 法令抜粋

○障害者基本法^{*69} (昭和45年法律第84号) (抄)

(障害者基本計画^{*68}等)

第11条(略)

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画^{*119}」という。)を策定しなければならない。

3~9(略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) (抄)

(都道府県障害福祉計画^{*120})

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~8(略)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号) (抄)

(都道府県障害児福祉計画)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~8(略)

ライフステージに着目した主な施策



〈分野〉	乳幼児期	学齢期
理解	・障害のある人への理解	
相談	・日常生活全般の相談 ・障害特	
生活支援	<p style="text-align: right;">意思決定</p> ・基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 ・身体障害	
生活環境	<p style="text-align: center;">ネットワークの強化</p> ・学齢期における支援機関の連携	
生活環境	・バリアフリーの推進 ・防犯対策	
保健・医療	<p style="text-align: center;">県立障害福祉施設の充実</p> ・県立障害福祉施設における障害児支援の充実 等	
保健・医療	<p style="text-align: center;">療育の推進</p> ・早期発見 ・早期療育 ・地域療育体制の充実	
教育	<p style="text-align: right;">重症心</p> ・関係機関の連携強化による支援 ・(仮称)重	
教育	<p style="text-align: center;">インクルーシブ教育*13の充実</p> ・学校支援体制の整備	
就労	<p style="text-align: center;">進路指導の充実</p> ・職業教育の充実 ・職場開拓の推進 ・進路に関する適切な情報提供	
社会参加	・情報アクセシビリティ*83	



成年期

高齢期

理解の促進

の促進 ・差別の解消及び権利擁護の推進

相談機能の強化

性等に応じた相談 ・障害福祉サービスの利用に関する相談

を実行できるようにする支援

者補助犬^{*91}の貸与及び啓発 ・ライフステージに応じた切れ目ない支援 等

支援体制の構築

・地域の支援機関のネットワーク形成 ・市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援

生活環境の向上

の推進及び消費者被害の防止 ・災害時における支援 等

住まいの確保

・グループホーム^{*24}の充実等による住まいの確保 ・施設入所を必要とする人への支援

保健・医療の充実

・医療と福祉の連携強化 ・精神障害のある人への支援 ・難病^{*132}患者への支援 等

身障害^{*55}のある人への支援

症心身障害児(者)支援センターの設置 ・在宅サービスの充実 等

認知症^{*135}の人への支援

・正しい知識の普及・啓発 等

就労への支援

・雇用の促進 ・就労の継続 ・福祉的就労^{*149}への支援

社会参加の促進

の推進 ・スポーツ・文化芸術活動等の充実

第2部 施策体系と施策の方向等

1. 施策体系

施策分野	施策の柱
(i) 理解	1. 障害のある人への理解の促進 (1) 障害理解の促進 (2) 行政機関における配慮
	2. 差別の解消及び権利擁護の推進 (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 (2) 権利擁護の推進
(ii) 相談	1. 日常生活全般の相談 (1) 相談支援ネットワークの構築
	2. 障害特性等に応じた相談 (1) 相談機能の充実
	3. 障害福祉サービスの利用に関する相談 (1) サービス等利用計画 ^{*40} の質の向上
(iii) 生活支援	1. 障害福祉サービスの充実 (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉人材等の確保・育成
	2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
(iv) 生活環境	1. 住まいの確保 (1) グループホーム ^{*24} の充実等による住まいの確保 (2) 施設入所を必要とする人への支援
	2. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止
	4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(v) 保健・医療	1. 保健・医療の充実 (1) 医療と福祉の連携の強化 (2) 精神障害のある人への支援 (3) 重症心身障害 ^{*55} のある人や医療的ケア ^{*10} が必要な人への支援 (4) 難病 ^{*132} 患者への支援 (5) 認知症 ^{*135} の人への支援
	2. 療育の推進 (1) 早期発見 (2) 地域療育体制の充実
(vi) 教育	1. 特別支援教育 ^{*116} の充実 (1) インクルーシブ教育 ^{*13} の充実 (2) 進路指導の充実
(vii) 就労	1. 雇用の促進 (1) 職場実習 ^{*85} の促進 (2) 障害者雇用の促進
	2. 就労の継続 (1) 総合的な就労支援
	3. 福祉的就労 ^{*149} への支援 (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達 ^{*30} の推進と工賃 ^{*30} の向上
(viii) 社会参加	1. 情報アクセシビリティ ^{*83} の推進 (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実
	2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

2. 施策の方向

(i) 理解

1. 障害のある人への理解の促進

(1) 障害理解の促進	① 県民参加型啓発運動の推進 ② 手話の普及等
(2) 行政機関における配慮	① 行政機関における合理的配慮 ^{*33} の推進 ② 選挙における配慮

2. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進	① 障害者差別の解消及び虐待の防止に向けた取組の推進
(2) 権利擁護の推進	① 権利擁護支援体制の構築 ② 成年後見制度 ^{*98} の利用促進

(ii) 相談

1. 日常生活全般の相談

(1) 相談支援ネットワークの構築	① 地域相談支援ネットワークの構築 ② 地域の相談窓口の充実 ③ 奈良県自立支援協議会 ^{*126} の活動の充実 ④ 市町村自立支援協議会 ^{*47} の活性化に向けた支援 ⑤ 見守り支援体制の構築
-------------------	--

2. 障害特性等に応じた相談

(1) 相談機能の充実	① 専門的な相談機能の充実 ② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実
-------------	--

3. 障害福祉サービスの利用に関する相談

(1) サービス等利用計画 ^{*40} の質の向上	① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画 ^{*66} 等の作成促進と質の向上
------------------------------------	--

(iii) 生活支援

1. 障害福祉サービスの充実

(1) 在宅サービス等の充実	① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 ② 支給決定の適正化 ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所 ^{*81} 等の指導監査の充実 ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 ⑤ 身体障害者補助犬 ^{*91} の貸与及び啓発
(2) 福祉人材等の確保・育成	① 障害福祉サービス事業所 ^{*81} 等の従事者の確保 ② 障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上

2. ネットワークの強化

(1) 支援ネットワークの形成	① ライフステージに応じた切れ目のない支援 ② 学齢期における支援機関の連携 ③ 地域の支援機関のネットワークの形成
-----------------	--

(iv) 生活環境

1. 住まいの確保

(1) グループホーム ^{*24} の充実等による住まいの確保	① グループホームの整備促進 ② 公的賃貸住宅 ^{*31} ・民間賃貸住宅 ^{*160} における住まいの確保 ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援
(2) 施設入所を必要とする人への支援	① 入所施設における生活の質の向上 ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実

2. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	① 住みよい福祉のまちづくりの推進 ② 総合的なバリアフリー化の推進 ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 ④ ユニバーサルツーリズム ^{*163} の推進 ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進
-----------------------------	---

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

(1) 防犯対策の推進	① 防犯対策の推進
(2) 消費者被害の防止	① 消費者被害の防止

4. 災害時における支援の充実

(1) 災害時における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者に関する取組の推進 ② 福祉避難所^{*150}の整備・運営 ③ 災害時のこころのケアの推進
------------------	--

(v) 保健・医療

1. 保健・医療の充実

(1) 医療と福祉の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実 ② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保
(2) 精神障害のある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神科救急医療体制の充実 ② 地域移行^{*109}・地域定着支援^{*110}等の充実 ③ 相談支援体制の構築 ④ 医療費負担の軽減に向けた支援
(3) 重症心身障害 ^{*55} のある人や医療的ケア ^{*10} が必要な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関の連携強化による支援の充実 ② 相談支援体制の充実 ③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保 ④ (仮称)重症心身障害児(者)支援センターの設置
(4) 難病 ^{*132} 患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関の連携強化による支援の充実 ② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発
(5) 認知症 ^{*135} の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 正しい知識の普及・啓発 ② 介護サービス基盤の整備

2. 療育の推進

(1) 早期発見	① 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実
(2) 地域療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害児療育機能の充実 ② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実

(vi) 教育

1. 特別支援教育^{*116}の充実

(1) インクルーシブ教育 ^{*13} の充実	① 障害のある子どもに対する学校支援体制の整備
(2) 進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 職業教育の充実 ② 職場開拓の推進 ③ 進路に関する適切な情報提供の実施

(vii) 就労

1. 雇用の促進

(1) 職場実習 ^{*85} の促進	① 職場実習機会の拡大
(2) 障害者雇用の促進	① 一般企業等における雇用の場の確保 ② 農業分野における雇用の場の確保 ③ 県における雇用の場の確保 ④ 精神障害のある人の雇用促進

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援	① 「障害者はたらく応援団なら ^{*78} 」の活動推進 ② 職場定着支援の充実 ③ 障害特性に応じた職場訓練の推進
--------------	---

3. 福祉的就労^{*149}への支援

(1) 福祉的就労の場の確保	① 売れる商品づくりの推進 ② 農福連携の推進
(2) 優先調達の推進と工賃 ^{*30} の向上	① 優先調達の推進 ② 施設外就労 ^{*45} の推進

(viii) 社会参加

1. 情報アクセシビリティ^{*83}の推進

(1) 意思疎通支援の充実	① 情報アクセシビリティ ^{*83} の向上及び意思疎通支援の充実 ② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保 ③ 音声機能障害のある人の発声訓練に対する支援 ④ 市町村の取組に対する支援
(2) 情報保障の充実	① 障害特性に応じた情報保障の充実 ② 県政広報の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実	① スポーツに参加する機会の充実 ② 障害のある人とない人が交流できる取組の推進 ③ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進 ④ 障害者スポーツ指導者等の養成
(2) 文化芸術活動等の充実	① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 ② 県立文化施設における取組の充実

(i) 理解

【目指す方向】

障害のある人の尊厳を守り、意思を尊重できる社会を目指します

1. 障害のある人への理解の促進

《 現状と課題 》

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。
平成 28 年 4 月 1 日に「障害者差別解消法^{*73}」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。
- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、まほろばあいサポート運動^{*159}を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート（平成 31 年 4 月～令和元年 6 月実施）」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいない等のご意見が寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方が参加でき、実践に結びつけることができるよう、より一層まほろばあいサポート運動を推進していく必要があります。
- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めるとともに、ろう者^{*167}の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成 29 年 3 月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。
- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に一層配慮する必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

様々な障害の特性や障害のある人の困っていることを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

(1) 障害理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進〔障害福祉課長〕

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動^{*159}を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター^{*1}」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体^{*2}」の認定企業・団体数を増やしていきます。

平成31年3月に作成した「奈良県障害理解促進DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。

参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。

さらに、平成28年10月に導入したヘルプマーク^{*152}や令和元年6月に導入したヘルプカード^{*152}の普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等〔障害福祉課長〕

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組めます。

行政職員や、ろう者^{*167}が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組みます。

また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動^{*159}の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

(2) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮^{*33}の推進

[障害福祉課長、人事課長、教育委員会企画管理室長、警察本部]

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領^{*84}」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮 [市町村振興課長]

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票(代筆)制度^{*105}の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度^{*162}の周知にも取り組みます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
あいサポート企業・団体 ^{*2} 数	団体	75	87	99	111	123	135	147
あいサポーター ^{*1} 養成人数	人	21,737	25,100	28,500	31,900	35,300	38,700	42,100

2. 差別の解消及び権利擁護の推進

《 現状と課題 》

○ 県では、まほろばあいサポート運動^{*159}と連動し、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んでいますが、奈良県障害者相談窓口には、今なお、障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人が障害を理由として不利益な取扱いを受けるなどの相談があります。障害を理由とする差別の解消を進めるためには、市町村や障害者団体、企業等と連携を図ることが重要です。その上で、「障害者差別解消法^{*73}」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理解促進に向けた各種の周知・啓発活動を展開するとともに、県民や企業等の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行うことが必要です。

また、県では、奈良県障害者窓口において、障害を理由とする差別に関する相談について解決に向けた助言等を行っていますが、今後も相談・支援体制の充実が必要です。

○ 障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の地域生活及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。本県では、平成 19 年に発覚した大橋製作所における障害者虐待事件の反省を踏まえ、被害を受けた人への支援や、虐待防止の体制の充実に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止を図るとともに、関係機関と連携し、早期発見及び適切な対応に努める必要があります。

○ 成年後見制度^{*98}の利用について、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている例があることや、後見人に対する助言等の支援体制の整備が不十分であることから、利用者が制度を利用するメリットを実感できていないことが課題として示唆されています。

このことから、平成 29 年 3 月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視の観点から制度運用に向けて、市町村は成年後見に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むこととされました。

障害のある人の自己決定を尊重し、自立した生活を支援するため、判断能力が十分でない人の財産や権利を守る仕組みである成年後見制度や日常生活自立支援事業^{*134}の利用促進に取り組む必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しながら
ともに生きることができる社会を目指します。

(1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進

① 障害者差別の解消及び虐待の防止に向けた取組の推進〔障害福祉課長〕

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法^{*73}」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消の取組を進めるとともに、まほろばあいサポート運動^{*159}の推進により、障害理解の促進に取り組みます。

障害者虐待を未然に防止し、虐待が発生した際には迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害福祉サービス事業所^{*81}等職員を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修等を開催するとともに、研修内容の充実を図ります。さらに、誰もが参加できる公開講座を設け、障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげます。

奈良県障害者権利擁護センター^{*122}において受理した障害者虐待に関する相談・通報・届出等については、市町村障害者虐待防止センターをはじめとした関係機関と連携しながら、「社会施設等に係る通報への初動対応マニュアル」を活用し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況について定期的に検証します。

障害者虐待への対応事例や対応方法等を記載した市町村職員向けの障害者虐待事例集を活用し、市町村職員の対応能力の向上を図ります。

(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護支援体制の構築〔障害福祉課長、地域福祉課長〕

障害のある人の権利擁護事案を解決する上で法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応するため、障害福祉圏域^{*80}ごとに圏域弁護士^{*26}を配置し、圏域マネージャー^{*27}等と連携した支援体制を構築することにより、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、障害のある人の権利擁護を推進します。

また、奈良県社会福祉協議会が窓口となる日常生活自立支援事業^{*134}の普及・啓発や運営適正化委員会^{*14}の周知及び活動の充実を図ります。

② 成年後見制度^{*98}の利用促進[障害福祉課長、地域包括ケア推進室長]

市町村が行う成年後見制度利用支援事業^{*100}や成年後見制度法人後見支援事業^{*99}(地域生活支援事業^{*108})について、実施にあたっての助言や情報提供等、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。

成年後見推進専門員^{*97}を配置し、成年後見制度に関わる相談支援や市町村申立^{*49}等の取組を行う市町村等関係機関に対して専門的な助言・支援を行います。また、各関係機関・団体等の専門家の連携促進や、市町村に対する基本計画の策定支援、中核機関設置に向けた市町村の勉強会を実施し、各地域における成年後見制度の利用促進を図ります。

また、成年後見制度を必要とする障害のある人が制度を利用できるよう、研修等において制度の周知、啓発を行います。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害者虐待防止・権利擁護 研修の修了者数(累計)	人	1,861	2,064	2,267	2,470	2,673	2,876	3,079
権利擁護ネットワークの中核 機関設置市町村数 [※]	市町村	2	—	9	—	—	—	—

※「権利擁護ネットワークの中核機関開設市町村数」は、地域福祉計画^{*111}の目標値を引用しているため、令和3年度以降の目標値については、新しい目標値を設定した後に反映させることとします。

(ii) 相談

【目指す方向】

障害のある人や関係者が何でも相談できる体制を整え、生活の安心を確保します

1. 日常生活全般の相談

《 現状と課題 》

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談体制が重要です。一般的な相談支援については市町村が担っていますが、相談支援員の不足等により、個々のきめ細かな相談ができていない状況にあるため、奈良県全体での体制強化が必要です。
- 個別の支援を行う過程で明らかになった課題については、市町村自立支援協議会^{*47}において、相談支援を中心に具体的な解決策が検討・実施され、地域で解決できない広域的・専門的課題については、奈良県自立支援協議会^{*126}が助言・支援を行うこととしています。奈良県自立支援協議会では、障害者医療のあり方や就労支援のあり方、地域療育支援体制の検討等に取り組んでいますが、市町村自立支援協議会との連携強化による更なる活動の充実が求められています。
- 近年、障害のある人を取り巻く制度については改正が行われ、自立生活援助^{*89}や就労定着支援^{*63}等新たなサービスが創設されたほか、共生型サービス^{*17}の位置づけがなされる等、充実が図られています。しかし、既存の制度や施策では対応しにくい制度の狭間の困りごとを抱える人がいます。これらの人を支えていくため、市町村における地域福祉計画^{*111}を基本として、地域と連携した見守り支援等の地域福祉の取組を推進する必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

日常の困りごとを身近な地域で相談でき、支援機関が連携して必要な支援を行える体制を整備するため、地域相談支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 相談支援ネットワークの構築

① 地域相談支援ネットワークの構築 [障害福祉課長]

地域の実情に即した相談支援の仕組みをつくるため、地域特性や課題を踏まえた県域全体での相談支援のあり方を示し、圏域マネージャー^{*27}が中心となって地域の相談支援ネットワークの構築に取り組みます。

② 地域の相談窓口の充実 [障害福祉課長]

地域の相談窓口の充実に向け、相談支援事業所^{*102}の機能強化・連携強化を支援します。広報の充実により障害者相談員^{*77}の役割や活動内容について周知を図り、障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

③ 奈良県自立支援協議会^{*126}の活動の充実 [障害福祉課長]

地域課題のうち、広域的・専門的な対応が必要な課題については、市町村自立支援協議会^{*47}と、奈良県自立支援協議会の専門部会やワーキングチームが連携して具体的な検討を行い、その解決に向けて市町村自立支援協議会と一緒に積極的に取り組みます。

奈良県自立支援協議会において当事者視点を確保するため、協議会の運営に障害のある人やその家族等の意見をより反映するための仕組みづくりに取り組みます。

④ 市町村自立支援協議会^{*47}の活性化に向けた支援 [障害福祉課長]

市町村自立支援協議会による地域課題の解決に向けた取組の活性化に向けて、地域で解決が困難な広域的・専門的な課題については、奈良県自立支援協議会^{*126}の活用等により、解決に向けた助言・支援を行います。

⑤ 見守り支援体制の構築〔地域福祉課長〕

支援を必要とする人の早期発見、早期支援につなげるため、地域での見守りや民生・児童委員の訪問支援、民間企業との連携等による情報提供、コミュニティソーシャルワーカー^{*39}（CSW）等の専門職のアウトリーチ^{*3}等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。

＜ 数値目標 ＞

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
地域の相談支援ネットワークに向けた1圏域あたりの助言件数	件	149	155	160	165	170	175	180

2. 障害特性等に応じた相談

《 現状と課題 》

- 障害のある人やその家族等が、個々の障害特性や取り巻く環境に応じた専門的な相談・支援が受けられるよう、発達障害者支援センター^{*141}、高次脳機能障害支援センター^{*29}、聴覚障害者支援センター^{*113}、地域生活定着支援センターの専門的な相談窓口の運営・機能の充実に取り組んでいます。障害の重度化・多様化に伴い、更なる体制の強化及び機能の充実が求められており、関係機関との連携をより一層強化し、支援の充実を図る必要があります。
- 近年社会的な関心が高まっている発達障害^{*140}については、発達障害者支援センター^{*141}に寄せられる相談が増え続けています（相談件数：②63,346件→③03,958件）。可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、平成31年4月に県内の全ての市町村に相談窓口が設置されましたが、相談に携わる職員の知識や経験が不足しており、人材育成に取り組む必要があります。
- こども家庭相談センター（児童相談所）^{*35}では、児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする様々な相談に対応していますが、同センター全体の相談件数の約半分は障害に関する相談という現状にあり、市町村・学校・児童家庭支援センター^{*49}等の関係機関等と連携した支援を充実する必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

身近な地域で障害特性に応じた相談・支援が受けられるよう、地域の関係機関に対し専門的な支援を行います。

(1) 相談機能の充実

① 専門的な相談機能の充実 [障害福祉課長、地域福祉課長]

【奈良県発達障害者支援センター^{*141}】

市町村の相談機能の強化のため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修等を行い人材育成に取り組むとともに、地域の支援機関や事業所、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。また、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、市町村の相談窓口で専門的な立場により助言・支援を行います。

ペアレントメンター^{*151}の養成や発達障害者支援センターとペアレントメンターとの連携による相談体制の充実により、家族等への支援体制の強化を図ります。

【奈良県高次脳機能障害支援センター^{*29}】

高次脳機能障害^{*28}のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、支援コーディネーターを配置することで専門的な相談機能の充実を図ります。

高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげられる支援体制の構築に向け、高次脳機能障害のある人や家族の方々の交流及び学習の場を設けるとともに、関係機関に対して高次脳機能障害の理解促進を図るべく研修を実施します。

【奈良県聴覚障害者支援センター^{*113}】

聴覚障害のある人（中途失聴・難聴者、盲ろう者を含む。）及びその家族等の多様な相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行います。

また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。

【奈良県地域生活定着支援センター】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする刑務所退所者等に対し、刑務所、保護観察所^{*157}、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、刑務所入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

[こども家庭課長、障害福祉課長]

こども家庭相談センター（児童相談所）^{*35}において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司^{*51}及び児童福祉司^{*54}等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

在宅の障害児とその家族の生活を支えるため、身近な地域で保護者の療育相談ができるよう、相談体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や施設に対し、療育に関する助言を行います。

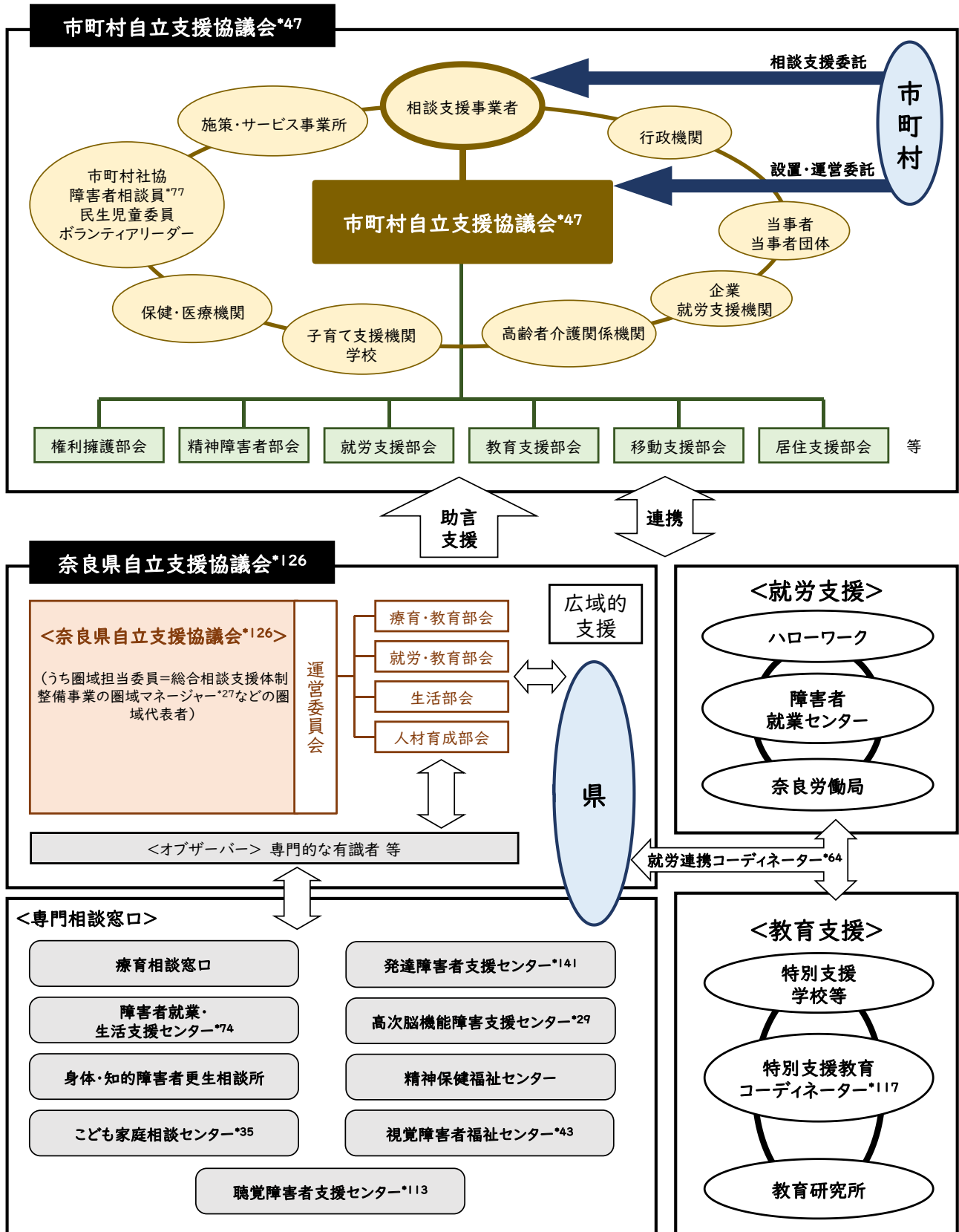
また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター^{*53}等を中心とした圏域ごとの相談支援の充実・強化に取り組めます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
発達障害者支援センター ^{*141} の関係機関への助言件数	件	422	450	500	550	600	650	700
発達障害者支援センター ^{*141} の外部機関や地域住民への研修件数	件	35	36	37	38	39	40	41
発達障害者支援センター ^{*141} 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1
発達障害者支援センターへの相談件数※	件	3,958	3,900	3,850	3,800	3,750	3,700	3,650
高次脳機能障害支援センター ^{*29} 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1
高次脳機能障害支援センターの相談件数	件	2,880	2,930	2,980	3,030	3,080	3,130	3,180
聴覚障害者支援センター ^{*113} の相談件数	件	119	121	123	125	127	129	131

※発達障害者支援センター^{*141}の相談件数については、身近な地域で一次相談を行う体制の整備に取り組んでいるため、相談件数の減少を目標としています。

《参考》 相談支援体制のイメージ



3. 障害福祉サービスの利用に関する相談

《 現状と課題 》

- 障害のある人一人ひとりに応じた個別の計画（サービス等利用計画^{*40}・障害児支援利用計画^{*66}）に基づき、各分野の関係機関で構成される個別支援ネットワークにより、必要とする支援が行われることが大切です。個別の計画の作成を行う相談支援専門員^{*103}の養成に取り組むことにより、計画の作成率は向上（サービス等利用計画作成率：②⑥59.8%→③⑩99.5%、障害児支援利用計画作成率：②⑥62.6%→③⑩99.9%）してきましたが、計画の質の確保や向上が求められています。

《 取組 》

【取組の方向】

障害のある人が、地域での日常生活に関わる様々な事柄を気軽に相談でき、適切なサービスが利用できる体制を目指します。

(1) サービス等利用計画^{*40}の質の向上

- ① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画^{*40}・
障害児支援利用計画^{*66}等の作成促進と質の向上
[長寿・福祉人材確保対策課長、障害福祉課長]

障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員^{*103}の養成及び資質向上に取り組めます。

奈良県自立支援協議会^{*126}の人材育成部会等を活用し、相談支援従事者初任者研修、現任研修及び主任相談支援専門員研修において、多職種が連携して意思決定支援を行うことの重要性や様々な課題等への対応を学ぶ研修を企画・実施します。

また、個別の困難ケースに対し圏域マネージャー^{*27}が助言することにより、相談支援専門員の相談のスキルの向上を図ります。地域の課題解決に向け相談支援専門員が中心となって、多職種が連携できるネットワークを構築し、障害のある人に寄り添った相談が実施できるよう圏域マネージャーが支援します。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
サービス等利用計画 ^{*40} において相談支援専門員 ^{*103} が作成した計画の割合	%	88.7	89.2	89.7	90.2	90.7	91.2	91.7
障害児支援利用計画 ^{*66} において相談支援専門員 ^{*103} が作成した計画の割合	%	77.4	78.4	79.4	80.4	81.4	82.4	83.4
主任相談支援専門員 ^{*103} 研修修了者数	人	—	—	8	16	24	32	40

(iii) 生活支援

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できるよう支援します

1. 障害福祉サービスの充実

《 現状と課題 》

- 障害のある人の地域生活支援に向けて、障害福祉サービス事業所^{*81}の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にあります（訪問系：②⑥1,146箇所→③⑩1,278箇所、日中活動系：②⑥241箇所→③⑩564箇所）が、地域におけるサービス事業所数やサービス提供の種類の差の是正、支援の質の向上を求める声が多く寄せられております。また、平成30年度に策定した第7次奈良県保健医療計画^{*130}（計画期間：平成30年度～令和5年度）で精神病床の削減の方針を打ち出した（精神基準病床数^{*16}：2,800床→2,200床）こともあり、引き続き、サービス基盤の充実や福祉・介護人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービスや補装具^{*158}について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底するとともに、支給決定基準^{*44}に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。
- 地域生活支援事業^{*108}は、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である反面、市町村間でサービスの内容に差異が生じています。住んでいる地域に関わらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、市町村に助言・支援を行うことが求められています。
- 「身体障害者補助犬法^{*92}」が施行されていますが、施設等への身体障害者補助犬^{*91}の同伴を拒否される等の事例が見受けられます。身体障害者補助犬が社会に受け入れられるよう、まほろばあいサポート運動^{*159}と連携し、理解促進に努める必要があります。
- 障害者手当・年金等の充実を求める声が多く寄せられており、経済的自立を支援する観点から、今後も継続して国への要望を行うとともに、制度の周知を行う必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

在宅サービスの充実や福祉・介護人材の確保及び資質向上により、
障害のある人が住み慣れた地域で生活できることを目指します。

(1) 在宅サービス等の充実

① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 [障害福祉課長]

障害福祉サービス等の見込量の確保に向けたサービス基盤の整備や、障害福祉サービス事業所^{*81}等における支援内容の充実を図るため、施設・設備の整備に対する支援や事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。

② 支給決定の適正化 [障害福祉課長]

市町村における障害福祉サービス等の支給決定の適正化を図るため、障害支援区分^{*65}認定に関わる認定調査員^{*138}、市町村審査会委員^{*48}、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、各市町村の支給決定基準^{*44}に基づき、サービス等利用計画^{*40}等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所^{*81}等の指導監査の充実

[監査指導室長]

施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営、サービスの質の確保及び各種給付の適正化がなされるよう、制度の周知を図るとともに、課題を抱える施設・事業所等に対して、重点的・継続的な指導に取り組みます。

④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 [障害福祉課長]

市町村が行う地域生活支援事業^{*108}に関し、市町村と情報交換を行い取り組み状況を把握したうえで、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、事業の着実な実施を促していきます。

また、地域の実情に応じて、主体的に施策を展開する市町村の取組を積極的に支援していきます。

⑤ 身体障害者補助犬^{*91}の貸与及び啓発〔障害福祉課長〕

身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行います。

県民や施設管理者等に対して、まほろばあいサポート運動^{*159}や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進します。

(2) 福祉人材等の確保・育成

① 障害福祉サービス事業所^{*81}等の従事者の確保

〔長寿・福祉人材確保対策課長〕

平成28年12月から運用している奈良県福祉・介護事業所認証制度を通して、事業所の人材育成や就労環境の整備等の取組を「見える化」し、安心して働くことができる事業所を積極的に周知することで、福祉・介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進し、参入促進、離職防止・定着促進を図ります。また、認証事業所に勤務する福祉・介護職員を「福祉・介護のお仕事PR隊」として委嘱し、若者等に福祉・介護の仕事の魅力などをダイレクトに情報発信することで、職業としての認知度の向上やイメージアップを図り、就労に繋がる取組を推進します。

福祉人材センターにおいて、就職者と求人事業所双方の希望に添ったきめ細かなマッチングを行うとともに、職場体験や職場見学等の機会を設け、福祉・介護の仕事をより身近に感じてもらう取組を進めます。

② 障害福祉サービス事業所^{*81}等の従事者の資質向上

〔長寿・福祉人材確保対策課長〕

障害特性や取り巻く環境等に対応できる人材を育成するため、奈良県自立支援協議会^{*126}の人材育成部会等を活用し、サービス管理責任者等研修の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。

強度行動障害^{*21}のある人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした支援者養成研修を開催する等、適切な支援ができる人材の養成に取り組めます。

障害福祉サービス事業所等が、利用者(障害のある人)の立場に立った質の高いサービスを提供することができるよう、奈良県福祉人材センター^{*129}において、就労年数や職場内の役割に応じた知識や技術等を向上させるための研修を実施します。

障害福祉サービス従事者に必要な資質を示すため、奈良県自立支援協議会の人材育成部会を活用し、障害福祉人材育成の指針を作成します。また、同指針に基づき研修を行うことにより従事者の質の確保を図ります。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
施設入所者の地域生活への移行人数(累計)	人	144	160	175	190	205	220	235
サービス管理責任者等更新研修修了者数	人	—	300	600	900	1,200	1,500	1,800

2. ネットワークの強化

《 現状と課題 》

- 障害のある人が地域で生活するためには、地域の関係機関が連携して支援を行うことが必要ですが、支援機関や多職種間での連携が行われていない現状があります。障害のある人それぞれの重度化や高齢化を見据えて、地域の実情に応じ、障害のある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。
- 幼児期から学齢期、成人期、高齢期とライフステージが変化する節目においては、支援機関が変わることが多い中で、支援者間の情報共有がうまく行えていないこともあることから、スムーズに移行ができるよう、丁寧な対応が必要となります。

《 取組 》

【取組の方向】

障害のある人が地域で安心して暮らすことができる体制を目指します。

(1) 支援ネットワークの形成

① ライフステージに応じた切れ目のない支援 [障害福祉課長]

障害のある人、家族、支援者等との間の情報共有や情報の引き継ぎが円滑になされるよう、障害のある人の状態、特性、配慮が必要なこと、これまでの経過等を記載したサポートブック「リンクぷらす」*42を高齢期まで活用できる内容に改訂し、積極的な利用を図ります。

② 学齢期における支援機関の連携 [障害福祉課長]

学齢期における療育支援は、支援主体となる機関が多岐にわたりますが、障害のある児童に対する一貫した支援を実施するため、保護者・教育・福祉が連携できる体制を整備します。

③ 地域の支援機関のネットワークの形成 [障害福祉課長]

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入、対応、専門性、地域の体制づくり）を、市町村の実情に応じ整備できるよう、圏域マネージャー^{*27}を配置し、具体的な方策について助言を行います。

また、市町村自立支援協議会^{*47}を中心に地域の支援機関が連携できる体制を整えるため、情報提供等を行う勉強会を開催します。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
地域生活支援拠点設置市町村割合	%	2.6	2.6	40	60	80	90	100

(iv) 生活環境

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できる環境をつくります

1. 住まいの確保

《 現状と課題 》

- 障害のある人の地域での生活の場であるグループホーム^{*24}の整備数は増加していますが（定員数：②6825人→③01,110人）、入所施設利用者や精神科病床入院者の地域移行の受け皿としてグループホームの利用者数（利用者数：②6682人→③0936人）は今後も増加する見通し（利用者見込数：⑥1,402人）であり、引き続き整備を促進する必要があります。
また、加齢により障害が重くなった人の地域生活の継続や比較的重度の障害がある人等の生活の場として、平成30年度に制度化された「日中サービス支援型グループホーム」の整備を図る必要があります。
- グループホーム^{*24}のほか公的賃貸住宅^{*31}や民間賃貸住宅^{*160}等も障害のある人の住まいの場として重要ですが、民間賃貸住宅の利用にあたっては、バリアフリー化された住宅が少ない、保証人が見つからない、障害のある人への理解が十分進んでいない等の課題があります。
- 重度の障害があっても地域生活ができるよう、サービス基盤の充実等により、地域移行を促進することが重要です。日中サービス支援型グループホーム^{*24}も創設されましたが、加齢による障害の重度化等により、地域での生活が困難なため、依然入所施設を求める声も寄せられています。入所施設を必要とする人に対しても、ニーズを踏まえた支援が行われるよう、入所施設の必要量を確保する必要があります。また、入所施設において、施設と地域の交流を進める等、入所施設における支援の質の向上を図る必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

グループホーム^{*24}の整備等を促進することで、住まいの場を確保し、障害のある人が地域で安心して暮らすことができる環境を整えます。

(1) グループホーム^{*24}の充実等による住まいの確保

① グループホーム^{*24}の整備促進 [障害福祉課長]

グループホームの必要量を確保するため、創設、バリアフリー化、スプリンクラー等の設備整備に対する支援等を行うとともに、地域住民に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホームの整備が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます。

また、日中サービス支援型グループホームの整備を促進するとともに、重度の障害のある人も日中サービスが利用できる体制を整えます。

さらに、障害のある人の加齢に伴う障害の重度化等、心身の状況の変化に応じたグループホームのあり方についての検討も進めます。

② 公的賃貸住宅^{*31}・民間賃貸住宅^{*160}における住まいの確保

[住まいまちづくり課長]

障害のある人等が日常生活を営む上で、住まいのバリアフリー化は不可欠です。

公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応住戸を供給します。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図ります。

民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やセーフティネット住宅^{*101}の登録について、民間事業者への啓発を行い、バリアフリー化の促進を支援するとともに、障害がある等の理由により賃貸住宅への公平な入居機会が不当に制限されないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行います。

③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

[障害福祉課長]

賃貸契約により一般住宅へ入居希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。また、家主への相談・助言や入居後の緊急時における対応等の支援が市町村において円滑に実施できるよう、助言や情報提供等の支援を行います。

(2) 施設入所を必要とする人への支援

① 入所施設における生活の質の向上〔障害福祉課長〕

障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援^{*46}利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組みます。

施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画^{*40}に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所^{*102}と入所施設の連携強化に取り組みます。

② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実〔障害福祉課長〕

県立障害児入所施設である登美学園・筒井寮については、一体的に建替整備を行っており、令和元年度に居住棟が完成しました。引き続き、令和4年度の完成に向け、管理棟や指導訓練棟の整備等を着実に進めます。また、これまでの入所支援で蓄積したノウハウ等を活かし、障害児支援が身近な地域で安心して受けられるよう、引き続き、市町村や関係機関等とのネットワークの構築、障害児支援事業所・保育所・幼稚園等の地域で活躍する支援者の育成・確保のための研修会の開催や助言・指導を行う等、障害児支援の拠点的機能にも取り組みます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
グループホーム ^{*24} の 定員数	人	1,110	1,160	1,210	1,260	1,310	1,360	1,410
バリアフリー化され た住宅の割合	%	55 (H25実績)	65	66	67	68	69	70

※バリアフリー化された住宅：住宅・土地統計調査^{*56}(総務省)による高齢者等のための設備がある住宅

2. バリアフリーの推進

《 現状と課題 》

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例^{*128}」に基づき不特定かつ多数の者が利用する対象施設について、整備基準に適合しているかどうかの確認を行っています。
- バリアフリー基本構想^{*142}は、旅客施設を中心とした地区等で市町村が作成することと規定されており、移動等円滑化のために実施すべき道路や公共交通、建築物等において、バリアフリー整備を促進することとされています。平成30年度現在、基本構想は9市町で作成されていますが、まだ未作成の市町村において作成を促進する必要があります。
- 誰もが観光を楽しめるユニバーサルツーリズム^{*163}の推進が求められおり、「観光バリアフリーマップ^{*15}」の需要は年々増加しています。バリアフリーの現状把握・課題抽出を行い、正確な情報を発信するとともに、必要な支援を組織的かつ包括的に行う仕組みを整備していく必要があります。
- 県の施設については、建設及び改修時において、「思いやり駐車場」や多目的トイレの整備等のバリアフリー化に取り組んでいますが、引き続き、障害のある人に配慮した施設整備を進める必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

障害のある人が、公共交通機関やトイレ等の利用を心配することなく
外出できる環境を整えます。

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

① 住みよい福祉のまちづくりの推進 [地域福祉課長]

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例^{*128}」に基づき、障害のある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、障害や高齢・難病^{*132}等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について普及・啓発を進めます。

② 総合的なバリアフリー化の推進 [道路環境課長、警察本部、施設所管課長]

幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機^{*143}の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進します。

市町村において、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律^{*34}」に基づく移動等円滑化促進方針^{*7}及びバリアフリー基本構想^{*142}の作成を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 [地域交通課長]

鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実、ノンステップバス^{*139}の導入等、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者に対し支援を行います。

通院や買い物等の日常生活に必要な移動に不便や不自由を感じることなく暮らせるよう、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に取り組みます。

④ ユニバーサルツーリズム^{*163}の推進 [ならの観光力向上課長]

ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者、福祉関連事業者等と連携した取組を進め、ホームページにより県内のバリアフリー情報を発信する等、全ての人が安心して観光を楽しめる環境づくりに取り組みます。

⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進〔障害福祉課長〕

県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要です。庁内各部署が連携できるよう、奈良県障害者政策推進本部会議^{*125}においてバリアフリー化に関する情報共有を行い、新たな施設の整備や既存施設の改修時にハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進めます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
移動等円滑化促進方針 ^{*7} バリアフリー基本構想 ^{*142} を 作成した市町村数	市町村	9	10	10	11	11	12	12
鉄道駅のバリアフリー化率 (1日当たり平均乗降客数 3,000人以上の駅の段差 解消率)	%	77.4	82.3	100*	—	—	—	—
ノンステップバス ^{*139} の導入 率	%	51.1	54.2	70.0*	—	—	—	—
バリアフリー対応型信号機 ^{*143}	箇所	364	372	377	382	387	392	397

※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に準拠し、「奈良県公共交通基本計画」において、令和2年度末までに達成すべき目標値として定めています。

なお、令和3年度以降の目標値については、今後の国の動向等を踏まえ、設定します。

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

《 現状と課題 》

- 障害のある人の警察への通報や相談には困難を伴う場合があることから、情報提供や意思疎通の手段の充実を図る必要があります。
- 障害のある人の消費者トラブルは、障害特性等により、被害に遭っていることに気付きにくい場合や、被害に遭っても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくい、被害拡大につながりやすい等の傾向があります。そのため、障害のある人が消費生活を営む上で必要な支援を適切に行うとともに、トラブルの未然防止や拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

《 取組 》

【取組の方向】

障害のある人が、犯罪被害や消費者被害にあわず、安心して生活できる地域を目指します。

(1) 防犯対策の推進

① 防犯対策の推進〔警察本部〕

各種広報媒体を用いた防犯情報の提供や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの 110 番通報に迅速かつ的確に対応するためのファックス 110 番^{*147}・メール 110 番^{*161}・110 番アプリ^{*146}の周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組めます。

行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むまちづくりを推進します。

(2) 消費者被害の防止

① 消費者被害の防止 [消費・生活安全課長]

奈良県消費者教育推進計画に基づき、障害のある人を対象とした啓発講座等を実施し、消費者被害防止を図ります。

また、県内の消費生活相談窓口^{*82}と地域をつなぐパイプ役となる「くらしの安全・安心サポーター^{*23}」を養成し、障害のある人に対して情報提供や啓発等を行う見守りボランティア活動につなげます。

福祉関係団体、自治連合会や弁護士会等と行政が参画する「高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会」を開催し、消費者トラブルに関する情報提供等を行うとともに、関係団体に対して、毎月「見守り通信」をメール配信し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

4. 災害時における支援の充実

《 現状と課題 》

- 障害のある人の中には、災害時に必要な情報を入手したり発信したりすることが困難な人、自力での迅速な避難が困難な人、避難生活で一定の配慮が必要な人等がいます。実際に災害が起こったときに必要とする支援は、障害種別や程度によって異なるため、それぞれの障害特性や必要とする支援等に応じた対策を講じることが重要です。このため県では、市町村における避難行動要支援者名簿^{*145}（全市町村整備済）や個別計画^{*36}（作成市町村数：⑳9→㉑10）の整備に向けた支援を実施しており、更に取組を推進する必要があります。
- 災害時に障害のある人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所^{*150}（未設置市町村数：㉑10→㉑5）の量的確保や障害特性に配慮した避難所の質的改善が求められており、市町村と連携した取組を推進する必要があります。
- 東日本大震災の教訓のひとつとして、災害時において障害のある人等の要介護者に対する発生直後からの早期対応のあり方、また、避難所等での二次被害（要介護状態・症状の重度化、災害関連死等）の防止に向けた災害時要配慮者の支援体制の整備が求められています。さらに、平成 28 年に発生した熊本地震や、平成 30 年の西日本豪雨災害等においても、災害時の障害のある人等の要配慮者の避難生活における福祉ニーズへの対応が求められています。

《 取 組 》

【取組の方向】

災害発生時に、障害のある人が迅速に避難するための
地域支援体制が構築された奈良県を目指します。

(1) 災害時における支援の充実

① 要配慮者に関する取組の推進 [地域福祉課長、福祉医療部企画管理室長]

災害発生時に、障害のある人の安全を守るため、市町村による避難行動要支援者名簿^{*145}の定期的な更新や個別計画^{*36}の作成を促進するとともに、日頃から地域において障害のある人と支援者等が交流して信頼関係を築くことにより、障害のある人の所在や状況を把握し、障害のある人に配慮した避難支援体制を構築します。

また、障害福祉サービス事業所^{*81}において、災害時に迅速に対応できるよう、非常災害計画が策定されているかを確認し、策定されていない事業所に対しては指導を行います。

令和元年11月に発足した奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)^{*121}の災害時派遣により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ります。また、DWATの体制を充実させるとともに、災害時に効果的に活動できるよう研修や訓練を実施するなど平時から災害に備えます。

② 福祉避難所^{*150}の整備・運営 [地域福祉課長]

福祉避難所の充実に向け、市町村による新たな福祉避難所の指定及び個々の障害特性等に配慮した機能強化の促進に取り組みます。

また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づいた避難訓練の実施等、市町村における取組を支援します。

③ 災害時のこころのケアの推進 [疾病対策課長]

災害時の精神科医療の確保に向け、災害派遣精神医療チーム(DPAT)^{*41}の編成及び派遣が迅速に行われるよう、精神科医療機関に協力を求め体制整備を推進するとともに、平常時より関係機関による連絡会議を開催する等、必要な体制整備を図ります。

被災者支援に関わる医師、看護師、保健師、精神保健福祉士^{*96}等の専門職を対象とした研修会を実施し、災害時のこころのケア支援に関する知識や支援技術の向上を図ります。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
個別計画 ^{*36} の作成市町村数	市町村	10	10	13	16	19	22	25
福祉避難所 ^{*150} の設置数	箇所	242	257	272	287	302	316	330
DWAT ^{*121} チーム員登録者数	人	－	100	110	120	130	140	150

(v) 保健・医療

【目指す方向】

障害のある人が安心して暮らすことができる保健・医療・療育体制を目指します

1. 保健・医療の充実

《 現状と課題 》

- 県では、平成 30 年度に従来の健康福祉部と医療政策部を福祉医療部として改編し、福祉と医療の連携を深めて一体的に施策の推進に取り組んでいます。「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(平成 31 年 4 月～令和元年 6 月実施)」では、「医療が充実した」「医療と福祉の連携がみられた」とのご意見がある一方で、「在宅医療、専門的医療サービスが充実していない」との意見も寄せられています。障害のある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、医療や医療的ケア^{*10}を受けられる体制づくりをさらに進める必要があります。
- 精神障害のある人や家族等からは、精神科病院からの地域移行の促進、アウトリーチ^{*3}による支援を行うことのできる体制の整備、家族を含めた地域生活支援、24 時間 365 日の相談支援体制の確立、危機介入チームの設置等を求める声が多く寄せられています。治療に結びついていない人に対する保健所による訪問支援の充実や、医療機関による訪問診療の実施、精神科救急医療システム^{*94}の適切な運用が必要です。さらに、保健・医療・福祉関係者が地域の課題を共有し、「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム^{*112}」の構築に向けた取組を推進する必要があります。
- 重症心身障害^{*55}のある人や医療的ケア^{*10}が必要な人が地域で家族と暮らしていくうえで、介護者の多くが負担感を感じており、日中通える場所等の不足や、緊急時や家族のレスパイト^{*166}のための受入体制の整備が課題となっています。「協議の場」を設け、福祉と医療が連携して支援の方向性を検討していますが、在宅支援体制の構築に向けて、引き続き、検討を進める必要があります。

- 難病^{*132} は、経済的な問題のみならず介護等を要する等、家族の負担が重く、精神的負担も大きい疾患であり、疾患による個別性が高いという特徴があります。国の難病対策の見直しに伴って障害福祉サービスの対象となる疾患が拡大されていることもあり、難病患者等の身体状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、在宅サービスの充実が求められています。また、家族等の介護者の休息等のためにも、難病患者の安定した療養生活に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化が求められています。

- 高齢化の進展に伴い、認知症^{*135} 高齢者が増加していく中で、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。このような中で、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるようにするためには、自分や身近な人の変化に気づくとともに認知症初期集中支援チームを活用して早期発見・早期診断につなげる必要があります。また、家族の負担を軽減するためには、地域での見守り体制の構築や、認知症介護従事者の養成、グループホーム^{*24} の充実や医療機関との連携等、認知症にかかる医療・介護サービス基盤の整備が求められています。

《 取 組 》

【取組の方向】

障害のある人が、安心して暮らせるよう、
保健・医療の充実と支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 医療と福祉の連携の強化

① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実

〔障害福祉課長、地域医療連携課長、疾病対策課長、
健康推進課長、地域包括ケア推進室長〕

第7次奈良県保健医療計画^{*130}(計画期間:平成30年度~令和5年度)に基づく医療分野における取組と連携し、精神障害のある人、重症心身障害^{*55}のある人、医療的ケア^{*10}が必要な人、難病^{*132}患者及び認知症^{*135}の人に対する関係者の支援ネットワークの構築に向けて取り組みます。

② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保

〔障害福祉課長、地域医療連携課長〕

心身障害者歯科衛生診療所^{*90}において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。

また、なら医療情報ネットにより、著しく歯科診療が困難な者(障害のある人等)の歯科治療に対応する歯科医療機関を検索できる体制を確保するほか、在宅歯科医療(訪問歯科診療)を推進するため、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行う『在宅歯科医療連携室』を設置して、在宅歯科医療を受けたい方、家族等のニーズに応えます。

(2) 精神障害のある人への支援

① 精神科救急医療体制の充実〔疾病対策課長〕

精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに医療の必要がある人に対応するため、夜間・休日に係る相談・診療体制の充実及び入院病床の確保により、24 時間 365 日の精神科救急医療システム^{*94}の充実に取り組みます。

医療機関等によるアウトリーチ^{*3}においては、時間外にも対応できる多職種チーム^{*106}の設置を目指すとともに、保健所や精神保健福祉相談員、障害福祉サービス事業所^{*81}の相談支援専門員^{*103}、訪問看護ステーションの看護師等との連携強化を図り、アウトリーチ体制の実現に努めます。

② 地域移行^{*109}・地域定着支援^{*110}等の充実〔疾病対策課長〕

入院医療中心の精神医療から地域生活を支援するための精神医療体制の構築を目指します。

第7次奈良県保健医療計画^{*130}(計画期間:平成 30 年度～令和 5 年度)で精神病床の基準病床数^{*16}を新たに設定したこと等を受け、保健、医療、福祉関係者や市町村による協議の場を設定し、長期入院者の地域移行や、家族同居から自立生活への支援、未治療、治療中断者等への医療・福祉サービスの確保等、精神障害のある人の当事者活動の支援等、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム^{*112}の構築に向けて取り組みます。

また、保健所が措置入院^{*104}者等の退院後支援計画を策定し、退院後支援に関わる関係機関とともに支援します。

③ 相談支援体制の構築〔疾病対策課長〕

保健所等の各機関において、精神障害のある人や家族等の事情に対応した、きめ細かな専門相談ができるよう、精神科医師をはじめ各種専門職が、各機関の窓口相談担当者に対して研修を実施すること等により、相談支援体制の強化を図ります。

精神疾患の重篤化を防ぐためには、早期発見、早期対応が重要であり、保健所をはじめ関係機関との連携により、障害のある人とその家族等が相談しやすい体制を整備するとともに、各種研修会を通じ、精神保健福祉従事者のスキルアップを図るとともに県民への積極的な周知や啓発活動を行います。

④ 医療費負担の軽減に向けた支援〔疾病対策課長〕

拡充した精神障害者医療費助成事業^{*95}について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。

(3) 重症心身障害^{*55}のある人や医療的ケア^{*10}が必要な人への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実〔障害福祉課長〕

在宅の重症心身障害^{*55}のある人や医療的ケア^{*10}が必要な人への支援のため、「協議の場」を開催し、課題等を掘り下げるとともに、保健、医療、福祉、教育等、各分野の関係機関と当事者の方が連携し、地域における支援ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。

② 相談支援体制の充実〔障害福祉課長〕

障害福祉サービス事業所^{*81}等の職員を対象に、重症心身障害^{*55}のある人や医療的ケア^{*10}が必要な人の身体状態や生活状況を理解し、支援を行う医療的ケア児等支援者や、関係機関との連携を調整する医療的ケア児等コーディネーター^{*11}を養成する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を支援することができる人材の育成及び相談支援体制の充実強化を図ります。

また、保護者の介護負担を軽減するため、レスパイト^{*166}を行える体制整備に取り組みます。

③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

〔長寿・福祉人材確保対策課長〕

障害福祉サービス事業所^{*81}等における医療的ケア^{*10}の提供体制の充実を図るため、喀痰吸引等を行う介護職員等の確保及び技術向上を目的とした研修を実施します。

④ (仮称)重症心身障害児(者)支援センターの設置〔障害福祉課長〕

重症心身障害^{*55}のある人や医療的ケア^{*10}が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制をつくるため、他府県の例を参考に本県の実情に鑑みて、必要なサービスの充実に向けた検討を進めるとともに、関係機関の連携強化や人材育成、相談支援体制の充実強化の拠点となるセンターの設置を進めます。

(4) 難病^{*132}患者への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実〔健康推進課長〕

難病^{*132}患者に対する適切な入院施設を確保するとともに、レスパイト^{*166}等のため在宅療養が困難となった場合に、一時入院することが可能な病床を確保する等により、患者の安定した療養生活の継続に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化に取り組みます。

難病相談支援センター^{*133}において、疾患ごとに、県内の専門医による個別相談や、患者団体と連携した難病ピアカウンセリング^{*144}、就労相談等を実施しており、国の難病対策の見直しに伴って拡大される疾患への対応等、相談機能の充実に取り組みます。

② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発

[障害福祉課長、長寿・福祉人材確保対策課長]

難病^{*132}患者等の身体の状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、居宅介護^{*22}や短期入所^{*107}等のサービス基盤の充実に図るとともに、サービス管理責任者等研修等を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。

難病患者等が必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、引き続き、「障害者総合支援法^{*76}」や「児童福祉法」の制度について周知するとともに、障害支援区分^{*65}の審査判定や支給決定に関わる者を対象に、認定調査員^{*138}研修や市町村審査会委員^{*48}研修等を通じて、難病患者の特徴等の理解促進を図ります。

(5) 認知症^{*135}の人への支援

① 正しい知識の普及・啓発

[長寿・福祉人材確保対策課長、地域包括ケア推進室長]

認知症^{*135}の人や認知症が疑われる人に対して早期に適切な対応が行われるよう、認知症の兆候やシグナルについて必要な知識の普及を図ります。

認知症の人の地域での暮らしを応援する認知症サポーター^{*136}の養成を推進し、介護者による交流会や関係者によるネットワーク会議を開催する等、認知症の人と家族介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。

市町村に設置された認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が充実するよう研修会等を通じて、認知症の人の早期発見・早期診断や医療・介護等が連携した支援体制の構築を推進します。

医療や介護の従事者等を対象とした研修等を通じて、認知症に関わる人材の専門性の向上を図るとともに、認知症サポート医^{*137}の養成等を通じて、認知症に係る医療と介護の連携を強化します。

② 介護サービス基盤の整備 [介護保険課長、地域包括ケア推進室長]

認知症^{*135}対応型グループホーム^{*24}等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症介護に携わる多職種を対象とした研修を実施し、介護技術の向上を図ります。

《 数値目標 》

項目		単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入院中の精神障害のある人の地域移行※1	入院後3か月時点の退院率	%	56.0 (見込)	59.0	62.0	65.0	67.0	69.0	69.0
	入院後6か月時点の退院率	%	80.0 (見込)	81.0	82.0	83.0	84.0	84.0	84.0
	入院後1年時点の退院率	%	89.5 (見込)	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.0
	在院期間1年以上の長期入院患者数	人	1,380 (見込)	1,330	1,276	1,176	1,076	977	878
精神病床における1年以上の長期入院患者数※1 (65歳以上)		人	864 (見込)	850	836	782	728	674	621
精神病床における1年以上の長期入院患者数※1 (65歳未満)		人	516 (見込)	480	440	394	348	303	257
保健所ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置数		箇所	2	3	4	4	4	4	4
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置割合		%	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
医療的ケア児等コーディネーター**1 養成研修修了者数		人	—	30	60	90	90	110	110

※1 「入院中の精神障害のある人の地域移行」、「精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定」の平成30年度数値は見込み数です。

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
医療的ケア児等コーディネーター ^{*11} を配置している事業所数	人	—	20	30	40	40	50	50
主に重症心身障害 ^{*55} 児を支援する児童発達支援 ^{*52} 事業所の設置市町村又は圏域の割合	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100
主に重症心身障害 ^{*55} 児を支援する放課後等デイサービス ^{*156} 事業所の設置市町村又は圏域の割合	%	5.1	5.1	20	50	70	80	100
認知症サポート医 ^{*137} の養成者数 ^{※2}	人	103	112	120	—	—	—	—
認知症サポーター ^{*136} 養成数	人	99,806	—	135,600	—	—	—	—
地域生活支援広域調整会議等事業協議会の開催見込み数	回	4	5	6	6	6	6	6
地域移行・地域生活支援事業 ^{*108} ピアサポート研修受講者数(延数)	人	30	50	60	70	80	90	100
災害派遣精神医療チーム ^{*41} 体制整備事業DPAT 隊員登録者数	人	3	9	15	21	24	27	30

※2 「認知症サポート医^{*137}の養成者数」は、新オレンジプランの目標値を引用(R2年度までに120人を養成)しているため、令和3年度以降の目標値については、新しい目標値を設定した後に反映させることとします。

2. 療育の推進

《 現状と課題 》

- 障害や発達の違いのある子どもの支援については、早期から適切な療育を受けることで二次障害を防ぎ、子どものもつ能力が発揮できることにつながります。療育が必要な子どもが適切な療育を受けることができるよう、乳幼児の健康診査（3歳児健診受診率：②⑥84.0%→③⑩93.4%）の適正なスクリーニングや相談指導等を通じて、障害や発達の違いの早期発見に努めています。全ての市町村の乳幼児健康診査において、障害や発達の違いを早期発見するための精度管理が必要です。
- 児童発達支援^{*52} 事業所、放課後等デイサービス^{*156} 事業所は増加しており（事業所数：②⑥196箇所→③⑩349箇所）、身近な地域でサービスを受けることができるようになってきましたが、支援の拠点となる療育機関がない地域もあります。また、療育支援の質の向上を求める声が多くあります。
- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、更には障害のある人とない人の相互理解を図る上で、地域の幼稚園や保育所において受け入れるための環境整備が必要です。また、学齢期の子どもについても、放課後や長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県と市町村が連携し、地域の参画を得ながら、放課後児童クラブ^{**155} や放課後子ども教室^{*154}、児童館^{**50} 等への受入体制を充実する必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

障害の早期発見により、早期に適切な療育を受け、
将来を見据えた切れ目ない支援ができる社会を目指します。

(1) 早期発見

① 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実

[健康推進課長、障害福祉課長]

発達障害^{*140}の早期発見のため、市町村の乳幼児健診事業に対して、県統一問診項目に発達障害のスクリーニング項目を設け、県作成の「奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）、（保健指導編）」において適正なスクリーニング実施についての指導・助言を示すとともに、市町村等の関係者の資質向上のための研修を行います。

また、聴覚障害の早期発見のため、「奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」を活用し、医療機関、市町村、療育機関等の関係機関が連携した療育支援ができるよう取組を進めます。

地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

(2) 地域療育体制の充実

① 障害児療育機能の充実 [障害福祉課長]

地域での障害のある子どもの生活を支えるため、在宅の障害のある子どもの保護者が、相談及び家庭での生活支援や療育の指導等が受けられるよう、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター^{*53}の市町村及び圏域ごとの設置に向け、奈良県自立支援協議会^{*126}の療育部会において働きかけを行い、児童発達支援センターを中心とした相談支援及び療育体制を充実・強化します。

② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実

[障害福祉課長、子育て支援課長]

障害のある子どもの受入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。

放課後児童クラブ^{*155}における「インクルーシブ」(障害のある子もいない子も共に生きる)を推進するとともに、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。

また、保育所や放課後児童クラブ等において支援が必要な子どもが増えていることから、職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための専門的な研修を実施します。人材を確保するため、国の補助金を活用するなどして、財源確保に努めます。

医学的な支援が必要な発達障害^{*140}のある子どもに対し、地域の療育機関等に作業療法士を派遣し、それぞれの子どもに合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期療育を実施できる地域の療育体制を構築します。

障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援^{*153}等の充実を図ります。

児童発達支援^{*52}事業や放課後等デイサービス^{*156}事業を実施する事業所等のサービスの質の向上のため、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の療育機能の充実・強化を図ります。

保育所等に通う聴覚障害のある子どもに対し、それぞれの子どもに合った支援が行えるよう、聴覚障害教育のセンター校であるろう学校と連携して支援方法や手話を獲得することができる環境整備等の助言等を行います。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
健康診査受診率 (1歳6か月)	%	96.1	96.4	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5
健康診査受診率 (3歳)	%	93.4	93.7	94.0	94.3	94.6	94.6	95.0
障害児等療育相談実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3
障害児等療育相談件数	件	423	425	430	435	440	445	450
児童発達支援センター ^{*53} の設置市町村又は圏域の割合	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100
保育所等訪問支援 ^{*153} の設置市町村又は圏域の割合	%	20.5	30	40	50	70	80	100

(vi) 教育

【目指す方向】

地域に根ざし、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに対応します

1. 特別支援教育^{*116}の充実

《 現状と課題 》

- 障害のある子ども一人ひとりが、障害特性等に応じ就学前から卒業まで切れ目なく支援を受けられるよう環境の整備が求められています。そのためには、通級による指導や特別支援学級に在籍している児童生徒だけではなく、すべての障害のある子どもについても、個別の教育支援計画^{*37}や個別の指導計画^{*38}の作成と活用に努め、一人ひとりに応じた指導や支援を組織的かつ計画的に行うことが必要です。
- インクルーシブ教育^{*13}の充実に向けて、全ての子どもが共に学び共に育つことを基本的な考えとする「地域に根ざした教育」を推進する必要があります。学校教育における障害理解の促進も求められており、障害のある子どもとの交流及び共同学習を充実することが重要です。また、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(平成31年4月～令和元年6月実施)」では、障害のある子どもの教育に関わる教員の知識や経験の更なる向上を求める意見が寄せられていることから、地域の小・中学校等において、特別支援教育^{*116}に関する教員の専門性の向上を図る必要があります(校内研修を実施した学校の割合:⑩93.3%)。
- 進路指導にあたっては、障害のある生徒本人の希望を尊重するとともに、就労を希望する生徒が適性に応じた仕事に就くことができるよう、企業や労働・福祉等の関係機関と連携して実習を実施し、授業を通して関係機関と協働するような活動を展開するなどの取組について、更なる充実を図る必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

インクルーシブ教育^{*13}の充実により、地域に根ざし一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育^{*116}を受けることができる体制を目指します。

(1) インクルーシブ教育^{*13}の充実

① 障害のある子どもに対する学校支援体制の整備〔学校教育課長〕

特別支援学校や地域の学校において、個別の教育支援計画^{*37}や個別の指導計画^{*38}の作成を促進するとともに、教員の特別支援教育^{*116}に関する専門性の向上を図るための研修等に取り組みます。

また、共生社会^{*18}の実現に向け、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、学校教育における障害理解の促進に取り組みます。

希望する学校で安全に安心して学校生活を送ることができるよう、各学校の環境整備を進めるとともに、就学に対する相談体制の充実を図ります。

医療的ケア^{*10}の提供体制の充実を図るため、福祉・医療等の関係機関との連携強化に向けて、特別支援教育コーディネーター^{*117}のスキルアップを図るとともに、コーディネーターがその役割を円滑に果たせるよう、特別支援教育巡回アドバイザー^{*118}の機能を充実します。

(2) 進路指導の充実

① 職業教育の充実〔学校教育課長〕

高等学校や特別支援学校、その他の教育機関において、それぞれの専門教育のノウハウを活かし、更なる職業教育の充実に努めます。

広く地域のマンパワーや、企業の協力も仰ぎながら、地域との関わりを深めつつ、より幅の広い社会体験の場の確保に取り組みます。

② 職場開拓の推進〔学校教育課長〕

市町村自立支援協議会^{*47}や支援機関との連絡会等と積極的に関わる等、企業、労働及び福祉の各関係機関と連携し、生徒一人ひとりに合った働く場や働き方の創造に取り組みます。

③ 進路に関する適切な情報提供の実施〔学校教育課長〕

本人・保護者に進路に関する丁寧かつ十分な情報提供を行うとともに、企業や関係機関に対しても、職場開拓の観点から、幅広い情報提供を行い、障害者雇用に関する理解・啓発に取り組めます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
通常の学級に在籍し個別の指導計画 ^{*38} を作成している障害のある児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合	%	68.7	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0
特別支援教育 ^{*116} に関する校内研修を実施した学校の割合	%	93.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

(vii) 就労

【目指す方向】

就労による社会貢献を通じ障害のある人の自立した生活の実現を目指します

1. 雇用の促進

《 現状と課題 》

- 障害のある人が就労を通じ自立した生活を送るためには、就労により安定した収入を得ることが重要です。本県の民間企業等における障害者雇用率^{*71}は、全国トップレベル(①2.79%、全国 1 位)を維持していますが、更なる雇用機会の創出など取組の充実を図る必要があります。
- 就労を希望する障害のある人が働く実感をつかみ、また、障害のある人を雇用しようとする企業等の障害理解につながる職場実習^{*85}によるマッチングが重要です。県では、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*64}を配置し、職場実習先企業の開拓等を進めており、実施件数も増加しています(職場実習実施件数:②167 件→③227 件)。今後は、就職を希望する業種や職種に応じた実習が受けられるよう、実習先の充実が必要です。
- 「障害者雇用促進法^{*70}」の改正により、平成 30 年 4 月から精神障害のある人も雇用義務の対象とされ、それに伴い法定雇用率も引き上げられたこと(2.0%→2.2%(令和 3 年度までに 2.3%に引き上げ))を踏まえ、精神障害のある人の雇用促進に向けた取組を充実する必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

働くことを希望する全ての障害のある人が、
自分の能力を発揮できる仕事に就けるよう雇用の促進に取り組みます。

(1) 職場実習^{*85}の促進

① 職場実習^{*85} 機会の拡大 [障害福祉課長]

職場実習機会の拡大及び充実を図るため、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*64}を配置し、「障害者はたらく応援団なら^{*78}」の登録企業のほかハローワークで求人を行っている企業への個別訪問を行うなど、職場実習を受け入れる企業を開拓し、働くことを希望する障害のある人とのマッチングを行います。また、職場実習を円滑かつ効果的に実施することができるよう、企業等に職場実習ジョブサポーター^{*86}を派遣します。

(2) 障害者雇用の促進

① 一般企業等における雇用の場の確保 [障害福祉課長、会計局総務課長]

障害者雇用率^{*71}のさらなる向上を目指して、「障害者はたらく応援団なら^{*78}」の取組を推進し、職場実習^{*85}の充実、障害理解の促進、職場定着支援等に取り組みます。

就労連携コーディネーター^{*64}が、労働局やハローワークと情報を共有するとともに、法定雇用率未達成企業への働きかけを強化します。

また、「奈良県公契約条例」に基づき、県が行う公契約の相手方の選定において、社会的な価値の勘案基準の一つとして障害者雇用率により加点評価を実施します。

② 農業分野における雇用の場の確保 [障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長]

農業分野における就労への第一歩となる職場体験実習を拡大することにより、障害のある人の農業に対する理解を深めるとともに、農業者側の障害に対する理解を促進し、障害者雇用につなげます。

また、農福連携マルシェの開催により、広く県民にも障害のある人の農業分野での就労について理解を促進します。

③ 県における雇用の場の確保[人事課長]

県における障害のある人の雇用の充実に向け、受入体制及び環境の整備を図り、障害のある人の働く場を今後も継続して確保します。

④ 精神障害のある人の雇用促進[障害福祉課長]

精神障害のある人の雇用義務化に対応するため、精神保健福祉士^{*96}等の専門家を企業等に派遣し、企業等での理解を深める等、雇用の促進や職場定着の向上を図ります。また、企業内において障害者雇用にかかる環境整備や人事管理を行うことのできる人材を養成するための支援を行います。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害者雇用率 ^{*71}	%	2.67	2.79 (実績)	2.85	2.94	3.03	3.12	3.20
障害者雇用率(全国順位)	位	2	1 (実績)	1	1	1	1	1
福祉施設利用者の一般就 労 ^{*6} への移行人数	人	—	159	182	205	228	250	273
農業現場での職場実習 ^{*85} の実施件数	件	—	1	2	4	6	8	10

2. 就労の継続

《 現状と課題 》

- 障害のある人の障害の程度や状況は人により様々です。障害のある人が安心して働き続けるためには、短時間の就労や業務内容、職場環境の調整等、事業主が雇用する障害のある人の障害のことを理解し、様々な配慮を行う必要があります。
- 平成 30 年度に厚生労働省が行った調査によると障害のある人の職場定着率は低く、1 年後には 3 分の 1 から 2 分の 1 の人が離職しています。特に精神障害のある人は、定着率が低くなっています（1 年後定着率：身体障害 60.8%、知的障害 68.0%、精神障害 49.3%）。一旦離職しても、再度の就職がしやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センター^{*74}では、個々の障害のある人の就職や、職場への定着促進に向け、就業面と生活面をあわせた支援に取り組んでいます。障害者就業・生活支援センターの登録者数は、年々増加してします（登録者数：㉔ 1,722 人→㉚ 2,620 人）。障害のある人が長く働き続けるためには、障害者就業・生活支援センターを中心に、障害のある人が働く職場、就労連携コーディネーター^{*64}、特別支援学校、ハローワーク、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所^{*81} 等関係機関が連携した個別の支援に引き続き取り組む必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

就労する障害のある人が、安心して働き続けることができるための定着支援に取り組みます。

(1) 総合的な就労支援

① 「障害者はたらく応援団なら^{*78}」の活動推進 [障害福祉課長]

奈良労働局^{*131}と共同で運営する「障害者はたらく応援団なら」の取組として、意見交換会の開催、就業体験するための職場実習^{*85}の実施、就労支援セミナーの開催等、官民が一体となって一般企業等への障害者就労を支援します。

② 職場定着支援の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センター^{*74}やハローワーク、障害者職業センター等、障害のある人の就労を支援する各機関が密接に連携し、就業に伴う日常生活や社会生活に必要な支援等、個別のニーズに応じた職場定着支援を実施します。

また、障害のある人を雇用する一般企業等に対し、職場における情報保障など様々な障害に応じた合理的配慮^{*33}の提供について周知し、障害のある人が長く働ける環境づくりを支援します。

③ 障害特性に応じた職場訓練の推進 [雇用政策課長]

障害特性に応じた就労支援及び多様な職業への就職機会の確保を図るため、様々な職種に対応できる訓練を行うことにより就労につなげていきます。

就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、高等技術専門校において知的障害のある人を対象とした職業訓練(販売実務科)及び障害者委託訓練^{*5}を実施します。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害者就業・生活支援センター ^{*74} 事業 登録者の就職率	%	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0
就労移行支援 ^{*60} 事業の利用者数	人	266	273	280	287	294	301	308
移行率3割以上の就労移行支援 ^{*60} 事業所数	箇所	8	9	9	10	10	11	11
高等技術専門校における職業訓練(知的障害者)の受講者の就職率	%	100	100	100	100	100	100	100
福祉施設から公共職業安定所へつないだ福祉施設利用者数	人	151	153	153	155	155	157	157
福祉施設から障害者就業・生活支援センター ^{*74} へつないだ福祉施設利用者数	人	54	59	65	72	79	87	96
企業訪問等による支援件数	件	218	231	245	259	273	287	300

3. 福祉的就労^{*149}への支援

《 現状と課題 》

- 就労移行支援^{*60}事業所、就労継続支援事業所(A型^{*61}・B型^{*62})等、県内の就労系サービス事業所は増加しています(事業所数:②6154箇所→③0231箇所)。引き続き、一般就労^{*6}が困難な人の地域生活を支えるため、また、働くことによる生きがいの充実に取り組む必要があります。
- 就労継続支援事業所(B型)^{*62}で働く障害のある人が受け取る工賃^{*30}の1人あたりの平均月額額は平成30年で16,058円となっており全国平均(③16,118円)程度まで上昇しましたが、目標値(③19,000円)とは大きく乖離しています。工賃の向上のためには、売れる商品づくり、販路の拡大、単価の高い作業の受託等の取組が必要です。
- 近年、人手不足の農業分野と障害のある人の活躍の場を求める福祉分野が連携してそれぞれの課題に対応する「農福連携」の取組が全国的に進められています。障害者就労支援施設による農業や農産物の加工の取組を進めるためには、農業に関する知識・経験のある人材の不足や適当な農地の確保などの課題があります。
- 「障害者優先調達推進法^{*79}」が施行され、県や市町村においても、障害者施設等への発注を積極的に進める必要があります。県では、毎年目標を定めて優先調達に取り組んでおり、調達実績額は平成26年度の8百万円から平成30年度は27百万円となりました。今後、更なる調達拡大のため、需要サイド・供給サイドの課題分析、需要の掘り起こしを行う必要があります。また、市町村においては障害者施設等からの調達が少ない市町村もあり、助言・支援等を行っていく必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

官民が一体となった取組を推進し、事業所の経営力強化を図ることによって、障害者就労支援施設等で働く人の工賃^{*30}向上を目指します。

(1) 福祉的就労^{*149}の場の確保

① 売れる商品づくりの推進 [障害福祉課長]

商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント、カタログ等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。

専門家や企業等と連携し、魅力的な商品づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。

② 農福連携の推進 [障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長]

農業に取り組む障害福祉サービス事業所^{*81}に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を行う専門家を派遣するとともに、農業分野における販売会を実施することにより、販路の拡大を図ります。

事業所における農業現場の理解を深め、施設外就労^{*45}を推進します。

(2) 優先調達への推進と工賃^{*30}の向上

① 優先調達への推進 [障害福祉課長]

障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達にあたっては、毎年度「奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針^{*124}」を定め、「地方自治法施行令」に規定する特定随意契約^{*115}を活用し、積極的に推進します。

需要サイド及び供給サイド双方の分析や参考事例の検証を行い、需要の掘り起こし、受注事業所の確保、品質向上、販路拡大等に取り組むとともに、県内市町村に対しては、取組が進んでいる市町村の事例紹介や品目・サービス別に受注事業所の情報提供など積極的な優先調達を促します。

② 施設外就労^{*45}の推進[障害福祉課長]

障害のある人の工賃^{*30}向上だけでなく、就労の現場を知ることにつながる施設外就労を県庁において引き続き実施するとともに、市町村や企業等への拡大に向けて周知啓発を行います。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
月額平均工賃 ^{*30}	円	16,058	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000
月額工賃総額	百万円	334	358	393	431	469	5100	559
障害者就労施設等からの 物品等の調達額	百万円	27	28	29	30	31	32	33

(viii) 社会参加

【目指す方向】

障害のある人の様々な社会活動への参加による自己実現を支援します

1. 情報アクセシビリティ^{*83}の推進

《 現状と課題 》

- 障害のある人の自立や社会参加を進める上で、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要であることから、情報アクセシビリティ^{*83}の向上を推進する必要があります。
- 社会のあらゆる場面で情報通信技術（ICT）が浸透しつつあります。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、社会的障壁の除去につながる可能性もあります。障害のある人の移動の支援や情報の提供を行う場合等、様々な場面でアクセシビリティに配慮した ICT をはじめとする新たな技術の活用について検討を行い、活用が可能なものについては導入の検討を行う必要があります。
- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うためには、意思疎通支援を担う人材の確保が必要ですが、手話通訳者や要約筆記^{*164}者等の登録者数は伸び悩んでいます。意思疎通支援を担う人材の育成や確保等の取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 県政広報については、広報誌「県民だより奈良」の点字版や音声版の発行、県政ニュース番組「県政フラッシュ」への字幕放送の導入等に取り組んでいます。障害のある人を含め、誰もが利用しやすい広報が求められる中、より一層、県政広報のアクセシビリティ向上に努めていく必要があります。

《 取 組 》

【取組の方向】

障害のある人自らの決定に基づき社会活動に参加できるように

意思疎通支援を担う人材の養成・確保を行います。

また、障害の有無を問わず情報が得られるよう障害特性に応じた

情報提供・情報保障の充実を目指します。

(1) 意思疎通支援の充実

① 情報アクセシビリティ^{*83}の向上及び意思疎通支援の充実〔障害福祉課長〕

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、手話通訳者等の設置を進めるほか、情報通信技術（ICT）を始めとする新たな技術の活用について検討を行い、活用が可能なものについて導入を進めます。

② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保〔障害福祉課長〕

聴覚障害者支援センター^{*113}において、手話通訳者、要約筆記^{*164}者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修等を実施します。

視覚障害者福祉センター^{*43}において、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施します。

また、失語症者向けの意思疎通支援者の養成に向けた研修を実施します。

③ 音声機能障害のある人の発声訓練に対する支援〔障害福祉課長〕

喉頭摘出等により音声機能に障害のある人を対象に、日常生活に必要な発声訓練を実施します。

④ 市町村の取組に対する支援〔障害福祉課長〕

市町村が行う意思疎通支援事業^{*4}（地域生活支援事業^{*108}）が、正確な意思疎通を担保できる意思疎通支援者により行われるよう助言や情報提供等の必要な支援を行います。

(2) 情報保障の充実

① 障害特性に応じた情報保障の充実〔障害福祉課長〕

聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会では手話通訳者や要約筆記^{*164}者の派遣により、情報保障に努めます。

県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人には、点字や音声コード等により、知的障害のある人には平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努めます。

聴覚障害者支援センター^{*113}に設置する手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員により、聴覚障害のある人への情報提供を行います。

視覚障害者福祉センター^{*43}において、点字図書の製作・貸出や対面朗読の実施により、視覚障害のある人への情報提供を行います。

災害や事故等の非常時において、聴覚障害のある人が、必要な情報を速やかに取得し周囲の状況を把握できるよう、事業者等に対し情報保障の大切さの理解を進めます。

② 県政広報の充実〔広報広聴課長〕

県政広報においては、引き続き、広報誌の点字版や音声版の発行、字幕付き放送をはじめ、テレビ・ラジオ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供の充実に取り組むとともに、障害のある人や高齢者への配慮を進め、アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
手話通訳者数	人	137	140	143	146	149	152	155
要約筆記 ^{*164} 者数	人	47	50	53	56	59	62	65
盲ろう者向け通訳・介助員 数	人	48	51	54	57	60	63	66
失語症者向け意思疎通支 援者養成数	人	—	—	15	30	45	60	75
点訳・音訳奉仕員数	人	263	273	283	293	303	313	323
手話通訳者・要約筆記 ^{*164} 者派遣事業 実利用見込み件数(手話通 訳者)	件	833	838	843	848	853	858	863
手話通訳者・要約筆記 ^{*164} 者派遣事業 実利用見込み件数(要約筆 記者)	件	112	117	122	127	132	137	142
盲ろう者向け通訳・介助員 数派遣事業 実利用見込み件数	件	226	231	236	241	246	251	256

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

《 現状と課題 》

- 障害のある人のスポーツ活動については、「だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくり」による、障害のある人のスポーツに参加できる機会の充実と障害のある人とない人の交流を促進することが重要です。県では「障害者スポーツ大会^{*75}」（参加者数：③⑩1,136人）、「障害者スポーツフェスティバル」（参加者数：③⑩253人）を開催しています。一方で、障害のある人が地域で身近にスポーツに参加できる場所が少ないこと及びスポーツを指導できる人材が不足していることが課題となっています。
- 文化芸術活動については、障害のある人の幅広い社会参加の促進や余暇活動の充実に加え、障害のある人とない人との交流を促進することが重要です。県では平成29年度に「全国障害者芸術・文化祭」と「国民文化祭」を全国で初めて一体開催しました。平成30年度からも「奈良県障害者大芸術祭」と「奈良県大芸術祭」を一体開催しています。また、「障害者作品展^{*72}（中南和展・北和展）」も開催しています。しかし、障害のある人が地域で文化芸術活動に参加できる場所が少ないこと及び文化芸術活動を指導できる人材が不足していることが課題となっています。

《 取組 》

【取組の方向】

障害のある人が、スポーツや文化芸術活動に取り組み、地域でスポーツ・文化芸術に参加できる環境をつくり、気軽に参加できる機会の充実を目指します。

(1) スポーツ活動の充実

① スポーツに参加する機会の充実〔障害福祉課長〕

障害の種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう、必要な配慮・支援を行う等、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図ります。

全国の身体・知的・精神障害のある人が一堂に会して開催される全国障害者スポーツ大会^{*75}への奈良県選手団の派遣や、奈良県障害者スポーツ大会を開催することにより、障害のある人のスポーツ活動への参加と交流の促進を図ります。

奈良県心身障害者福祉センター^{*127}については、障害者スポーツの活動の場・交流の場として更なる利用促進を図るため、スポーツ器具等の貸し出しを行います。

② 障害のある人となない人が交流できる取組の推進〔障害福祉課長〕

障害のある人となない人が、ともに参加してスポーツを楽しみ、相互の交流を深めることができるよう、誰もが参加できる内容のスポーツイベントを開催する等、交流を促進する取組を進めます。

③ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進〔障害福祉課長〕

障害のある人が身近な地域で、日常的に運動・スポーツをすることができる環境づくりを進めるため、地域で障害者スポーツイベント等を行う際、スポーツボランティアの人材派遣を行います。

④ 障害者スポーツ指導者等の養成〔障害福祉課長〕

障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者を養成するとともに、その指導力の向上を図ります。

障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援するボランティアの育成・資質向上を図り、その活動を支える体制の充実を図ります。

(2) 文化芸術活動等の充実

① 文化芸術活動等に参加する機会の充実〔障害福祉課長〕

障害のある人の文化・芸術活動の発表の場として、「奈良県障害者大芸術祭」で多くの方に参加していただくとともに、障害のある人となない人の交流の機会を増やします。また、県内から広く募集した作品を展示する障害者作品展^{*72}の開催等により、障害のある人の文化・芸術活動や余暇活動への参加を促進するとともに、ボランティアの人材バンクを作り、芸術文化活動のワークショップを行い、地域で気軽に参加できる文化芸術活動の充実を図ります。

② 県立文化施設における取組の充実〔施設所管課長〕

県立文化施設では、来館者に優しい導線の確保、障害者用駐車場・トイレの整備等の施設のバリアフリー化や情報提供、観覧料の減免等を行います。

《 数値目標 》

項目	単位	H30 年度 (実績)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害者スポーツ大会 ^{*75} 参加者数	人	1,136	1,150	1,165	1,180	1,195	1,210	1,225
障害者作品展 ^{*72} 出展者数	人	1,694	1,885	1,900	1,915	1,930	1,945	1,960

3. 計画の推進体制等

○計画の実効性を確保するための仕組み（計画の推進体制とPDCAサイクル）を構築するとともに、目標と責任を明確化します。

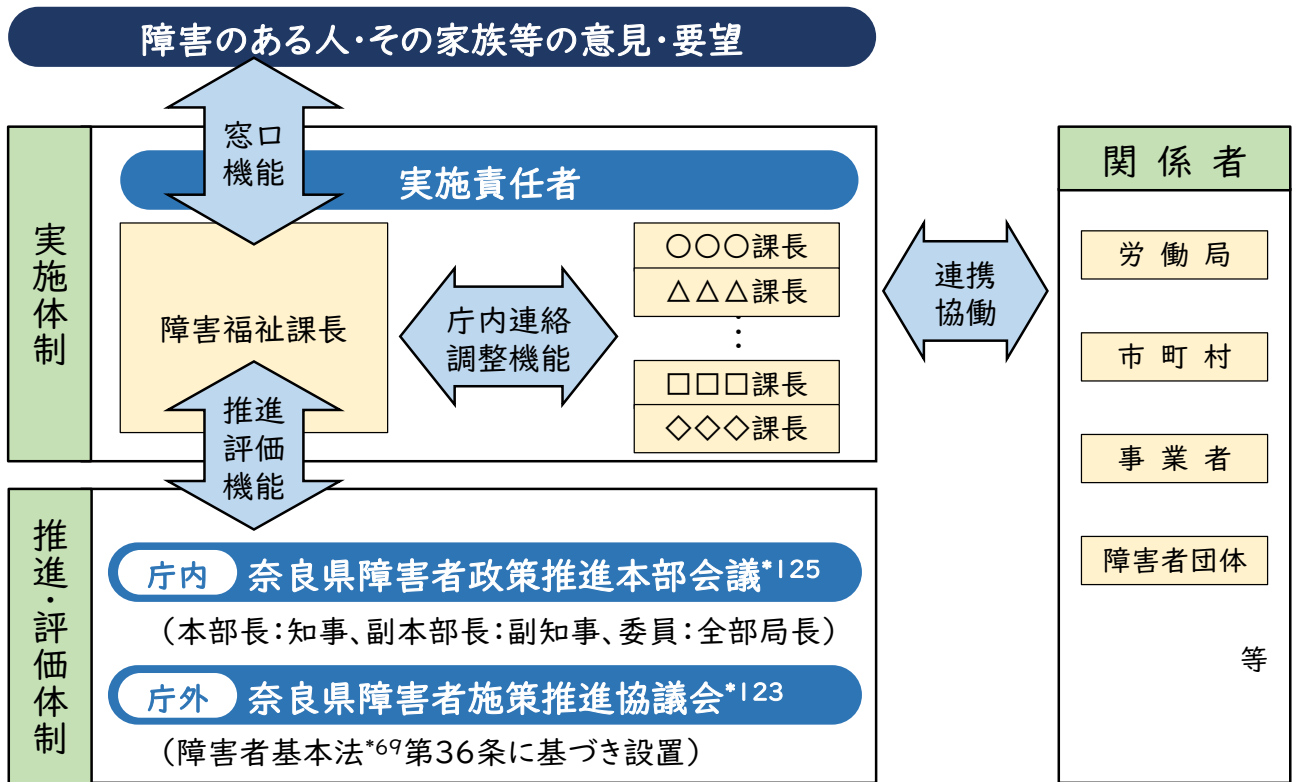
(1) 計画の推進体制・PDCAサイクルの構築

- ・障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、庁内・庁外の推進・評価体制を構築、関係者との連携・協働 等

(2) 目標と責任の明確化

- ・施策の柱ごとに目標を明確化
 - ①奈良県の目指すべき姿を設定（定性的目標）
 - ②数値目標を設定（定量的目標）
- ・目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

《計画の推進体制》



《PDCAサイクル》



第3部 数值目標等

1. 数値目標一覧

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	
理解	障害のある人への理解の促進	1	あいサポート企業・団体*2数	団体	75	87	99	111	123	135	147
		3年ごとに36企業・団体の認定を目指す。									
	2	あいサポーター*1養成人数	人	21,737	25,100	28,500	31,900	35,300	38,700	42,100	
	3年ごとに10,200人の受講を目指す。										
差別の解消及び権利擁護の推進	3	障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数(累計)	人	1,861	2,064	2,267	2,470	2,673	2,876	3,079	
	年間203人の増加を目指す。										
4	権利擁護ネットワークの中核機関設置市町村数	市町村	2	-	9	-	-	-	-		
「地域福祉計画*11」を基に設定。											
相談	日常生活全般の相談	5	地域の相談支援ネットワークに向けた1圏域あたりの助言件数	件	149	155	160	165	170	175	180
		年間5件の増加を目指す。									
	障害特性に応じた相談	6	発達障害者支援センター*141の関係機関への助言件数	件	422	450	500	550	600	650	700
		年間50件の増加を目指す。									
		7	発達障害者支援センター*141の外部機関や地域住民への研修件数	件	35	36	37	38	39	40	41
		年間1件の増加を目指す。									
		8	発達障害者支援センター*141箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1
			発達障害者支援センターへの相談件数	件	3,958	3,900	3,850	3,800	3,750	3,700	3,650
		相談件数について年間50件の減少を目指す。									
		9	高次脳機能障害支援センター*29箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1
高次脳機能障害支援センターの相談件数	件		2,880	2,930	2,980	3,030	3,050	3,080	3,180		
相談件数について年間50件の増加を目指す。											
10	聴覚障害者支援センター*113の相談件数	件	119	121	123	125	127	129	131		
相談件数について年間2件の増加を目指す。											

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	
相談	障害福祉サービスの利用に関する相談	11	サービス等利用計画*40において相談支援専門員*103が作成した計画の割合	%	88.7	89.2	89.7	90.2	90.7	91.2	91.7
			年間 0.5%の増加を目指す。								
		12	障害児支援利用計画*66において相談支援専門員*103が作成した計画の割合	%	77.4	78.4	79.4	80.4	81.4	82.4	83.4
年間 1.0%の増加を目指す。											
13	主任相談支援専門員*103研修修了者数	人	-	-	8	16	24	32	40		
	年間 8人の増加を目指す。										
生活支援	障害福祉サービスの充実	14	施設入所者の地域生活への移行人数(累計)	人	144	160	175	190	205	220	235
			年間 15名以上の地域生活への移行を目指す。								
	15	サービス管理責任者等研修修了者数	人	3,256	3,250	3,256	3,456	3,656	3,856	4,056	
令和 3年度以降、年間 200件程度の増加を目指す。											
16	ネットワークの強化	地域生活支援拠点設置市町村割合	%	2.6	2.6	60	80	100	100	100	
			令和 6年度に 100%を目指す。								
生活環境	住まいの確保	17	グループホーム*24の定員数	人	1,110	1,160	1,210	1,260	1,310	1,360	1,410
			見込量を上回る水準を目指す。								
	18	バリアフリー化された住宅の割合	%	56	57	58	59	60	61	62	
		年間 1%の増加を目指す。									
19	バリアフリーの推進	移動等円滑化促進方針*7 バリアフリー基本構想*142を作成した市町村数	市町村	9	10	10	11	11	12	12	
		作成済市町村数の増加を目指す。									
20	鉄道駅のバリアフリー化率(1日当たり平均乗降客数3,000人以上の駅の段差解消率)	%	77.4	82.3	100	-	-	-	-		
		1日当たり平均乗降客数 3,000人以上の鉄道駅について、令和 2年度末までに原則として全ての駅の段差解消を目指す。									

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度		
生活環境	バリアフリーの推進	21	ノンステップバス* ¹³⁹ の導入率	%	51.1	54.2	70.0	-	-	-	-	
		令和2年度末までにノンステップバスの導入率70%を目指す。										
	22	バリアフリー対応型信号機* ¹⁴³	箇所	364	372	377	382	387	392	397		
	年間5箇所程度の整備を目指す。											
	災害時における支援の充実	23	個別計画* ³⁶ の作成市町村数	市町村	10	10	13	16	19	22	25	
		年間3市町村の増加を目指す。										
24		福祉避難所* ¹⁵⁰ の設置数	箇所	242	257	272	287	302	316	330		
年間14~15箇所の整備を目指す。												
25	DWAT* ¹²¹ チーム員登録者数	人	-	100	110	120	130	140	150			
令和2年度に110人を目指し、以後、年間10人の増加を目指す。												
保健・医療	保健・医療の充実	26	入院中の精神障害のある人の地域移行(入院後3か月時点の退院率)	%	56.0	59.0	62.0	65.0	67.0	69.0	69.0	
		基本指針の水準を目指す。(H30年度の数値は見込)										
		27	入院中の精神障害のある人の地域移行(入院後6か月時点の退院率)	%	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	84.0	84.0	
		基本指針の水準を目指す。(H30年度の数値は見込)										
		28	入院中の精神障害のある人の地域移行(入院後1年時点の退院率)	%	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.0	
基本指針の水準を目指す。(H30年度の数値は見込)												
29	入院中の精神障害のある人の地域移行(在院期間1年以上の長期入院者数)	人	1,380	1,330	1,276	1,176	1,076	977	878			
基本指針の水準を目指す。(H30年度の数値は見込)												
30	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	人	864	850	836	782	728	674	621			
基本指針の水準を目指す。(H30年度の数値は見込)												

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	年度
保健・医療	保健・医療の充実	31	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	人	516	480	440	394	348	303	257
				基本指針の水準を目指す。 (H30年度の数値は見込)							
		32	保健所ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置数	箇所	2	3	4	4	4	4	4
				全ての保健所に設置を目指す。							
		33	市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置割合	%	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
				全ての市町村に設置を目指す。							
		34	医療的ケア児等コーディネーター ^{*11} 養成研修の修了者数	人	-	30	60	90	90	110	110
				3年間連続開催し修了者各30名、その後は隔年開催し修了者各20名を目指す。							
		35	医療的ケア児等コーディネーター ^{*11} を配置している事業所数	人	-	20	30	40	40	50	50
		初年度は20名、2年目以降は既に配置している事業所から別の者が受講する場合もあるため事業所の増加数は年間10事業所を目指す。									
36	主に重症心身障害 ^{*55} 児を支援する児童発達支援 ^{*52} 事業所の設置市町村又は圏域の割合	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100		
		市町村又は圏域への設置を目指す。									
37	主に重症心身障害 ^{*55} 児を支援する放課後等デイサービス ^{*156} 事業所の設置市町村又は圏域の割合	%	5.1	5.1	20	50	70	80	100		
		市町村又は圏域への設置を目指す。									
38	認知症サポート医 ^{*137} の養成者数	人	103	112	120	-	-	-	-		
		年間9人の増加を目指す。									
39	認知症サポーター ^{*136} 養成数	人	99,806	-	135,600	-	-	-	-		
		国策定の「認知施策推進総合戦略」を基に設定。									

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
保健・医療	保健・医療の充実	40	地域生活支援広域調整会議等事業	回	4	5	6	6	6	6	6	
			協議会の開催見込み数	年間 6 回を目指す。								
		41	地域移行・地域生活支援事業 ^{*108}	人	30	50	60	70	80	90	100	
	ピアサポート研修受講者数(延数)		年間 10 人の増加を目指す。									
	42	災害派遣精神医療チーム ^{*41} 体制整備事業	DPAT 隊員登録者数	人	3	9	15	21	24	27	30	
			登録者数 30 人を目指す。									
	保健・医療	療育の推進	43	健康診査受診率(1歳6か月)	%	96.1	96.4	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5
					年間 0.2~0.3%の増加を目指す。							
			44	健康診査受診率(3歳)	%	93.4	93.7	94.0	94.3	94.6	94.8	95.0
					年間 0.2~0.3%の増加を目指す。							
45			障害児等療育相談実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3	
				件	423	425	430	435	440	445	450	
障害児等療育相談件数			相談件数について年間 5 件の増加を目指す。									
46	児童発達支援センター ^{*53} の設置市町村又は圏域の割合	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100			
		令和 6 年度に 100%を目指す。										
47	保育所等訪問支援 ^{*153} の設置市町村又は圏域の割合	%	20.5	30	40	50	70	80	100			
		令和 6 年度に 100%を目指す。										
教育	特別支援教育 ^{*116} の充実	48	通常の学級に在籍し個別の指導計画 ^{*38} を作成している障害のある児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)割合	%	68.7	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	
				年間 1%の増加を目指す。								

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	年度
教育	特別支援教育*116の充実	49	特別支援教育*116に関する校内研修を実施した学校の割合	%	93.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
				年間 95%以上を目指す。							
就労	雇用の促進	50	障害者雇用率*71	%	2.67	2.79	2.85	2.94	3.03	3.12	3.20
				位	2	1	1	1	1	1	
		全国 1 位を目指す。 (R1 年度の数値は実績)									
		51	福祉施設利用者への一般就労*6への移行人数	人	-	159	182	205	228	250	273
				基本指針を上回る水準を目指す。							
	52	農業現場での職場実習*85の実施件数	件	-	1	2	4	6	8	10	
			年間 1~2 件の実施を目指す。								
	就労の継続	53	障害者就業・生活支援センター*74 事業登録者の就職率	%	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0
				2 年ごとに 1%上昇を目指す。							
		54	就労移行支援*60 事業の利用者数	人	266	273	280	287	294	301	308
				過去 5 カ年の伸び率を維持する。							
		55	移行率 3 割以上の就労移行支援*60 事業所数	箇所	8	9	9	10	10	11	11
				2 年ごとに 1 箇所増加を目指す。							
		56	高等技術専門校における職業訓練(知的障害者)の受講者の就職率	%	100	100	100	100	100	100	100
				就職率 100%を目指す。							
57	福祉施設から公共職業安定所へつないだ福祉施設利用者数	人	151	153	153	155	155	157	157		
		2 年ごとに 1%増加を目指す。									
58	福祉施設から障害者就業・生活支援センター*74へつないだ福祉施設利用者数	人	54	59	65	72	79	87	96		
		年間 1 割増加を目指す。									
59	企業訪問等による支援件数	件	218	231	245	259	273	287	300		
		年間 14 件程度を目指す。									
福祉的就労*149への支援	60	月額平均工賃*30	円	16,058	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	
			年間 500 円の増加を目指す。								

施策分野	施策の柱	No	項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					年度 (実績)	年度	年度	年度	年度	年度	
就労	福祉的就労 ^{*149} への支援	61	月額工賃 ^{*30} 総額	百万円	334	358	393	431	469	510	559
		年間総額 1 割程度の増を目指す。									
		62	障害者就労施設等からの物品等の調達額	百万円	27	28	29	30	31	32	33
令和元年度を 28 千万円とし、以後、年間 100 万円の増加を目指す。											
社会参加	情報アクセシビリティ ^{*83} の推進	63	手話通訳者数	人	137	140	143	146	149	152	155
		年間 3 人程度の登録を目指す。									
		64	要約筆記 ^{*164} 者数	人	47	50	53	56	59	62	65
		年間 3 人程度の登録を目指す。									
		65	盲ろう者向け通訳・介助員数	人	48	51	54	57	60	63	66
		年間 3 人程度の登録を目指す。									
		66	失語症者向け意思疎通支援者養成数	人	-	-	15	30	45	60	75
		年間 15 人の登録を目指す。									
		67	点訳・音訳奉仕員数	人	263	273	283	293	303	313	323
		年間 10 人程度の登録を目指す。									
		68	手話通訳者・要約筆記 ^{*164} 者派遣事業 実利用見込み件数 (手話通訳者)	件	833	838	843	848	853	858	863
年間 5 件の増加を目指す。											
		69	手話通訳者・要約筆記 ^{*164} 者派遣事業 実利用見込み件数 (要約筆記者)	件	112	117	122	127	132	137	142
年間 5 件の増加を目指す。											
		70	盲ろう者向け通訳・介助員数派遣事業 実利用見込み件数	件	226	231	236	241	246	251	256
年間 5 件の増加を目指す。											
	スポーツ・文化 芸術活動等の 充実	71	障害者スポーツ大会 ^{*75} 参加者数	人	1,136	1,150	1,165	1,180	1,195	1,210	1,225
年間 15 人の増加を目指す。											
		72	障害者作品展 ^{*72} 出展者数	人	1,694	1,885	1,900	1,915	1,930	1,945	1,960
年間 15 人の出展者数増加を目指す。											

※基本指針：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業^{*108}の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示)

2. 障害福祉サービス等の見込量

① 県全体

総人口	1,336,303人(H31年3月1日現在)
総面積	3,691.09km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	78,292	81,026	85,099	84,905	93,422	98,601	103,897	109,595	115,476	122,200
	人	3,380	3,638	3,765	3,975	4,477	4,694	4,911	5,153	5,387	5,649	
日中活動系サービス	生活介護	人日	71,901	74,424	74,833	73,895	76,772	78,910	80,859	82,864	84,909	87,116
		人	3,581	3,768	3,859	3,930	4,308	4,437	4,561	4,689	4,823	4,966
	自立訓練(機能訓練)	人日	788	768	855	617	880	883	923	978	1,007	1,058
		人	50	48	54	42	60	62	65	71	73	78
	自立訓練(生活訓練)	人日	2,025	2,189	2,385	2,677	3,118	3,545	3,873	4,375	4,828	5,512
		人	125	146	158	202	227	258	288	331	375	435
	就労移行支援	人日	4,447	4,712	4,771	4,712	5,368	5,812	6,069	6,379	6,804	7,348
		人	243	271	279	280	323	356	378	406	443	492
	就労継続支援(A型)	人日	13,095	14,945	16,891	17,987	19,551	21,365	23,539	25,610	27,801	30,416
		人	611	696	816	919	975	1,081	1,183	1,292	1,409	1,548
	就労継続支援(B型)	人日	24,776	26,439	28,468	29,533	30,935	32,990	35,157	37,151	39,339	41,965
		人	1,529	1,540	1,725	1,915	1,913	2,050	2,187	2,331	2,489	2,670
	就労定着支援	人	/	/	/	39	65	82	95	101	108	121
	療養介護	人	190	196	203	207	210	217	222	227	233	238
	短期入所(福祉型)	人日	3,990	4,192	4,949	5,086	5,575	5,982	6,310	6,650	7,010	7,475
		人	580	615	717	795	838	892	935	978	1,020	1,073
短期入所(医療型)	人日	55	158	189	234	278	299	332	352	392	437	
	人	12	34	44	52	55	59	64	69	74	81	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	24	28	29	29	30	
	共同生活援助	人	737	800	857	936	1,046	1,118	1,182	1,243	1,314	1,402
	施設入所支援	人	1,363	1,360	1,368	1,348	1,417	1,411	1,403	1,403	1,405	1,404
相談支援	計画相談支援	人	1,317	1,539	1,610	1,719	2,545	2,697	2,820	2,920	3,062	3,205
	地域移行支援	人	7	8	11	9	36	40	41	44	45	49
	地域定着支援	人	2	3	4	3	39	41	41	43	43	44
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	117	131	145	150	160	163	
	人	/	/	/	0	19	23	25	26	27	32	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	9,406	10,813	12,685	13,409	14,770	16,135	17,514	19,348	21,194	23,658
		人	1,283	1,481	1,714	1,977	1,992	2,152	2,349	2,595	2,875	3,199
	放課後等デイサービス	人日	19,139	23,565	27,437	29,894	32,620	36,694	40,964	45,790	51,214	58,037
		人	1,733	2,094	2,406	2,826	3,621	4,070	4,545	5,060	5,628	6,339
	保育所等訪問支援	人日	1	6	7	18	49	75	83	100	108	124
		人	1	6	7	12	36	43	48	56	61	70
医療型児童発達支援	人日	270	245	246	167	329	384	420	478	499	553	
	人	16	15	16	14	27	32	35	39	41	46	
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	人	41	37	13	12	10	8	6	5	4	4
	医療型障害児入所支援	人	25	22	17	16	14	12	10	9	8	8
障害児相談支援	人	551	727	891	1,087	1,088	1,261	1,426	1,606	1,796	2,044	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

② 奈良圏域

構成市町村	奈良市
圏域総人口	354,590人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	276.84km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	29,086	30,854	31,782	32,535	35,500	38,168	41,132	44,439	48,134	52,276
	人	1,123	1,236	1,287	1,368	1,456	1,547	1,645	1,749	1,858	1,975	
日中活動系サービス	生活介護	人日	19,276	19,851	20,381	20,255	21,659	22,353	23,069	23,808	24,570	25,357
		人	1,027	1,085	1,107	1,136	1,182	1,222	1,263	1,305	1,349	1,394
	自立訓練(機能訓練)	人日	176	162	170	158	159	156	153	150	147	144
		人	10	10	11	10	13	14	15	16	17	18
	自立訓練(生活訓練)	人日	457	670	752	848	1,077	1,316	1,607	1,963	2,397	2,927
		人	34	46	57	75	89	111	138	172	214	267
	就労移行支援	人日	1,344	1,335	1,342	1,190	1,476	1,543	1,613	1,686	1,762	1,842
		人	76	81	87	70	100	107	115	123	132	141
	就労継続支援(A型)	人日	3,542	3,737	4,386	4,893	5,375	5,994	6,684	7,453	8,311	9,267
		人	168	177	214	249	267	298	332	370	413	461
	就労継続支援(B型)	人日	4,616	4,859	5,387	5,938	6,773	7,647	8,634	9,748	11,006	12,426
		人	282	300	359	404	455	512	576	648	729	821
	就労定着支援	人	/	/	/	9	16	20	25	25	25	25
	療養介護	人	49	50	54	59	60	63	67	71	75	79
短期入所(福祉型)	人日	1,537	1,603	1,495	1,444	1,729	1,812	1,899	1,991	2,087	2,188	
	人	186	187	199	196	216	225	234	244	254	265	
短期入所(医療型)	人日	0	80	102	98	113	119	125	131	138	145	
	人	0	17	22	22	24	25	26	28	30	32	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	7	8	8	8	8	
	共同生活援助	人	183	192	209	235	246	267	290	314	340	369
	施設入所支援	人	330	329	330	335	332	333	334	336	338	340
相談支援	計画相談支援	人	528	603	656	710	600	620	640	660	690	710
	地域移行支援	人	4	5	8	2	13	13	13	13	13	13
	地域定着支援	人	1	3	4	3	20	20	20	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	54	54	54	54	54	54	
	人	/	/	/	0	6	6	6	6	6	6	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	2,003	2,547	3,068	3,251	3,438	3,927	4,536	5,440	6,528	7,832
		人	219	290	346	472	414	473	567	680	816	979
	放課後等デイサービス	人日	4,591	5,326	6,273	7,199	7,994	9,123	10,550	12,130	13,940	16,030
		人	433	497	570	719	804	918	1,055	1,213	1,394	1,603
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	9	9	9	18	18	21
		人	0	0	0	0	3	3	3	6	6	7
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	18	18	18	18	18	18
		人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
障害児相談支援	人	210	302	371	398	261	310	365	430	507	599	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

③ 西和圏域

構成市町村	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
圏域総人口	341,543人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	168.57km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	在宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	15,790	16,901	17,933	18,413	19,548	20,483	21,349	22,332	23,218	24,255
	人	742	804	826	900	1,069	1,116	1,165	1,226	1,277	1,337	
日中活動系サービス	生活介護	人日	16,332	17,090	16,919	16,597	16,965	17,554	18,166	18,770	19,389	20,053
		人	802	851	877	886	980	1,014	1,050	1,089	1,132	1,176
	自立訓練(機能訓練)	人日	131	136	130	120	204	204	206	219	221	227
		人	11	9	9	8	13	13	13	14	14	14
	自立訓練(生活訓練)	人日	195	276	275	352	360	372	395	425	441	468
		人	12	20	20	29	28	29	30	32	34	35
	就労移行支援	人日	1,074	1,022	918	1,202	1,106	1,168	1,272	1,329	1,420	1,508
		人	59	57	57	72	70	74	79	84	89	95
	就労継続支援(A型)	人日	2,951	3,225	3,550	3,497	3,976	4,289	4,570	4,843	5,156	5,503
		人	133	147	166	177	192	207	218	230	242	255
	就労継続支援(B型)	人日	4,878	5,458	6,237	6,313	6,047	6,342	6,589	6,824	7,089	7,378
		人	293	337	392	429	409	430	447	463	482	503
	就労定着支援	人	/	/	/	10	13	18	20	22	23	27
	療養介護	人	44	46	49	48	48	50	50	51	52	52
	短期入所(福祉型)	人日	578	684	764	874	911	978	1,023	1,060	1,094	1,146
		人	118	133	140	151	168	178	188	198	208	220
短期入所(医療型)	人日	23	35	17	47	56	62	70	80	94	112	
	人	4	7	5	10	11	12	13	15	15	17	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	6	7	7	7	7	
	共同生活援助	人	164	173	188	207	228	239	244	250	260	271
	施設入所支援	人	264	267	264	253	266	260	248	242	238	232
相談支援	計画相談支援	人	289	314	313	323	638	670	707	724	763	799
	地域移行支援	人	2	1	3	2	9	11	12	13	14	16
	地域定着支援	人	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	26	31	41	41	51	51	
	人	/	/	/	0	4	6	7	7	8	8	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	2,917	2,932	3,331	3,947	3,659	3,873	4,014	4,150	4,241	4,442
		人	421	446	475	548	568	592	617	640	669	701
	放課後等デイサービス	人日	4,852	6,013	7,124	7,920	8,403	9,714	10,970	12,569	14,303	16,589
		人	418	529	591	706	952	1,099	1,261	1,445	1,653	1,924
	保育所等訪問支援	人日	1	0	2	8	15	30	33	36	39	44
		人	1	0	2	3	9	11	12	13	14	16
	医療型児童発達支援	人日	117	91	57	43	79	79	79	96	96	102
		人	7	6	4	4	6	6	6	7	7	7
障害児相談支援	人	237	282	308	400	281	317	347	382	418	461	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

④ 中和圏域

構成市町村	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
圏域総人口	371,129人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	240.73km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	在宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	17,923	17,991	19,007	18,560	20,495	21,403	22,237	23,089	24,118	25,109
	人	820	847	881	922	1,038	1,095	1,147	1,198	1,254	1,314	
日中活動系サービス	生活介護	人日	16,616	17,402	17,557	17,459	17,935	18,589	19,051	19,521	20,002	20,557
		人	810	850	868	903	959	1,005	1,043	1,081	1,119	1,163
	自立訓練(機能訓練)	人日	253	205	226	186	251	253	264	284	304	336
		人	15	12	14	13	16	17	17	19	20	22
	自立訓練(生活訓練)	人日	465	395	359	428	443	472	489	510	533	581
		人	26	24	23	32	33	35	37	38	40	42
	就労移行支援	人日	1,159	1,448	1,436	1,307	1,629	1,689	1,728	1,769	1,813	1,866
		人	60	84	82	82	92	97	99	103	105	108
	就労継続支援(A型)	人日	4,039	4,936	5,410	5,909	6,689	7,456	8,163	8,873	9,538	10,417
		人	191	233	270	310	338	380	419	459	498	549
	就労継続支援(B型)	人日	7,478	8,239	8,814	9,149	9,359	10,069	10,516	10,967	11,421	12,012
		人	430	473	515	579	574	619	655	692	730	775
	就労定着支援	人	/	/	/	9	17	22	25	28	32	38
	療養介護	人	45	46	45	46	45	46	46	46	46	46
短期入所(福祉型)	人日	615	560	1,105	1,215	1,242	1,391	1,507	1,624	1,740	1,904	
	人	138	136	161	209	212	237	256	275	294	320	
短期入所(医療型)	人日	28	38	34	37	71	80	94	98	112	128	
	人	7	9	9	9	12	14	16	17	19	22	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	4	5	5	5	5	
	共同生活援助	人	190	221	227	249	251	268	278	289	300	314
	施設入所支援	人	339	335	347	344	343	345	349	352	356	360
相談支援	計画相談支援	人	246	294	316	295	515	586	624	663	702	758
	地域移行支援	人	1	1	0	0	6	8	8	9	9	10
	地域定着支援	人	1	0	0	0	4	6	6	7	7	8
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	22	26	30	30	30	32	
	人	/	/	/	0	5	6	7	7	7	7	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	2,962	3,604	4,404	4,178	4,734	5,236	5,810	6,438	7,124	7,920
		人	427	509	604	631	694	748	813	904	1,004	1,109
	放課後等デイサービス	人日	5,846	7,338	8,286	8,667	9,476	10,375	11,226	12,095	12,986	14,021
		人	519	624	713	804	1,216	1,357	1,492	1,628	1,766	1,938
	保育所等訪問支援	人日	0	4	0	6	13	19	21	22	24	27
		人	0	4	0	6	13	16	18	19	21	24
	医療型児童発達支援	人日	119	104	150	88	185	210	246	267	288	328
		人	7	6	9	7	14	17	20	22	24	28
障害児相談支援	人	62	99	158	217	361	428	495	563	627	722	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

⑤ 東和圏域

構成市町村	天理市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、 宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村
圏域総人口	202,134人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	658.05km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	12,224	11,932	12,957	12,276	13,967	14,525	15,116	15,668	15,929	16,423
	人	535	591	607	619	721	734	748	770	783	800	
日中活動系サービス	生活介護	人日	14,384	14,723	14,811	14,576	14,299	14,503	14,663	14,842	15,002	15,192
		人	692	725	754	757	748	758	766	775	783	792
	自立訓練(機能訓練)	人日	178	197	273	107	165	188	198	223	233	248
		人	11	14	17	9	13	14	15	17	18	20
	自立訓練(生活訓練)	人日	838	789	900	985	1,046	1,141	1,141	1,216	1,216	1,286
		人	48	50	52	59	65	67	67	72	72	74
	就労移行支援	人日	563	586	671	600	844	854	865	877	888	900
		人	33	34	33	34	44	47	49	51	53	56
	就労継続支援(A型)	人日	2,000	2,279	2,647	2,768	2,767	2,803	3,221	3,485	3,779	4,128
		人	92	108	125	138	140	153	167	183	202	225
	就労継続支援(B型)	人日	4,806	5,026	5,041	5,094	5,359	5,502	5,624	5,731	5,844	5,981
		人	269	279	292	320	311	325	339	353	369	387
	就労定着支援	人	/	/	/	4	12	15	17	18	20	23
	療養介護	人	37	39	40	39	39	39	40	40	41	42
	短期入所(福祉型)	人日	1,005	1,034	1,121	1,119	1,241	1,264	1,282	1,300	1,318	1,340
		人	113	129	176	191	193	197	200	203	206	210
短期入所(医療型)	人日	0	0	25	47	38	38	43	43	48	52	
	人	0	0	6	10	8	8	9	9	10	11	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	5	6	7	7	7	
	共同生活援助	人	141	154	168	179	177	196	216	232	250	278
	施設入所支援	人	268	268	269	263	258	257	258	259	258	258
相談支援	計画相談支援	人	152	211	224	253	605	636	664	688	721	753
	地域移行支援	人	0	1	0	0	6	6	6	7	7	7
	地域定着支援	人	0	0	0	0	5	5	5	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	15	20	20	25	25	27	
	人	/	/	/	0	4	5	5	6	6	10	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	1,439	1,576	1,676	1,774	2,740	2,884	2,929	3,075	3,122	3,275
		人	202	212	261	284	293	314	325	342	355	375
	放課後等デイサービス	人日	3,198	3,804	4,271	4,738	5,683	6,142	6,595	6,992	7,440	8,069
		人	310	364	432	491	560	589	616	634	652	678
	保育所等訪問支援	人日	0	2	2	3	9	11	14	17	20	25
		人	0	2	2	2	7	8	10	12	14	17
	医療型児童発達支援	人日	34	50	57	27	47	77	77	97	97	105
		人	2	3	3	2	5	7	7	8	8	8
障害児相談支援	人	36	37	47	63	163	180	192	203	215	231	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

⑥ 南和圏域

構成市町村	五條市、吉野町、下市町、大淀町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村
圏域総人口	66,907人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	2346.92km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	時間	3,269	3,349	3,420	3,121	3,913	4,022	4,063	4,066	4,077	4,136
		人	160	160	164	166	192	201	206	210	215	223
日中活動系サービス	生活介護	人日	5,293	5,358	5,215	4,988	5,914	5,912	5,910	5,923	5,946	5,956
		人	250	257	253	248	439	438	439	439	440	441
	自立訓練(機能訓練)	人日	50	68	56	46	102	82	102	102	102	102
		人	3	3	3	2	5	4	5	5	4	4
	自立訓練(生活訓練)	人日	70	59	99	64	192	244	241	261	241	250
		人	5	6	6	7	13	16	16	17	16	17
	就労移行支援	人日	307	321	404	413	312	558	591	718	921	1,231
		人	15	15	20	22	17	31	35	46	64	92
	就労継続支援(A型)	人日	563	768	898	920	745	822	901	957	1,016	1,101
		人	27	31	41	45	38	43	47	50	54	59
	就労継続支援(B型)	人日	2,998	2,857	2,989	3,039	3,398	3,430	3,794	3,881	3,978	4,167
		人	255	151	167	183	164	164	170	175	179	183
	就労定着支援	人	/	/	/	7	7	7	8	8	8	8
	療養介護	人	15	15	15	15	18	19	19	19	19	19
短期入所(福祉型)	人日	255	311	464	434	453	536	599	676	771	898	
	人	25	30	41	48	49	55	57	58	58	60	
短期入所(医療型)	人日	4	5	11	5	0	0	0	0	0	0	
	人	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	2	2	2	2	2	
	共同生活援助	人	59	60	65	66	144	148	153	158	164	
	施設入所支援	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	
相談支援	計画相談支援	人	102	117	101	138	187	185	185	185	186	
	地域移行支援	人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	
	地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	
	人	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	85	154	179	259	198	214	225	244	179	189
		人	14	24	28	42	23	25	27	29	32	35
	放課後等デイサービス	人日	652	1,084	1,483	1,370	1,064	1,341	1,623	2,003	2,545	3,328
		人	53	80	100	106	89	107	122	139	163	196
	保育所等訪問支援	人日	0	0	3	1	3	6	6	7	7	7
		人	0	0	3	1	4	5	5	6	6	6
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	6	7	7	9	23	26	27	28	29	31	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

3. 障害者雇用の推進に関するデータ

① 一般就労への移行者数の内訳

(単位:人)

項目	実績				見込						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
一般就労への移行者数	104	121	88	117	196	243	277	311	333	380	
(福祉施設別内訳)	就労移行支援	39	46	40	50	64	81	85	91	92	101
		37.5%	38.0%	45.5%	42.7%	32.7%	33.3%	30.7%	29.3%	27.6%	26.5%
	就労継続支援A型	10	19	9	18	54	59	65	68	71	76
		9.6%	15.7%	10.2%	15.4%	27.6%	24.3%	23.5%	21.9%	21.3%	20.0%
	就労継続支援B型	30	37	23	37	57	71	91	104	120	145
		28.8%	30.6%	26.1%	31.6%	29.1%	29.2%	32.9%	33.4%	36.0%	38.0%
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	5	10	15	15	22
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	3.6%	4.8%	4.5%	5.8%	
自立訓練(生活訓練)	23	15	13	11	16	9	9	9	11	10	
	22.1%	12.4%	14.8%	9.4%	8.2%	3.7%	3.2%	2.9%	3.3%	2.6%	
生活介護	2	4	3	1	5	18	17	24	24	36	
	1.9%	3.3%	3.4%	0.9%	2.6%	7.4%	6.1%	7.7%	7.2%	9.3%	
(各種支援別内訳) ※複数選択可	委託訓練事業	2	4	4	3	19	29	35	47	47	59
		1.9%	3.3%	4.5%	2.6%	9.7%	11.9%	12.6%	15.1%	14.1%	15.5%
	トライアル雇用	11	21	10	19	36	45	53	57	63	72
		10.6%	17.4%	11.4%	16.2%	18.4%	18.5%	19.1%	18.3%	18.9%	19.1%
	職場適応援助者	5	11	9	10	28	38	48	55	60	73
	4.8%	9.1%	10.2%	8.5%	14.3%	15.6%	17.3%	17.7%	18.0%	19.1%	
障害者就業・生活支援センター	50	65	44	60	127	154	185	207	219	251	
	48.1%	53.7%	50.0%	51.3%	64.8%	63.4%	66.8%	66.6%	65.8%	66.0%	

② 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上である事業所の割合

(単位:人)

項目		実績				見込					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就労移行支援事業所数 (各年度の4月1日現在の利用者数>0)	a	19	22	18	21	23	21	21	21	21	21
就労移行率が3割以上の事業所数	b	6	6	4	9	10	14	13	15	15	17
就労移行率が3割以上の事業所数の割合	b/a	31.6%	27.3%	22.2%	42.9%	43.5%	66.7%	61.9%	71.4%	71.4%	80.9%

③ 福祉施設の利用者のうち公共職業安定所における支援対象者数

(単位:人)

項目	実績				見込					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公共職業安定所における支援対象者数	351	417	415	493	565	647	695	723	743	796

④ 奈良県における民間企業の雇用状況

(単位:人)

		H22.6.1	H23.6.1	H24.6.1	H25.6.1	H26.6.1	H27.6.1	H28.6.1	H29.6.1	H30.6.1
実雇用率	奈良県	2.08%	2.08%	2.15%	2.22%	2.22%	2.40%	2.60%	2.62%	2.67%
	全国	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%
雇用障害者数	奈良県	1,367.5	1,566.5	1,651.0	1,761.5	1,822.5	1,982.5	2,222.5	2,293.5	2,449.5
	全国	342,973.5	366,199.0	382,363.5	408,947.5	431,225.5	453,133.5	474,374.0	495,795.0	534,769.5
雇用率達成企業の割合	奈良県	57.07%	55.12%	59.30%	55.80%	56.20%	58.60%	60.40%	63.20%	57.40%
	全国	46.97%	45.28%	46.80%	42.70%	44.70%	47.20%	48.80%	50.00%	45.90%

民間企業:常用労働者数50人以上

※出典:①~③「福祉施設からの一般就労移行者数に関する調査」(H30年度県障害福祉課調査)

④厚生労働省調査

4. 人材育成に関するデータ

① 研修の概要

区分	目的	内容	対象者
相談支援従事者初任者研修	障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法^{*76}」の概要 ・障害者ケアマネジメントの手法 ・地域生活支援 ・アセスメント、サービス等利用計画^{*40}等の演習 	・相談支援業務に従事しようとする者
相談支援従事者現任研修	障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法^{*76}」の基本的理解 ・障害者ケアマネジメントの実践演習 ・チームアプローチ ・スーパーバイズ、自己検証 	・指定相談支援事業所 ^{*102} 等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
サービス管理責任者等研修	「障害者総合支援法 ^{*76} 」に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指定に係る人員配置基準等において規定された、サービス管理責任者等として従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等の役割 ・アセスメント、モニタリングの手法 ・サービス提供プロセスの管理に関する演習（分野別）介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童 	・指定障害福祉サービス事業所 ^{*81} 等において、サービス管理責任者等に従事しようとする者
サービス管理責任者等基礎研修	「障害者総合支援法 ^{*76} 」に基づく指定障害福祉サービス等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者に対して、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の基本的な考え方 ・サービス提供のプロセス ・サービス等利用計画^{*40}と個別支援計画の関係 ・サービス提供における利用者主体のアセスメント ・個別支援計画作成のポイント等 	・指定障害福祉サービス事業所 ^{*81} 等においてサービス管理責任者等として従事しようとする者であって、一定年数以上の実務経験を有する者

区 分	目 的	内 容	対 象 者
サービス管理責任者等実践研修	「障害者総合支援法 ^{*76} 」に基づく指定障害福祉サービス等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者に対して、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の動向 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法 ・サービス提供職員への助言・指導 ・サービス担当者会議と自立支援協議会の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修の受講開始前 5 年間に指定障害福祉サービス事業所^{*81}等において通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者 等
サービス管理責任者等更新研修	スキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の動向 ・サービス提供の自己検証に関して、事業所及びサービス管理責任者等としての自己検証 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所^{*81}等でサービス管理責任者等の業務に従事している者又は従事しようとする者 ・平成31年3月末日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしている者 等
サービス等利用計画 ^{*40} 等の評価専門研修	相談支援専門員 ^{*103} が作成するサービス等利用計画等及びサービス管理責任者が作成する個別支援計画の評価研修を実施することにより、両者の計画作成能力並びにケアマネジメント能力の向上及び連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した計画をグループスーパービジョン等の手法を用いて、研修生同士が評価する ・相談支援専門員とサービス等管理責任者の合同研修により連携の重要性を認識させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援事業所^{*102}及び指定障害福祉サービス事業所^{*81}等において、相談支援業務及びサービス管理責任者等に従事しており、一定の経験を有する者
強度行動障害 ^{*21} 支援者養成研修	強度行動障害のある人に対し、安定した日常生活を送ることができるよう、適切な支援を行うことができる人材の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の特性、支援技術の基礎知識等に関する講義・演習 ・障害特性の評価及び支援計画の作成に関する講義・演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所^{*81}等において、強度行動障害のある利用者を支援している者及び支援を予定している者

区 分	目 的	内 容	対 象 者
障害支援区分* ⁶⁵ 認定調査員* ¹³⁸ 研修	公平、公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査に関する基本的な考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次判定の考え方 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員 ・指定相談支援事業所*¹⁰²の職員等
市町村審査会委員* ⁴⁸ 研修	公平、公正かつ適切な審査判定を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査判定に関する基本的な考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次判定の考え方 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村審査会委員に委嘱された者、委嘱が予定されている者
主治医研修	障害支援区分* ⁶⁵ の判定の重要な資料である医師意見書の記載が適切に行われるよう、医師意見書の記載方法等について研修を行い、適切な審査の実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医の役割 ・支給決定のしくみ ・市町村審査会における審査判定の方法 ・医師意見書の具体的記載方法 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師意見書を記載する医師
障害者権利擁護・虐待防止研修	障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、自治体や障害福祉サービス事業所* ⁸¹ 等において事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・虐待防止に関する基礎知識 ・市町村虐待防止センターにおける対応 ・虐待防止と早期発見のための体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び従事者 ・市町村職員 ・委託相談支援事業所*¹⁰²の職員 ・関係機関の職員・県民

区 分	目 的	内 容	対 象 者
精神保健福祉担当者研修	精神保健福祉相談を受ける際に必要とされる統合失調症やうつ病等の精神疾患の基本的な知識やその対応の仕方について理解を深めることで、特性に応じた適切な精神保健福祉業務が行える人材の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の精神保健福祉行政 ・奈良県の精神保健福祉対策 ・精神疾患の知識とその対応 ・精神障害のある人にかかる制度を理解する ・当事者の想いを理解する ・精神障害のある人の障害の特性と具体的な支援 ・グループワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内精神科病院、県内市役所、県内町村役場、保健センター、地域包括支援センター、保健所、「障害者総合支援法^{*76}」に基づく障害者支援機関等において精神保健福祉業務を担う主に初任者、従事年数の少ない職員、これまで専門的に精神保健福祉相談について専門的に学んでいない職員
医療的ケア ^{*10} 児等支援者養成研修	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援の特徴 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害福祉事業所等の支援員、保健師、訪問看護師等で、医療的ケア児等を支援しようとする者
医療的ケア児等コーディネーター ^{*11} 養成研修	医療的ケア ^{*10} 児等が地域で安心して暮らしていけるよう、専門的な知識に基づいて、関係機関と連携し支援が行える人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーターの役割 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 ・計画作成、支援体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員^{*103}等、医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う者

② 研修修了者数の推移

(単位:人)

区 分	実 績									見込
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
相談支援従事者初任者研修	150	174	194	199	166	154	155	115	133	115
相談支援従事者現任研修	25	54	53	63	57	70	61	70	83	81
サービス管理責任者等研修	174	177	216	228	290	199	241	403	250	
介護	52	57	59	59	77	49	59	117	62	
地域生活(身体)	0	0	0	0	0	0	2	0	5	
地域生活(知的・精神)	50	43	53	50	52	48	57	78	51	
就 労	47	41	47	46	57	48	61	101	60	
児 童	25	36	57	73	54	54	62	107	72	
サービス管理責任者等基礎研修										240
サービス管理責任者等実践研修										
サービス管理責任者等更新研修										300
サービス等利用計画等の評価専門研修						104	95	54	84	
相談支援専門員						49	48	22	29	
サービス等管理責任者						55	47	32	55	
強度行動障害支援者養成研修						230	234	316	239	200
基礎研修						115	117	158	120	100
実践研修						115	117	157	119	100
障害支援区分認定調査員研修	59	57	69	66	127	89	77	63	71	69
認定調査員委嘱(予定)者	21	24	32	20	58	43	49	36	39	36
市町村職員	38	33	37	46	69	46	28	27	32	33
市町村審査会委員研修	64	62	49	52	60	24	-	45	36	32
審査会委員委嘱(予定)者	57	43	33	37	41	16	-	37	29	24
市町村職員	7	19	16	15	19	8	-	8	7	8
主治医研修	96	108	44	121	99	173	110	103	106	106*
医 師	71	104	41	105	90	160	99	92	96	96*
市町村職員	25	4	3	16	9	13	11	11	10	10*
障害者権利擁護・虐待防止研修		305	327	167	243	242	238	136	203	295
精神保健福祉担当者研修										138
医療的ケア児等支援者養成研修										29
医療的ケア児等コーディネーター養成研修										37

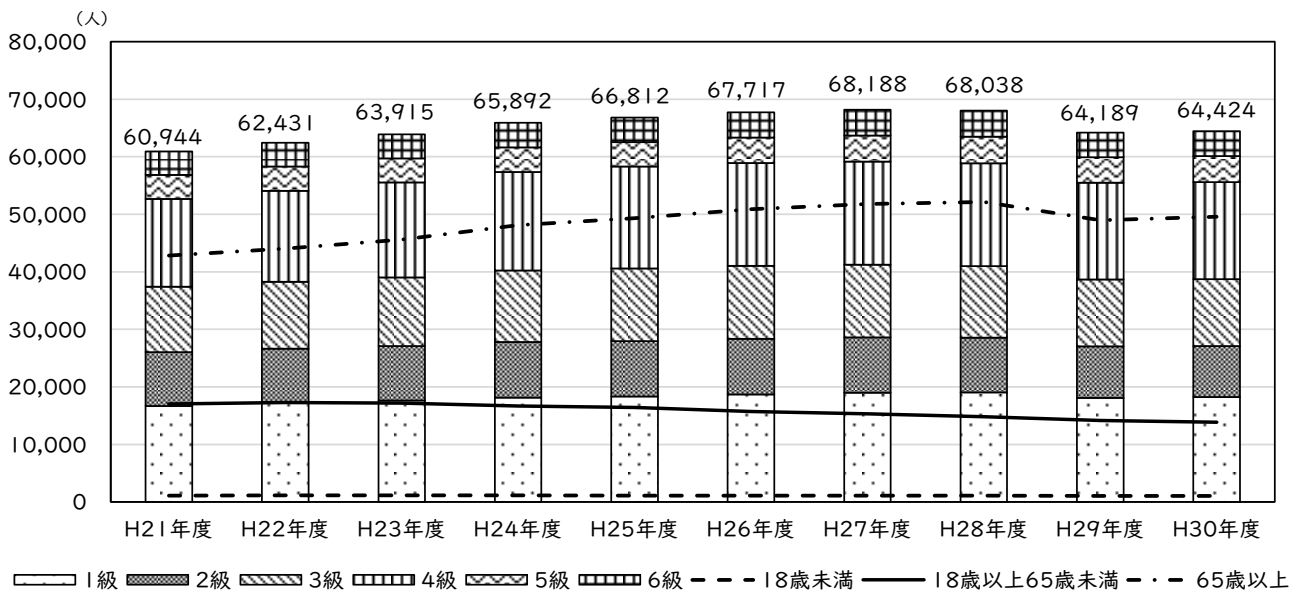
※H30年度実績値

第4部 參考資料

1. 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者

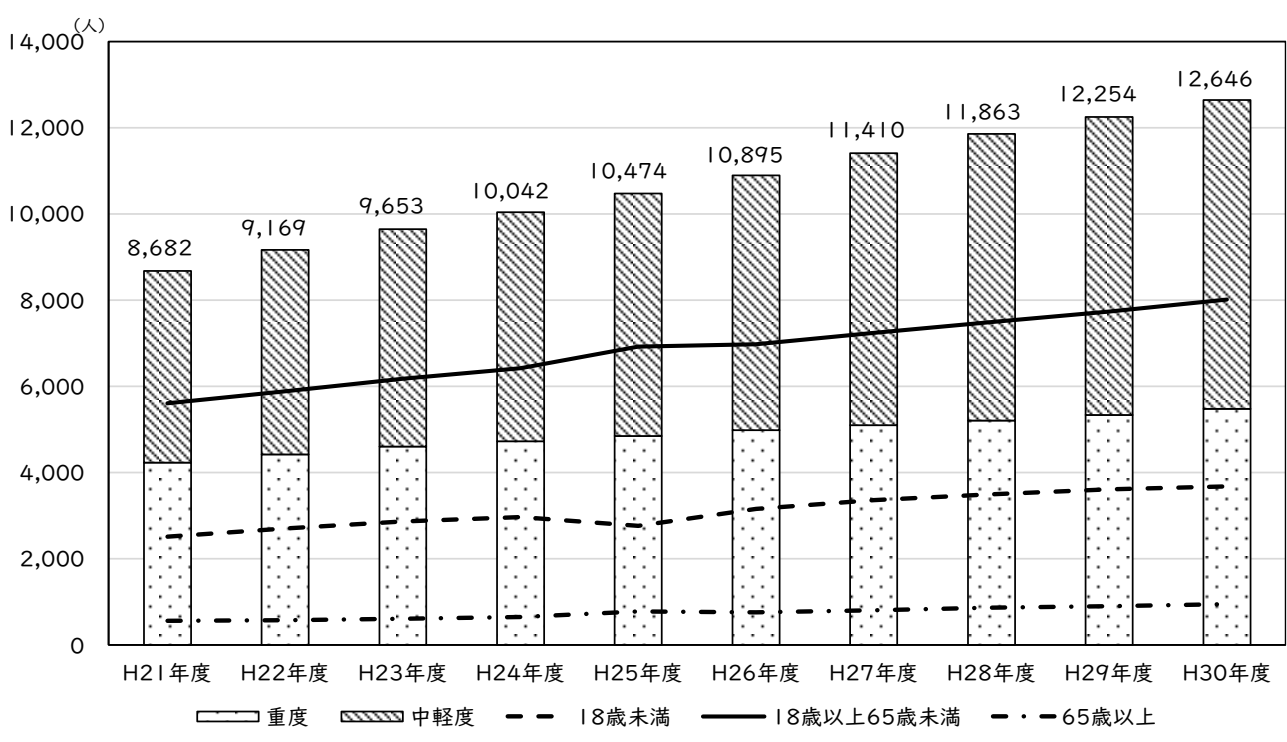
- 平成 30 年度の身体障害者手帳所持者数は 64,424 人で、平成 21 年度の 60,944 人よりも 3,480 人(5.7%)増加しています。
- 平成 30 年度の部位別内訳は、肢体不自由 53.4%、内部障害 28.9%、聴覚・平衡機能障害 9.4%、視覚障害 7.2%、音声・言語・そしゃく機能障害 1.0%となっています。
- 平成 30 年度の級別内訳は、1級 28.3%、4級 26.3%、3級 18.0%、2級 13.8%、5級 7.0%、6級 6.7%となっています。
- 平成 30 年度の年齢別内訳は、65 歳以上 76.9%、18 歳以上 65 歳未満 21.5%、18 歳未満 1.6%となっています。



		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
(部位別内訳)	肢体不自由	56.0%	56.0%	56.1%	56.0%	56.1%	55.6%	55.0%	54.5%	54.0%	53.4%
	内部障害	25.2%	25.5%	25.7%	26.0%	26.2%	26.7%	27.3%	27.7%	28.4%	28.9%
	聴覚・平衡機能障害	9.5%	9.3%	9.3%	9.2%	9.1%	9.2%	9.3%	9.3%	9.3%	9.4%
	視覚障害	8.3%	8.1%	7.9%	7.7%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%
	音声・言語・そしゃく機能障害	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
(級別内訳)	1級	27.4%	27.6%	27.6%	27.5%	27.4%	27.6%	27.8%	28.0%	28.2%	28.3%
	2級	15.3%	15.1%	14.8%	14.7%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%	13.9%	13.8%
	3級	18.6%	18.6%	18.7%	18.9%	18.9%	18.8%	18.5%	18.3%	18.2%	18.0%
	4級	25.1%	25.3%	25.8%	26.0%	26.5%	26.4%	26.3%	26.2%	26.2%	26.3%
	5級	6.9%	6.8%	6.6%	6.5%	6.4%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%	7.0%
	6級	6.7%	6.6%	6.5%	6.5%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.7%	6.7%
(年齢別内訳)	18歳未満	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
	18歳以上65歳未満	27.9%	27.7%	26.9%	25.3%	24.6%	23.2%	22.4%	21.8%	22.1%	21.5%
	65歳以上	70.3%	70.5%	71.4%	73.0%	73.8%	75.1%	76.0%	76.6%	76.3%	76.9%

(2) 療育手帳所持者

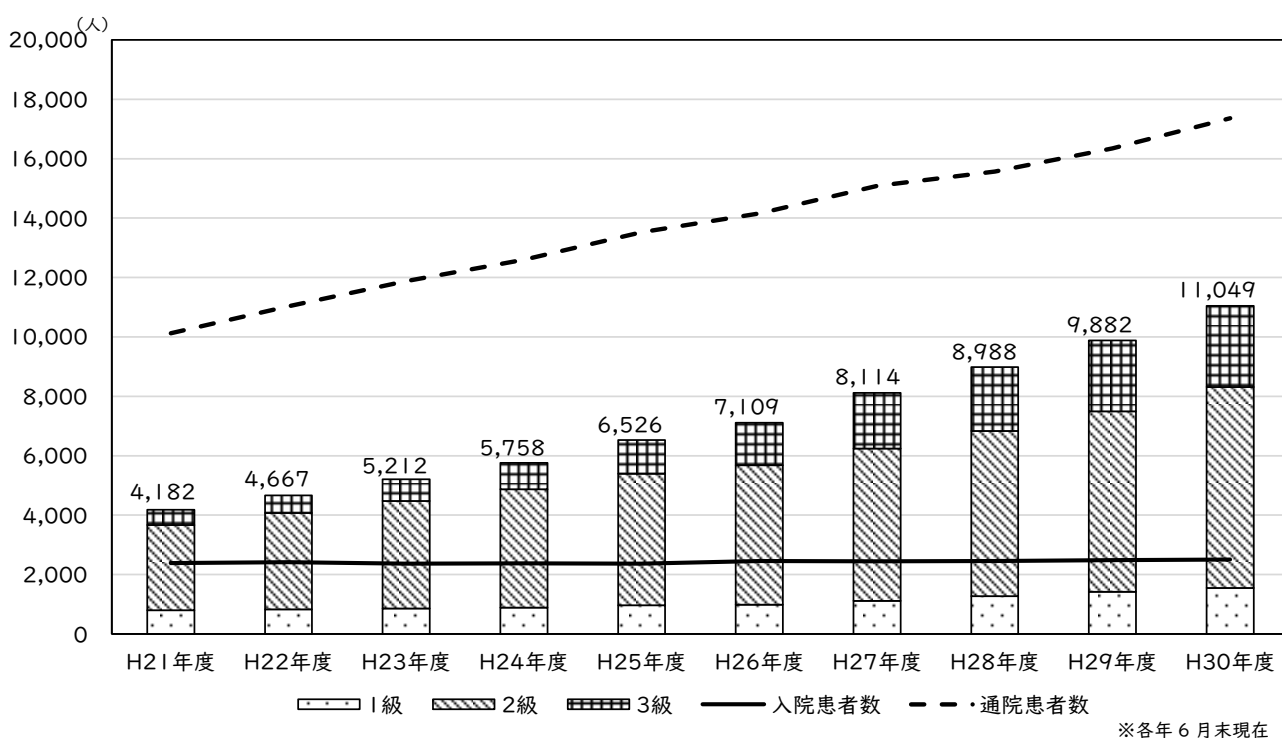
- 平成30年度の療育手帳所持者数は12,646人で、平成21年度8,682人よりも3,964人(45.7%)増加しています。
- 平成30年度の級別内訳は、中軽度56.7%、重度43.3%となっています。
- 平成30年度の年齢別内訳は、18歳以上65歳未満63.4%、18歳未満29.1%、65歳以上7.5%となっています。



		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
(級別内訳)	重度	48.7%	48.2%	47.7%	47.1%	46.3%	45.7%	44.7%	43.9%	43.6%	43.3%
	中軽度	51.3%	51.8%	52.3%	52.9%	53.7%	54.3%	55.3%	56.1%	56.4%	56.7%
(年齢別内訳)	18歳未満	28.9%	29.5%	29.7%	29.6%	26.4%	29.0%	29.4%	29.5%	29.5%	29.1%
	18歳以上65歳未満	64.6%	64.2%	64.0%	63.9%	66.1%	64.0%	63.5%	63.2%	63.1%	63.4%
	65歳以上	6.5%	6.3%	6.3%	6.5%	7.5%	6.9%	7.1%	7.3%	7.4%	7.5%

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

- 平成 30 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 11,049 人で、平成 21 年度の 4,182 人よりも 6,867 人(164.2%)増加しています。
- 平成 30 年度の精神科病院入院患者数は 2,501 人で、平成 21 年度の 2,389 人よりも 112 人(4.7%)増加しています。
- また、平成 30 年度の自立支援医療(精神通院)受給患者数は 17,361 人で、平成 21 年度の 10,120 人よりも 7,261 人(71.7%)増加しています。
- 平成 30 年度の級別内訳は、2級 61.3%、3級 24.7%、1級 14.0%となっています。



①精神障害者保健福祉手帳

(単位:人)

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
手帳所持者数		4,182	4,667	5,212	5,758	6,526	7,109	8,114	8,988	9,882	11,049
(級別内訳)	1級	799	826	858	885	967	985	1,116	1,271	1,419	1,547
	2級	2,867	3,248	3,616	3,987	4,424	4,697	5,127	5,566	6,079	6,772
	3級	516	593	738	886	1,135	1,427	1,871	2,151	2,384	2,730

※各年 6 月末現在

②精神科病院入院患者・自立支援医療(精神通院)受給患者数

(単位:人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入院患者数	2,389	2,415	2,369	2,373	2,363	2,456	2,444	2,455	2,485	2,501
通院患者数	10,120	11,027	11,877	12,601	13,528	14,159	15,085	15,567	16,346	17,361

※各年 6 月末現在

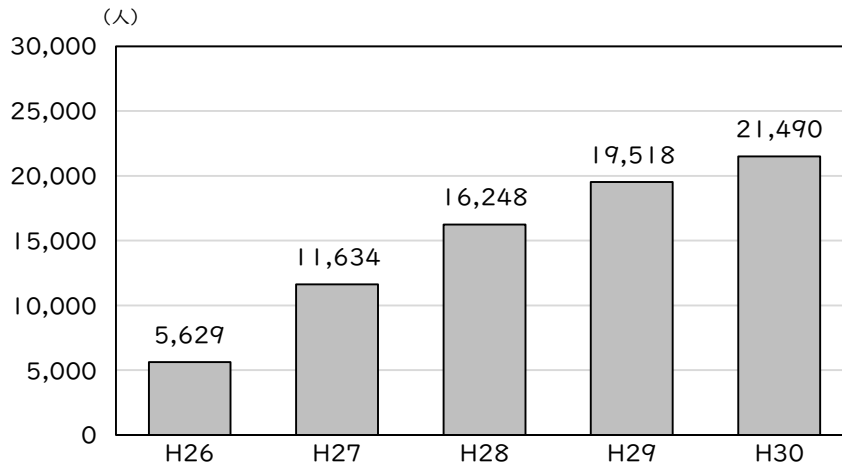
(4) 指定難病*¹³² 認定患者数

- 平成 30 年度の指定難病*¹³² 認定患者数は 11,858 人で、平成 21 年度の 8,374 人よりも、3,484 人(41.6%)増加しています。
- 平成 30 年度の疾患別内訳は、進行性核上性麻痺・パーキンソン病・大脳皮質基底核変性症の合計が 17.3%、潰瘍性大腸炎が 14.5%、全身性エリテマトーデスが 5.5%、皮膚筋炎／多発性筋炎・全身性強皮症の合計が 5.0%等となっています。

		(単位:人)									
指定難病公費負担患者数		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
(難病別内訳)	パーチェット病	150	153	155	162	165	167	172	165	127	126
	多発性硬化症／視神経脊髄炎	177	181	202	213	219	227	238	246	214	218
	重症筋無力症	191	200	217	241	261	271	280	279	278	273
	全身性エリテマトーデス	644	652	660	663	663	673	690	681	651	653
	再生不良性貧血	135	139	159	158	160	148	159	157	124	125
	サルコイドーシス	200	202	228	235	252	255	260	248	161	169
	筋萎縮性側索硬化症	100	99	107	106	121	114	98	105	97	95
	皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症	504	532	559	587	604	592	615	628	598	591
	特発性血小板減少性紫斑病	289	290	284	280	292	301	310	305	258	229
	顕微鏡的多発血管炎、結節性多発動脈炎	86	103	117	125	135	153	145	143	138	131
	潰瘍性大腸炎	1,430	1,569	1,700	1,855	1,957	2,045	2,098	2,106	1,771	1,716
	高安動脈炎	63	64	65	72	78	77	77	73	53	54
	パージャール病	97	101	103	99	100	89	85	80	37	37
	天疱瘡	54	59	65	68	70	77	76	71	27	31
	脊髄小脳変性症	256	263	275	272	278	287	299	301	299	312
	クローン病	346	356	370	385	405	411	428	438	410	426
	難治性肝炎のうち劇症肝炎	4	2	3	3	3	2	2	0	0	0
	悪性関節リウマチ	63	66	68	68	66	67	63	66	62	57
	進行性核上性麻痺、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症	1,252	1,351	1,477	1,575	1,663	1,742	1,836	1,906	1,967	2,053
	全身性アミロイドーシス	22	21	26	28	35	38	36	39	38	41
	後縦靭帯骨化症	296	336	355	372	404	425	430	416	333	311
	ハンチントン病	9	9	11	11	13	12	15	14	15	13
	もやもや病	151	162	167	168	179	184	200	206	140	136
	多発血管炎性肉芽腫症	16	19	18	20	21	20	0	25	25	28
	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	400	429	436	451	483	506	538	553	455	450
	多系統萎縮症	148	160	163	173	163	169	163	150	149	147
	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	5	5	5	6	6	5	5	4	4	4
	膿疱性乾癬(汎発型)	25	31	32	31	29	30	31	30	27	25
	広範脊柱管狭窄症	36	35	37	41	43	38	46	45	32	30
	原発性胆汁性肝硬変	291	297	309	320	335	333	370	363	294	296
	重症急性膵炎	33	22	25	26	38	21	4	1	0	0
	特発性大腿骨頭壊死症	197	205	205	208	210	183	228	242	234	253
	混合性結合組織病	71	74	79	88	94	92	102	103	92	90
	原発性免疫不全症候群	17	14	17	19	16	19	23	24	24	25
	特発性間質性肺炎	87	94	101	100	114	119	145	150	146	168
	網膜色素変性症	242	248	258	269	268	268	274	260	246	244
	プリオン病	5	6	6	7	11	6	2	4	2	2
	肺動脈性肺高血圧症	20	27	34	39	43	36	43	43	46	56
	神経線維腫症	32	35	40	42	47	46	48	50	49	49
	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	2	3	2	3	3	2	4	4	3	6
	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16	18	23	26	28	35	36	42	44	50
	ライソゾーム病	3	4	4	4	5	7	9	10	9	13
	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1	1	2	3	5	3	2
	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	4	3	4	4	4	4	4	6	6	8
脊髄性筋萎縮症	3	6	9	9	14	13	13	14	14	16	
球脊髄性筋萎縮症	5	6	7	6	7	6	4	3	7	8	
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	17	28	32	42	58	61	63	69	54	53	
肥大型心筋症	17	34	48	66	80	98	119	125	121	128	
拘束型心筋症	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
ミトコンドリア症	2	8	10	10	21	20	20	19	18	19	
リンパ管筋腫症(LAM)	2	2	2	2	3	3	2	3	3	5	
スティーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症	4	0	2	1	1	2	0	6	6	0	
黄色靭帯骨化症	5	17	24	38	46	54	80	77	73	76	
下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症	117	188	230	248	292	316	366	372	389	413	
その他	32	31	30	28	26	166	696	901	1,138	1,396	

(5) あいサポーター*¹ 養成数

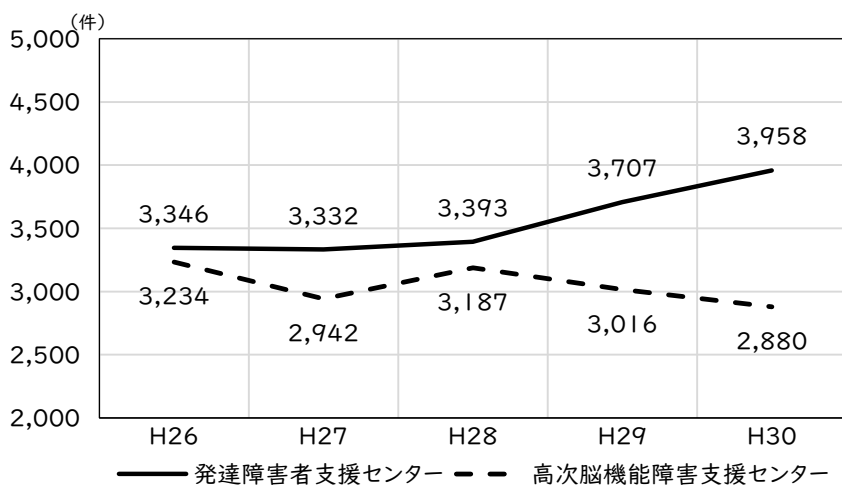
○平成 30 年度のあいサポーター*¹ 養成数は 21,490 人で、平成 26 年度の 5,629 人よりも、15,861 人(281.8%)増加しています。



(6) 専門的な相談件数の推移

○平成 30 年度の発達障害者支援センター*¹⁴¹ への相談件数は 3,958 件で、平成 26 年度の 3,346 件よりも、612 件(18.3%)増加しています。

○平成 30 年度の高次脳機能障害支援センター*²⁹ への相談件数は 2,880 件で、平成 26 年度の 3,234 件よりも、354 件(10.9%)減少しています。



2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望

(1) 令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の実施概要

《意見交換会の実施概要》

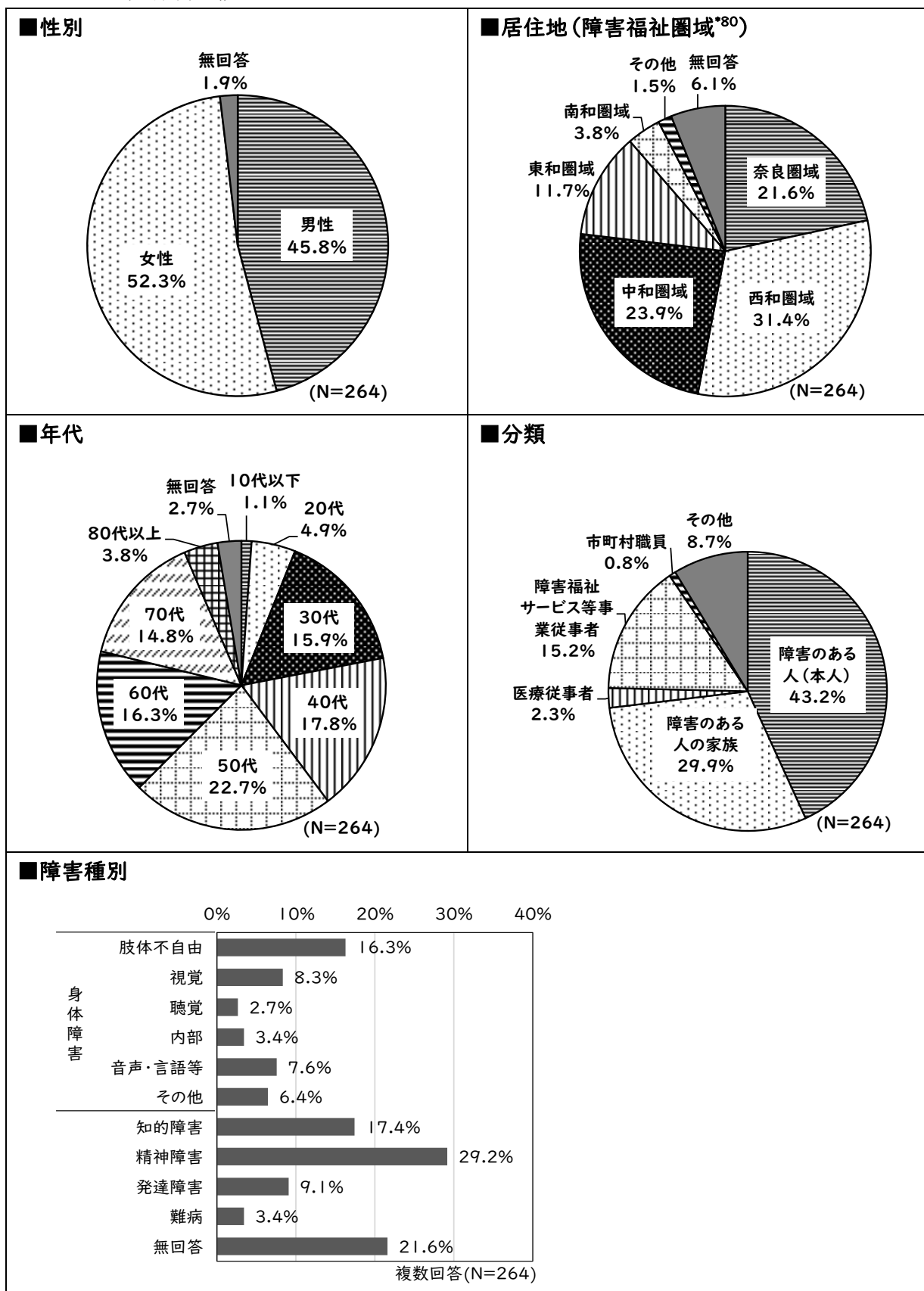
項目	内容	
目的	奈良県障害者計画の改定に向けて各団体固有の課題や考え方、取組等について意見交換を実施した。	
実施時期	平成31年3月～令和元年6月頃	
実施方法	聞き取り調査	
調査対象	身体障害 (13団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県身体障害者福祉協会連合会 ・奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 ・奈良県障害者運転者協会 ・一般社団法人奈良県視覚障害者福祉協会 ・一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 ・奈良県中途失聴・難聴者協会 ・奈良盲ろう者友の会 やまとの輪 ・特定非営利活動法人奈良県腎友会 ・奈良交声会 ・奈良パートナーズ協会 ・公益社団法人日本オストミー協会 奈良支部 ・奈良県心身障害者施設連盟 ・日本ダウン症協会
	知的障害 (3団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会 ・奈良県重症心身障害児(者)を守る会 ・奈良県知的障害者施設協会
	精神障害 (5団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会 ・奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会 ・特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 ・奈良LDの親の会「パンジー」 ・奈良高次脳機能障害友の会あすか
	難病 ^{*132} (2団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人奈良難病連 ・一般社団法人日本筋ジストロフィー協会奈良県支部
	その他 (3団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県障害者福祉連合協議会 ・奈良県社会福祉法人経営者協議会 ・奈良県社会就労センター協議会
	計 26 団体	

《アンケートの実施概要》

項目	内容
目的	奈良県障害者計画の改定に向けて、現在の奈良県の取組によって暮らしやすくなったかどうかについてアンケートを実施した。
実施時期	平成31年4月～令和元年6月頃
実施方法	意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収
回収数	264件

(2) 令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の結果概要

《アンケート回答者属性》



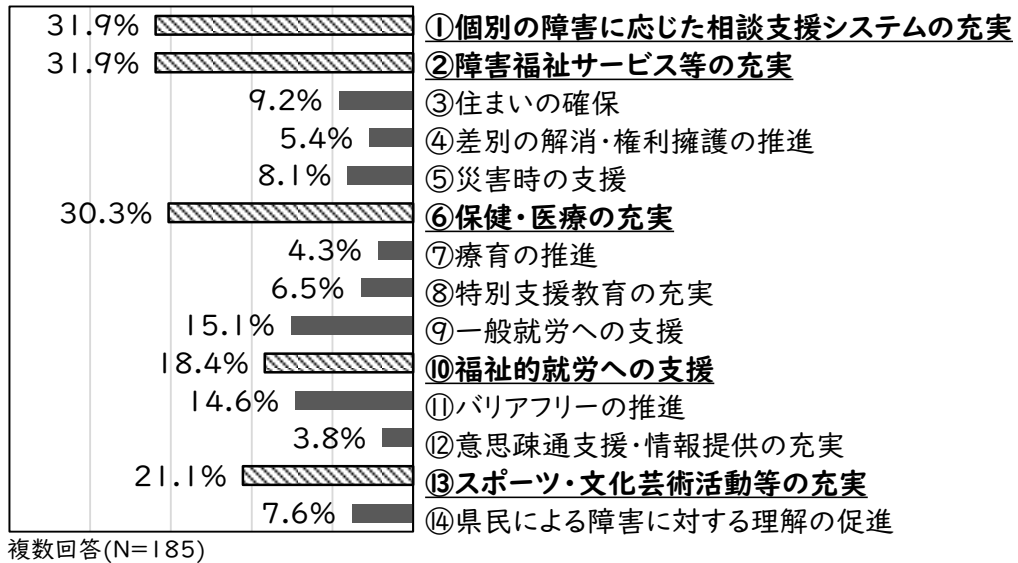
《アンケート結果概要》

問. 障害のある人が普段の生活の中で、平成 27 年度と比較して暮らしやすくなったと感じられる項目と、感じられない項目を、それぞれ最大3つまで選び、「番号」の欄に選んだ項目の番号を記載してください。

※①～⑭の項目は前回の奈良県障害者計画の施策の柱。

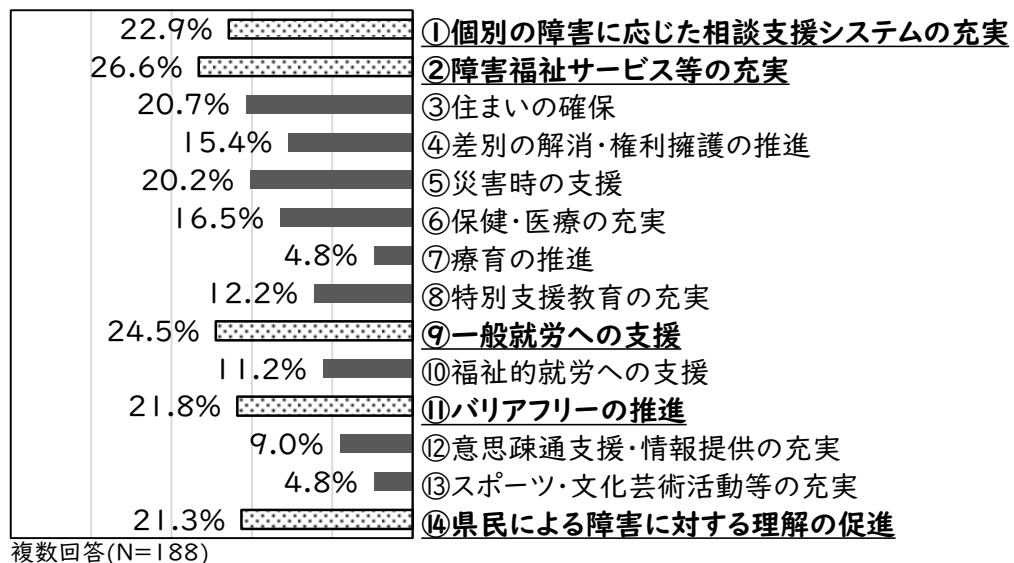
●暮らしやすくなったと感じられる項目

50% 40% 30% 20% 10% 0%



●暮らしやすくなったと感じられない項目

50% 40% 30% 20% 10% 0%



《アンケートにおける主な意見・要望》

※評価できる事：○、改善が必要な事：●

施策分野	施策の柱	意見	件数
理解	障害のある人への理解の促進	● ・障害に対する理解が十分でない。	21
		○ ・あいサポート運動 ^{*159} が進んだ。	4
		○ ・障害に対する理解が進んだ。	4
		○ ・障害理解が広がった。	3
		● ・精神障害に対する理解が十分でない。	3
		○ ・あいサポート運動 ^{*159} による啓発が進んだ。	2
		● ・障害理解が広がっていない。	2
		● ・職場での障害に対する理解が十分でない。	2
		○ ・おもいやり駐車場の数が増えた。	1
		○ ・市町村職員の障害理解が進んだ。	1
		○ ・職場での障害に対する理解が進んだ。	1
		○ ・精神障害に対する理解が進んだ。	1
		○ ・提供される情報が良くなった。	1
		○ ・当事者による実態、実情の発表機会が増えた。	1
		● ・関節リウマチに対する理解が十分でない。	1
		● ・県や市職員の障害に対する理解が十分でない。	1
		● ・高次脳機能障害 ^{*28} に対する理解が十分でない。	1
		● ・職場での障害理解が進んでいない。	1
		● ・心のバリアフリーが進んでいない。	1
		● ・地域での障害理解が進んでいない。	1
	● ・病院での障害理解が進んでいない。	1	
	● ・その他	2	
	差別の解消及び権利擁護の推進	● ・まだ十分な理解は得られていない(差別は解消されていない)。	10
		○ ・地域の意識が変わってきた。	4
		○ ・相談窓口が充実した。	1
		○ ・条例が整備された。	1
		● ・啓発活動に力を入れてほしい。	1
● ・その他		4	
相談	日常生活全般の相談	● ・相談体制(システム)が充実していない。	9
		○ ・行政機関で相談できている。	4
		● ・どの窓口にも相談して良いかがわかりづらい。	3
		○ ・職場や作業所で相談できている。	1
		○ ・病院で相談できている。	1
		○ ・その他	3
		● ・その他	2
	障害特性に応じた相談	● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	8
		○ ・障害特性や状況に応じた相談ができる。	7
		○ ・その他	2
	障害福祉サービスの利用に関する相談	○ ・相談支援事業が充実している。	23
		● ・相談支援専門員 ^{*103} の育成が十分ではない。	13
		● ・相談支援専門員 ^{*103} の数が少ない。	2
○ ・その他		5	
生活支援	障害福祉サービスの充実	○ ・障害福祉サービスを利用して充実している。	26
		○ ・経済的な負担が少ない。	10
		● ・障害福祉サービスが充実していない。	10
		○ ・障害福祉サービス事業所 ^{*81} の数が増えた。	8
		● ・経済的な支援が十分でない。	6
		● ・移動支援事業が十分でない。	5
		● ・障害福祉サービス形態がややこしい。	4
		● ・障害福祉サービス従事者の育成が十分でない。	4
● ・障害福祉サービス事業所 ^{*81} の数が少ない。	4		

施策分野	施策の柱	意見	件数
生活支援	障害福祉サービスの充実	○ ・障害福祉サービス従事者の確保・質の向上がなされた。	2
		● ・サービス内容に地域格差がある。	2
		○ ・その他	8
		● ・その他	3
	ネットワーク強化	-	-
生活環境	住まいの確保	● ・グループホーム ^{*24} や入所施設等の数が少ない。	10
		● ・障害を理由(偏見等)として住まいを確保できないことがある。	7
		○ ・ひとり暮らしへの支援が改善された。	4
		○ ・グループホーム ^{*24} に入ることができた。	3
		○ ・グループホーム ^{*24} の数が増えた。	3
		● ・障害のある人が安価で借りられる賃貸物件の数が少ない。	3
		● ・親亡き後にひとり暮らしができるか不安がある。	3
		● ・保証人を依頼することが困難なことが多い。	2
		● ・グループホーム ^{*24} の建設に近隣の理解が得られない。	1
		● ・バリアフリーに対応している住まいが少ない。	1
		● ・住まいに関する情報が少ない。	1
		● ・重度障害のある人の住まいの数が少ない。	1
		● ・不動産業者等の障害に対する理解が十分でない。	1
		○ ・その他	4
		● ・その他	6
生活環境	バリアフリーの推進	○ ・段差が解消された。(エレベーター、エスカレーター、スロープ等)	9
		● ・道路のバリアフリー化が進んでいない。	7
		○ ・洋式や多目的のトイレが増えた。	6
		● ・バリアフリー化が進んでいない。	6
		● ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んでいない。	6
		○ ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んだ。	4
		● ・自宅や施設のバリアフリー化の支援が無い。	4
		○ ・バリアフリー化が進んだ。	3
		● ・トイレがバリアフリーになっていない。	3
		○ ・手すりが増えた。	2
		● ・段差が解消されていない。	2
		○ ・点字ブロックが増えた。	1
		○ ・車いす設置台数が増えた。	1
		● ・公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない。	1
		● ・点字ブロックが少ない。	1
		○ ・その他	5
		● ・その他	8
			防犯
生活環境	災害時における支援の充実	● ・災害に関する施策が十分でない。	10
		● ・避難場所が障害特性に応じて考慮されていない。	6
		○ ・避難場所が充実した。	4
		○ ・地域における支援が進んだ。	4
		● ・災害時の情報入手、伝達がしづらい。	4
		● ・地域における支援体制が十分でない。	4
		○ ・災害に対する意識が高まった。	3
		● ・災害に対する支援メニューを知らない。	2
		● ・避難所での生活が不安。	2
		● ・避難場所が分からない。	2
		● ・避難場所まで行くことができない。	2
		○ ・情報が入手しやすくなった。	1
		○ ・その他	1
		● ・その他	2

施策分野	施策の柱	意見	件数
保健・医療	保健・医療の充実	○ ・医療費の負担が減った。	25
		○ ・医療が充実した。	11
		● ・在宅医療が充実していない。	5
		● ・医療費の負担が大きい。	4
		● ・専門的な医療サービスが充実していない。	3
		● ・医療機関での説明が理解しづらい。	2
		○ ・在宅医療が充実した。	1
		○ ・医療と福祉の連携がみられた。	1
		○ ・指定難病 ^{*132} の枠が広がった。	1
		● ・救急医療が不安である。	1
		● ・予約が取りづらい。	1
		● ・医療に地域格差がある。	1
		● ・高齢になるにつれ医療サービスが受けづらい。	1
		○ ・その他	2
	● ・その他	2	
	療育の推進	○ ・放課後等デイサービス ^{*156} が充実した。	3
		○ ・療育が充実した。	3
		● ・療育が推進されていない。	3
		○ ・早期発見、早期療育ができるようになってきた。	1
		○ ・発達障害 ^{*140} のある人の早期発見が進んだ。	1
● ・地域格差がある。		1	
● ・療育を受ける機会が減った。		1	
○ ・その他		1	
● ・その他	1		
教育	特別支援教育 ^{*116} の充実	● ・教員等の知識や経験が十分でない。	5
		● ・地域格差、学校格差がある。	4
		○ ・障害特性や状況に応じた支援がされている。	3
		● ・教員の数十分でない。	3
		● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	3
		● ・特別支援教育 ^{*116} の充実や改善を感じない。	2
		○ ・関係機関との連携強化が進んできた。	1
		● ・受けたい教育が受けられない。	1
		● ・特別支援学校における支援が十分でない。	1
		● ・特別支援教育 ^{*116} に関する情報提供が十分でない。	1
		○ ・その他	6
● ・その他	3		
就労	雇用の促進	● ・一般就労 ^{*6} への支援が少ない。	10
		● ・障害者雇用の枠が少ない。	10
		○ ・障害者雇用の枠が広がった。	8
		○ ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が充実した。	8
		● ・就労に関する情報提供が十分でない。	3
		○ ・企業側の意識が改善されてきた。	1
		● ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が不十分だった。	1
		○ ・その他	4
		● ・その他	2
		就労の継続	● ・職場での障害に対する理解が十分でない。
	○ ・仕事ができている。(うれしい、楽しい、自信がつく等)		4
	● ・職場環境が整っていない。		3
	● ・就労後の定着支援等のアフターケアが十分でない。		2
	● ・職場での理解が得づらい。		2
	● ・その他	1	
	福祉的就労 ^{*149} への支援	○ ・福祉的就労 ^{*149} への支援が充実した。	8
		○ ・仕事ができている。(うれしい、楽しい、自信がつく等)	7
		● ・工賃 ^{*30} 向上に向けた支援をしてほしい。	5

施策分野	施策の柱	意見	件数
就労	福祉的就労 ^{*149} への支援	○ ・就労に関する相談窓口が充実した。	4
		○ ・就労施設が増えた。	4
		● ・就労施設が不足している。	3
		● ・福祉的就労 ^{*149} への支援が十分でない。	2
		● ・就労に対する不安がある。	2
		○ ・就労支援のスタッフが充実した。	1
		○ ・福祉的就労 ^{*149} の情報が得やすくなった。	1
		○ ・その他	6
		● ・その他	3
社会活動	情報アクセシビリティ ^{*83} の推進	○ ・情報が入手しやすくなった。	5
		● ・コミュニケーションの機会が少ない。	3
		● ・意思疎通が十分にできていない。	2
		● ・情報が不足している。	2
		● ・情報が分かりづらい。	2
		● ・情報を入手することが難しい。	1
		● ・その他	2
	スポーツ・文化芸術活動等の充実	○ ・スポーツ大会や芸術活動の機会が増えた。	18
		○ ・スポーツ大会や芸術活動が充実した。	5
		○ ・スポーツ大会や芸術活動を通して啓発に繋がっている。	4
		○ ・モチベーションの向上につながっている。	4
		● ・スポーツ大会や芸術活動等の機会を増やしてほしい。	1
		● ・精神障害スポーツが含まれていないことが多い。	1
● ・改善されていない。	1		
● ・希望に添えない時がある。	1		
○ ・その他	2		

《意見交換会における主な意見・要望》

※評価できる事：○、改善が必要な事：●

施策分野	施策の柱	主な意見		
理解	障害のある人への理解の促進	○ ・公共交通機関についてサポートしてもらえることが多くなったと感じている。		
		○ ・条例化された後、難聴者向けの講習会が2年間実施してもらえて大変有難かった。今後もぜひ続けてほしい。		
		● ・「心のバリアフリー」の推進が今後の課題のひとつだと思う。		
		● ・ヘルプマーク ¹⁵² は自閉症スペクトラムの人にも適応されることを県民に周知されたい。		
		● ・マスコミを利用した県民へのアピールをもっと積極的に行うべきである。できれば、自治会レベルにまで浸透されたい。また学校教育でも取り上げてもらいたい。		
		● ・医療機関にも周知し、医師や看護師にも理解を広めてほしい。		
		● ・学校と連携し、子ども達から障害に対する理解を広めていくとよいと思う。		
		● ・学校の人権教育の授業一環として聴覚障害等について理解してもらえると良いと思う。		
		● ・教育の中で、仕事のやりがいや精神障害の人への理解の啓発ができればいいと考える。		
		● ・現実に全ての人が選挙権を行使できる奈良県の体制を整えてほしい。2014年12月7日東京都港区であった自閉症の人が投票できなかった件を教訓として学んでほしい。		
		● ・作成したDVDを学校の授業で使ってもらえないかという話が複数団体から出ている。教育委員会と連携して周知に取り組んでほしい。		
		● ・去年は投票を親がサポートできたが、今年は出来ないと言われた。		
		● ・子どもや大学生等の若者を中心に広報すると良いと思う。また、自治会にも広報をすると良いと思う。		
		● ・施策推進協議会とは別に手話言語条例に関する独立した協議会を開設してほしい。		
		● ・資格習得のための研修だけでなく、あいサポート運動 ¹⁵⁹ に関する研修も充実させてほしい。		
		● ・自閉症児(者)との交流機会のさらなる増加と実施事業の予算措置。		
		● ・手話言語条例の担当者として、手話ができる正社員を増員してほしい。		
		● ・選挙は、郵送での投票(在宅投票)を更に充実してほしい。		
		● ・点字など工夫してもらえると、選挙に行ける人が増えるのではないと思う。		
		● ・不審者と間違われやすい実情を踏まえた啓発の強化に努めてほしい。		
		● ・普及啓発の支援として、県民公開講座(慢性腎炎にならないための講座)への講師派遣や相談コーナーの設置を行政にお願いしたい。		
		● ・理解促進に向けた更なる県民への呼びかけと、マスコミ等を利用した情報発信をしてほしい。		
		差別の解消及び権利擁護の推進		○ ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ができ、社会に浸透してきたおかげで、ストーマを使用しているも公衆浴場で入浴する際に入浴を断られることがなくなった。
				○ ・幅広い研修のためか発達障害 ¹⁴⁰ のある人への対応が非常によくなっている。今後も、待つのが苦手、短時間の我慢など、障害特性への合理的配慮 ⁷³³ に努めてほしい。
				● ・コミュニケーション障害のある自閉症スペクトラム症の人への合理的配慮 ⁷³³ について、意思決定支援のありかたを中心に、具体的内容を検討してほしい。
				● ・意思決定支援の仕組みを確立するため、各機関が連携し総合的な権利擁護体制の構築に努める。
				● ・家族による経済的な虐待があるので、市町村との連携が密にして解決に向けて取り組んでほしい。
● ・建築上の規制については、単純に基準をクリアしているだけではなく、人権という視点からも問題ないか確認しないといけないと思う。そのため、行政としては、障害者権利条約に基づき事業者を指導することも考えられる。				

施策分野	施策の柱	主な意見
理解	差別の解消及び権利擁護の推進	● ・自閉症スペクトラムの人達への合理的配慮 ^{*33} および人権に配慮したサービスに努めてほしい。
		● ・自閉症児者の意思疎通支援、意思決定支援についての研修を深めること。
		● ・人材育成ではロボット等の福祉機器を活用していけるようにしてほしい。福祉機器を取り入れつつ、ソフト面では権利擁護の推進に力を入れてほしい。
		● ・成年後見人制度は様々種類があるので、それらを一覧化し、自分で選べるようにガイドブックにして配布してほしい。
		● ・成年後見制度 ^{*98} に代わる新たな意思決定支援の仕組みを検討すること。
		● ・成年後見制度 ^{*98} の利用促進は良いが、利用した場合のサポートをしっかりしてほしい。
		● ・優生思想が間違った思想であることを県も啓発する必要があると思う。
相談	日常生活全般の相談	● ・どちらの窓口で相談すればよいかを市の窓口で聞いたところ、障害福祉の担当者は「介護保険の窓口」といい、介護保険の担当者は「障害福祉の窓口」と言っており不安になった。市への周知をお願いしたい。
		● ・ピアサポーターの養成と活用。
		● ・各市町村にも相談員の方はいると思うが、多様な障害に対して対応できるように県から各市町村の相談員に対して指導していただきたい。
		● ・既存の部署で障害当事者のニーズに対応できない場合は、各種協議会を開いて、解決にあたること。
		● ・行政窓口を紹介するだけでなく、合理的なアドバイスができる役割の人がほしい。
		● ・相談の場が不足し、どこに相談していいかわからない。情報を入手することが難しい。分かりやすい情報提供が必要。
		● ・相談機関と教育機関の連携が二次障害の予防につながる我也想える。
		● ・利用者である、本人及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に該当利用者等の立場に立って相談は行われるものでならないことを理解する。
	障害特性に応じた相談	● ・利用者の問題は相談機関のたらいまわしをしないで、相談を受けた各窓口から情報共有と解決まですべての機関が協力責任を持って取り組むこと。
		● ・県内に自閉症スペクトラム症・発達障害 ^{*140} に精通した専門家の養成と増員をしてほしい。
		● ・高次脳機能障害 ^{*28} についての障害特性をより理解してほしい。
		● ・自閉症・発達障害 ^{*140} についての基本的知識をすべての窓口の担当者が持つよう研修を行うとともに、専門家との連携を確立すること。
		● ・自閉症スペクトラム症・発達障害 ^{*140} についての研修内容と研修計画を確立すること。
		● ・成人においては、自身が発達障害 ^{*140} かどうかを知りたいとの気持ちがあるので、医療機関でなくても、検査できる機関があればよい。
障害福祉サービスの利用に関する相談	● ・発達障害 ^{*140} の診断を受けることができる病院については、半年待ちである。医療機関一覧で情報提供してほしい。	
	● ・保健所や発達障害者支援センター ^{*141} だけでなく、奈良県で簡易判定できる機関（障害者職業センター、特別支援学校、作業療法士等専門学校など）を加え、そこの判定を第一歩とし、「発達障害 ^{*140} 判定および相談連携システム」を策定して頂きたい。	
	● ・相談件数が多く、コーディネーターの増員が必要。	
生活支援	障害福祉サービスの充実	● ・相談支援において、個々の特性に応じたサービスの提供を受けることが非常に大切。
		● ・相談支援事業所 ^{*102} 等にピアスタッフがいるところに加算をつける仕組みを考えてほしい。
		● ・ホームヘルパーの養成。
		● ・移動支援サービスは市町村の事業のため、市町村によって利用可能な時間等が異なっている。また、重症度によっても利用できる時間が異なる。
		● ・移動支援事業は、市町村によってサービスに格差があるので、格差をなるべく無くしてほしい。
● ・課題別に対応できるスーパーバイザーが必要である。		
● ・介護の必要が無く、透析している人への通院助成をお願いしたい。（タクシー券の充実など）		

施策分野	施策の柱	主な意見
生活支援	障害福祉サービスの充実	● ・強度行動障害 ^{*21} に関する研修をしてほしい。
		● ・強度行動障害 ^{*21} をもつ人の支援が難しい。支援ができる人を育ててほしい。
		● ・研修に行かされるほど人材に余裕がある事業所が少ないのではないかと。サービス管理責任者の研修は5日間あるので受けさせることが難しい。
		● ・個々の発達ステージに見合った選択が自由にできるようにするべき。必要に応じてシームレスに事業を選択できるようにするべき。
		● ・市町村によってサービスの差が大きい。サービスが不十分な市町村へは、サービスが改善されるように県からも指導してほしい。
		● ・支援につながらず閉じこもり状態にある入院予備群の精神障害のある人をデイケアや福祉サービスにつなぐ支援が必要だと思う。
		● ・自閉症スペクトラムについて学習した指導者の養成と支援スタッフの確保。
		● ・若い人の感性や求めていることに合った魅力的な事業を行い、PRしていけば人材確保につながるのではないかと。
		● ・重度の自閉症者への支援のため、親亡き後も踏まえた、強度行動障害 ^{*21} 者の処遇も踏まえた、セイフティーネットを早急に構築すべきである。
		● ・身障手帳の重度(1級及び2級)に3級も医療費免除に加えてほしい。また、健康保険料の負担割引をお願いしたい。
		● ・貸与頭数を増やしてほしい。
		● ・地域活動支援センターなど日中活動の場の確保。
		● ・特に福祉サービス等につながない障害のある人に対して、家族がサポートできない時に、他でサポートできる施策がまだ見えてこない。
		● ・特に強度行動障害 ^{*21} の人が行き場がないので、強度行動障害の研修に力を入れてほしい。
		● ・日常生活用具(ストーマ用具・紙おむつ)の補助内容が、市町村毎に異なる。
		● ・日中支援型グループホーム ^{*24} の敷地内に作業場は許可しても良いのではないかと。重度の障害の方も多く、敷地が離れていると移動が負担である。
		● ・日中支援型の運営面に関しては夜勤の人員の確保が難しい。求人を出しても応募が少ない。福祉の仕事のイメージの悪さが人員確保のネックとなっていると思う。障害のある人に接したことがないため、イメージが悪いのではないかと考えられる。
		● ・入店拒否やタクシーの乗車拒否もあるので、盲導犬の啓発を引き続き行ってほしい。実際に盲導犬を連れて行くようなやり方も考えてほしい。
		● ・補聴器等に助成があること等について、広く周知してほしい。
	● ・盲導犬とともにスムーズに避難できるようにしてほしい。	
● ・盲導犬にかかる医療費の助成を行ってほしい。		
ネットワークの強化	● ・県内全域に更なる拠点づくりを増やして行くこと。	
	● ・子どもについては関係機関が多く、それらをどう連携していくかについて計画の中にあるとよいと思う。	
生活環境	住まいの確保	● ・1人暮らしのハードルは高いので、グループホーム ^{*24} のニーズは高い。
		● ・グループホーム ^{*24} など住まいの確保。
		● ・グループホーム ^{*24} の建設に関しては、最近も地域から反対があったという話を聞くので、もっと啓発が必要ではないかと思う。
		● ・ストーマケアの研修会を実施し、入居できる施設を増やしてほしい。
		● ・バリアフリーされている公共住宅が数としては少ないのではないかと。
		● ・県営住宅もバリアフリー化がもっとできればよいと思う。
		● ・盲ろう者の自立のため、盲ろう者向けのグループホーム ^{*24} ができればよいと思う。
	バリアフリーの推進	● ・「ホームドア」の普及が進んでいないと感じる。
		● ・おもいやり駐車場は、利用証を掲示する必要があることが周知できていない。
		● ・ノンステップのバスは予約してしか乗ることができないので、いつでも乗れるように導入率を上げてほしい。
		● ・駅のバリアフリーについて、ホームと電車の段差がなくなる工夫をしてほしい。
		● ・駅のホームドアは関東の方が進んでいると思う。
		● ・駅等エレベーターは設置されるようになったが、場所がわかりにくい。表示を工夫してほしい。
		● ・

施策分野	施策の柱	主な意見
生活環境	バリアフリーの推進	● ・県営のスポーツ施設で座席部分がバリアフリーになっていないところがあった。障害者スポーツ大会 ^{*75} の会場となっていたので、改善する必要があると思った。
		● ・公共施設等を整備またはバリアフリー化する際に、当事者の意見を取り入れてほしい。
		● ・事前予約が必要である。全路線に1時間に1本でも運行してもらえると外出しやすくなると思う。
		● ・集合住宅の車いす対応駐車場の設置および多目的トイレの成人用ベッドの設置について条例に入れると必要性が周知できるのではないかと思う。
		● ・障害のある人にとって住み良い地域は健常者にとっても住みやすいことを確認し、障害のある人の目で点検し整備を進めてほしい。
		● ・信号の整備(音)、エスコートゾーンの整備を行ってほしい。
		● ・全ての公共交通機関のバリアフリー化を目指してほしい。
		● ・奈良県心身障害者福祉センター ^{*127} は建設当時のままのバリアフリーであり、トイレにおいては、便器が割れているのがガムテープにて補強されており、またウォッシュャブルもオストミー対応でもない。
		● ・歩道整備については、マウントアップしなくても、道路をカラー塗装したりして段差をなくしてほしい。
		● ・利用者が多い駅にはエレベーターの設置が必要。
	防犯対策の推進及び消費者被害の防止	-
災害時における支援の充実		● ・一次避難所から二次避難所への移動が難しいので、指定された福祉避難所 ^{*150} に直接いきたい。
		● ・災害時について、通常利用している透析病院が被災して利用できない場合は、個人では代替できる病院を見つけることができない。行政側で透析を受けられる病院との連携を図るとともに、患者がどの病院に行くべきかの行政側窓口を設けてほしい。
		● ・災害時の県、市町村、地域の役割分担を明確にした方が良くと思う。
		● ・災害対策は、より実効性のあるものを計画してほしい。
		● ・自閉症・発達障害 ^{*140} のある人の災害時対応マニュアルを日頃から、県民に広めてほしい。
		● ・集団行動が苦手であり、災害時の避難所設置について、障害特性に応じた配慮が得られるか不安。
		● ・都道府県によっては、障害者手帳に災害時の緊急連絡先等の基本情報が記入できるものもある。
		● ・日頃から使っている施設を出来るだけ福祉避難所 ^{*150} にしてもらいたい。
		● ・日本自閉症協会が以前作成している、自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブックを活用し、奈良県版を作ってほしい。
		● ・被災経験のある地域の職員の話をしきく等、現地に入った人の話をきくとよいと思う。
		● ・避難できたとしても集団内に長時間いることは難しい。
		● ・避難後に、避難所でどこまで医療的なケアをしてもらえるのかは不安である。
		● ・避難所にいることができず車の中で過ごす人が多いので避難所のあり方を考えていかないといけない。
● ・福祉避難所 ^{*150} について、場所がどこか分からないこともある。避難所には人工呼吸器をつけている人もいるので、電源が必要。持ち込みが可能なものは何か等避難所における情報も必要である。		
● ・要援護者として登録すれば災害時にどういうことがしてもらえるのかを知らせることが大切である。		
● ・要支援者リストに載っている人を、後日でも確認に来てもらえるのと有難い。特に、呼吸器や透析が必要な人は確認が必要である。		
保健・医療	保健・医療の充実	○ ・医療の継続が必要な人が多い精神障害のある人にとって、医療補助は貴重な制度。また入院と精神科以外の通院に対する医療保険自己負担に対する補助は、他府県の方からもうらやましがられる、ありがたい制度。
		○ ・精神科救急への取り組みは、周知もいきなり、夜間休日の安心につながっていることは評価できる。

施策分野	施策の柱	主な意見
保健・医療	保健・医療の充実	● ・アウトリーチ ^{*3} 支援の取組を具体化してほしい。
		● ・各地域の実情を踏まえながら、医療単独ではなく各種の専門職が連携した支援体制を整備してほしい。
		● ・経験を積み専門性の高い医師を増やす取り組みをしてほしい。
		● ・高次脳機能障害 ^{*28} に対応する病院、医者が不足しており、治療やリハビリを十分に受けられない。
		● ・今後、在宅の人が増えると思うので、医療と福祉の人材育成が重要になると思う。
		● ・在宅で生活している障害のある人への医療的ケア ^{*10} が重要であり、特に入学前と卒業後等のどこにも所属していない障害のある人への医療的ケアにもっと取り組んでほしい。
		● ・在宅透析のために水道料金の補助や工事費の助成をされている県もあるので、奈良県でも検討してほしい。
		● ・重症心身障害 ^{*55} 者の多くが自閉症をともなっているため研修を深めてほしい。
		● ・障害のある人全体の40%は重度、残りの60%が中軽度の障害のある人なので、その割合も加味した計画を検討し、医療と福祉の連携が強化されるようにしてほしい。
		● ・障害福祉サービスの種類等は、パンフレット等を見ても理解しづらい部分があり、難病 ^{*132} 患者も理解しきれていないと思う。
		● ・精神科救急時、移送が難しい場合もあり、またいかなる場合においても本人の意思を尊重する視点からも（オープンダイアログの導入）、多職種チーム ^{*106} の設置とアウトリーチ ^{*3} の実施を望みたい。
		● ・専門医と地域の医師の連携体制ができれば、在宅で生活できる人が増えると思う。
		● ・知的障害の場合、自分で体調を伝えられなかったり、体調不良を隠したりする場合があるため、周りが症状に気付く頃には重度化しているケースが多い。訪問看護や医師等の専門家が診ることで、早期発見につながると思う。
		● ・地域で生活するにあたり、医療的ケア ^{*10} ができるヘルパーのいる事業所等の情報が得ることができればよいと思う。
		● ・地域で生活する精神障害のある人への定期訪問、24時間・365日の相談、緊急訪問・緊急対応。
		● ・聴覚は徐々に落ちていくので気が付かない人も多いので、健康診断に聴覚診断を入れてほしい。
		● ・特に中中和地域に施設（ショートステイ ^{*107} を受け入れてくれる病院等）が少ない状況。ショートステイの需要は高いと思う。介護と同じように保護者の息抜きは必要である。
		● ・特に未治療や治療中断者に対する訪問支援に取り組んでほしい。また、重度障害のある人に対してはACTで対応してほしい。
		● ・奈良の病院等でピアサポートを受け入れて支援につなげてほしい。
		● ・難病 ^{*132} 患者は障害者手帳を持っていない人もいるが、持っている人の方が助成の金額等、優遇されている面がある。
● ・保健所の充実と推進体制・協議会の設置。		
療育の推進	療育の推進	○ ・発達障害 ^{*140} については、早期発見の体制がとれてきていると感じる。
		● ・各種の子育て支援や療育の事業があるが、これらの連携は希薄。
		● ・県民の知識を向上させ、早期療育により重度障害児をなるべく減らすことが重要である。
		● ・聴覚障害は新生児の段階で分かる。視覚障害も早期に判断できないかと思う。
		● ・特に知的障害の場合は、子どもの頃にケアすることで状況が変わってくるので、早い時期からのケアに力を入れてほしい。
		● ・療育手帳について、5年ごとに判定をしてもらわないといけない。変わらない可能性が大きい高齢になってきた知的障害のある人については、更新しなくてもいいようにしてほしい。

施策分野	施策の柱	主な意見
教育	特別支援教育 ^{*116} の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ・インクルーシブ教育^{*13}と一緒に学ぶことは啓発につながるが、一人ひとりの希望に応じて考えることが重要。 ● ・県教育委員会と連携し、障害のある子どもが手話を獲得できるように支援してほしい。 ● ・児童生徒が発達障害^{*140}について適切な理解ができるような授業を実施してほしい。 ● ・自閉症スペクトラム症・発達障害^{*140}の理解、教育、支援の充実に関連して、小中高の校長を含む全ての教職員にさらなる研修事業を推進。 ● ・授業において発達障害^{*140}のある人への合理的配慮^{*33}を実施してほしい。 ● ・就労に繋がる社会的スキル教育を長期的見通しをもって、早期から実施してほしい。 ● ・全ての高等学校に特別支援学級を設立してほしい。 ● ・地域の学校と特別支援学校の交流を増やすと良いと思う。 ● ・特に、生まれつき盲ろうの場合は、盲ろうの専門の教育が必要だと思う。 ● ・特に保健の教員が精神疾患の理解を深められるような取組をしてほしい。家族会や当事者等と交流しながら勉強できる機会があれば良いと思う。
就労	雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ・あいサポート運動^{*159}へのさらなる企業への誘いと、登録企業の協力内容の情報発信をしてほしい。 ● ・きめの細かい説明会、情報提供をしてほしい。 ● ・県内の雇用促進に力を入れてほしい。 ● ・就労支援事業所が本人の特性や希望を理解しているので、就労支援事業所が企業と本人をつなぐ役割を担う。 ● ・職場に合わせる人材養成より、本人の特性に合わせた仕事内容の開拓を。 ● ・新たな就職先を紹介する雇用相談窓口の整備や労働条件の変更を強制されない仕組みをつくってほしい。 ● ・発達障害^{*140}・知的障害の人への採用枠の拡大と採用選考方法の考慮、合理的配慮^{*33}の確立。職場での支援付き就労や仕事工程での工夫で、自閉症スペクトラムの人の長期就労を現実化させてほしい。 ● ・発達障害^{*140}・知的障害のある人の就職率を上げてほしい。重度障害のある人でも就労を可能にしているノースカロライナ等を手本に学んでほしい。
	就労の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● ・1人ひとりの個性を分かると、働き続けられる人はたくさんいる。 ● ・雇用定着に向けて雇用後のサポートについて計画に入れてほしい。 ● ・高次脳機能障害^{*28}は、表面的なやりとりでは障害が現れない(気づかない)ことも多く、就労後に仕事に従事するなかで障害特性による支障が生じる。 ● ・自閉症スペクトラム症の特性を利用した就労についての研修してほしい。 ● ・職場幹旋だけでなく、就労中も継続して、相談助言を続ける支援体制を整えてほしい。 ● ・長期雇用が服用する薬や勤務形態、職場環境で、困難で退職するケースが多いです。 ● ・発達障害^{*140}のある人の特性と能力について、情報提供を適切にし、個々人の配慮の方法を企業に伝えてほしい。
	福祉的就労 ^{*149} への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ・取組の成功例を周知していくことで、自分たちでもできると考える事業所が増え、さらに成功例が増えていくのではないかと思います。 ● ・授産商品にこだわるのではなく、収益率が高く、付加価値の多い商品づくりを開拓してほしい。 ● ・商品開発等については、民間の加工会社等と連携すれば、実現できる事業所も多いと思うが、異業種とのネットワークはないため難しい。商品開発等に関して計画に入れる等、県からの支援があると有難い。 ● ・適性に応じた作業内容の開拓、工夫をしてほしい。 ● ・特に中山間地域において、唯一の確実な経営主体は社会福祉法人である。社会福祉法人を核として地域活性化を考えると良いと思う。(農福連携等) ● ・奈良県でも地域特産(例えば、伝統工芸等)を活用したブランディング等が出来るのではないかと。 ● ・福祉と農業や林業との連携で、障害のある人の人が活躍できる場を増やしてほしい。

施策分野	施策の柱	主な意見
就労	福祉的就労 ^{*149} への支援	● ・優先調達の推進はまだ十分に出来ていないと思うので、今後も積極的に推進してほしい。
社会活動	情報アクセシビリティ ^{*83} の推進	● ・「ヒアリンググループ」はWi-Fiがないと利用できないため、Wi-Fi環境の整備を進めてほしい。
		● ・「県政フラッシュ」の字幕は、一部分だけでなく全てにお願いしたい。
		● ・「県民だより奈良・ならいいね!」にも字幕つけてほしい。
		● ・テレビ「県政フラッシュ」に字幕や副音声をつけてほしい。
		● ・バスやバス停には電光掲示板をつけてほしい。
		● ・レクリエーションに情報保障を申請した際には承認してほしい。
		● ・緊急連絡は言葉だけになりがちである。テレビ等についても、速報のニュースは手話や字幕が見つからないことがある。
		● ・県政広報は字幕がないと理解できないので、字幕がつくようにしてほしい。
		● ・県内の多くの市町村で資格を持っていない要約筆記 ^{*164} 者が派遣されている現状があり、日頃から改善するように市町村に要望しているが改善されないなので、県から指導してほしい。
		● ・県発行の広報誌等について、拡大文字の物があれば有難い。
		● ・言葉のない人のコミュニケーション支援を考えてほしい(コミュニケーションボードやPECS、SNS、IT機器の活用等)。
		● ・災害時の緊急速報はテロップしか流れないので、情報が入手できない。
		● ・新しい通訳・介助員も必要だが、既に通訳・介助員となっている人への研修も必要。
		● ・声は訓練をすれば出すことができる。手術前から交声会の存在を知っていただき、訓練をすれば声が出せることを理解してもらえれば、手術に対する不安を少しでも減らすことができると考えている。
		● ・聴覚障害支援センターにも相談機能はあるが、「難聴」について専門的に対応できる人はいない。
スポーツ・文化芸術活動等の充実	● ・スポーツ等の全国大会を行うとき、ふれあい寮があるが、障害のある人向け宿泊施設を整備してほしい。	
	● ・障害者スポーツの周知をもっとした方がいいと思う。	

3. 計画策定の経過

意見聴取：☆ 協議会：○ 市町村：□ 庁内：▽

日付		会議名等
平成30年度	3月頃～ 6月頃	☆障害者団体との意見交換会(個別) ☆アンケート調査
令和元年度 (平成31年度)	7月1日	▽奈良県障害者政策推進本部会議 ^{*125} ・障害者計画の改定について
	9月13日	○奈良県障害者施策推進協議会 ^{*123} ・障害者計画の改定について
	9月24日	○奈良県自立支援協議会 ^{*126} ・障害者計画の改定について
	10月8日	☆障害者団体との意見交換会(全体) ・障害者計画の改定について
	11月21日	○奈良県障害者施策推進協議会 ^{*123} ・障害者計画の素案の概要について
	12月～1月	☆パブリックコメント

4. 用語の解説

あ

1 あいサポーター

まほろばあいサポート運動^{*159}を実践するため、「あいサポーター研修」を受講し、奈良県からあいサポーターバッジの交付を受けた人。

2 あいサポート企業・団体

まほろばあいサポート運動^{*159}に取り組むものとして、奈良県が認定した企業・団体。

3 アウトリーチ

直訳すれば「手をさしのべる」という意味であるが、医療や社会福祉の領域では、訪問看護、出張医療、訪問支援等の活動を指す。精神保健福祉の分野においては、治療中断者や長期入院後退院者で病状が不安定な人等に対する訪問活動を通じ、生活に支障や危機的状況が生じないよう、医療と日常生活の支援の両方を提供する活動のこと。

い

4 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記^{*164}者等の派遣等を行う事業。

5 委託訓練

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した「職業能力開発促進法」第15条の6第3項に規定する委託訓練を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害のある人の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的としている。

6 一般就労

雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

7 移動等円滑化促進方針

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。

8 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要であると認められた子どもに、児童発達支援^{*52}及び治療を行う。

9 医療型障害児入所施設

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

10 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

11 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア^{*10}児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整する人。

12 医療保護入院

精神障害のある人であり、医療及び保護のため入院の必要がある人であって本人の意志での入院（任意入院）が行われる状態にない人を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる入院形態。

13 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮^{*33}が提供されること等が必要とされている。

う

14 運営適正化委員会

「社会福祉法」第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業に適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせん等を行う。

か

15 観光バリアフリーマップ

県内外の障害のある人や高齢者をはじめ、全ての人が安心して自由に県内各地へ出かけられるよう、寺社仏閣、観光施設、公共施設等主要観光地のバリアフリー対応状況を調査し、作成したガイドブック。

き

16 基準病床数

保健医療計画において、医療圏域ごとに全国統一の計算式に基づき定められた基準となる病床数。

17 共生型サービス

高齢者と障害児(者)が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくするためのもの。

18 共生社会

障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。「障害者基本法^{*69}」は、共生社会の実現を目的としている。

19 共同生活援助

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成 26 年 4 月よりケアホーム(共同生活介護^{*20})がグループホーム^{*24}(共同生活援助)に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。

20 共同生活介護

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡等を行う。平成 26 年 4 月より共同生活援助^{*19}に一元化された。

21 強度行動障害

直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)・自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

22 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。

<

23 暮らしの安全・安心サポーター

県内消費生活相談窓口^{*82}と地域をつなぐパイプ役として、地域で消費者情報の伝達等の消費者啓発を実践し、消費者被害の発見、未然防止・拡大防止につなげ、県と一体になって地域での消費者被害防止活動をボランティア活動として行う。

24 グループホーム

共同生活援助^{*19}(地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス)を提供する住居。「障害者総合支援法^{*76}」の改正により、平成26年4月よりケアホーム(共同生活介護^{*20})がグループホーム(共同生活援助)に一元化された。

け

25 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画^{*40}案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうか一定期間ごとにモニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」のこと。

26 圏域弁護士

県内各障害福祉圏域^{*80}に配置されている圏域マネージャー^{*27}等が、障害のある人の権利擁護事案に係る法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応できるよう、各障害福祉圏域に配置されている担当弁護士。

27 圏域マネージャー

広域的かつ専門的な相談支援を実施するために、県内の4障害福祉圏域^{*80}に配置されている相談員。市町村や相談支援事業者、市町村自立支援協議会^{*47}への助言支援や、地域の人材育成等、障害のある人の地域生活に関する総合的な支援を行う。

28 高次脳機能障害

病気や交通事故等、様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生じる、言語や記憶等の知的な機能の障害を指し、新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的症狀がある。

29 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害^{*28}のある人とその家族等を支援するために設置する支援拠点機関。専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害支援体制の整備を推進する。

30 工賃

福祉施設や作業所等で福祉的就労^{*149}に従事する障害のある人に支払われるお金のことで、施設が生産活動等によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを工賃として配分することとされている。

31 公的賃貸住宅

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的機関が所有し、又は所有者から借り上げて管理する賃貸住宅のこと。特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等も含まれる。

32 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

33 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思疎通の確保、車いす移動の手助け等、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。

34 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として平成 18 年 12 月 20 日に施行された法律。高齢者や障害のある人等の移動や施設利用の際の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通施設や道路、公園施設並びに建築物の構造及び設備等について国が定めるバリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合を求めている。また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等についても定めている。

35 子育て家庭相談センター(児童相談所)

子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

36 個別計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路等を記載した計画。

37 個別の教育支援計画

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

38 個別の指導計画

一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

39 コミュニティソーシャルワーカー

地域に入り込んで、支援が必要な人に寄り添い、行政等と連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む専門家。

さ

40 サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要な相談支援専門員^{*103}等が作成する計画。障害のある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

41 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

自然災害や事件・事故等の集団災害が発生した場合、各都道府県等から派遣される精神医療チーム。チームは専門的な研修・訓練を受けた精神科医師・看護師・業務調整員で構成される。

42 サポートブック「リンクぷらす」

発達障害^{*140}等、支援を必要とする人の生活の質を向上し、豊かな生活を過ごせるようになることを目的として、平成 24 年度に奈良県自立支援協議会^{*126}療育・教育部会において作成されたもの。本人の生活を記録し、支援機関同士が共有することで、本人を中心とした総合的な支援ネットワークが作られることを目指している。

し

43 視覚障害者福祉センター

視覚障害のある人の福祉の向上を図るため、平成 6 年、奈良県社会福祉総合センター3 階に設置。点字図書や録音図書の製作・貸出を行うとともに、点訳・音訳のボランティアの養成、視覚障害のある人に関する相談等を実施。

44 支給決定基準

障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、支給量の範囲や支給の要否等について、市町村が定める基準。

45 施設外就労

障害福祉施設を利用する障害のある人と職員がユニットを組み、企業等から請け負った作業を当該企業内で行う就労形態。

46 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

47 市町村自立支援協議会

各市町村における障害のある人等への支援体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。地域によっては、複数の市町村により設置されている場合がある。

48 市町村審査会委員

障害支援区分^{*65}の判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたって、意見を聴くために市町村に設置されている審査会。障害保健福祉の学識経験を有する人で、中立かつ公平な立場で審査が行える人が、市町村長の任命を受けて委員となる。

49 児童家庭支援センター

児童福祉施設に附置された相談援助事業を展開する施設。地域の児童の福祉に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする人への対応と助言、市町村への技術的助言及びその他必要な援助を行うほか、児童相談所^{*35}の委託に基づく指導に加え、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行う。

50 児童館

「児童福祉法」に基づく児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

51 児童心理司

児童相談所^{*35}等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療法を行う職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

52 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。

53 児童発達支援センター

通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。

54 児童福祉司

児童相談所^{*35}において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導やケースワークを行う職員。

55 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

56 住宅・土地統計調査

国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする実態調査。昭和23年以来、5年ごとに行われている。

57 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。

58 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のうち、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護^{*22}、重度訪問介護^{*59}、同行援護^{*114}、行動援護^{*32}、生活介護^{*93}、短期入所^{*107}等のサービスを包括的に提供する。

59 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的、精神に障害のある人であって、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

60 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

61 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて一般就労^{*6}に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指す。

62 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)^{*61}や一般就労^{*6}への移行を目指す。

63 就労定着支援

一般就労^{*6}に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

64 就労連携コーディネーター

障害者就労における支援機関等の個別の企業等への訪問や実習依頼による企業側の負担軽減のため、両者の間を調整し、一元的な支援を行うため、奈良県が設置した専門職員。

65 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。介護給付費又は訓練等給付費(共同生活援助^{*19}に係るものに限る)の支給申請があった際、認定調査員^{*138}による聞き取り調査や市町村審査会による審査判定を経て、障害支援区分認定が行われ、区分に応じたサービスの利用が可能となる。

66 障害児支援利用計画

障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。

67 障害児相談支援

障害児支援利用計画^{*66}についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。

68 障害者基本計画

「障害者基本法^{*69}」第11条第1項に基づき、国が策定する障害者施策に関する基本計画。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。

69 障害者基本法

障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害の有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。障害のある人の自立や社会参加の支援等のため、施策の基本原則や国、地方公共団体等の責務等を規定している。障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のため、平成23年8月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の定義の見直しや、差別の禁止が規定された。

70 障害者雇用促進法

正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障害のある人又は知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。

71 障害者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的・精神障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的・精神障害のある人を雇用する義務を負う。

72 障害者作品展

県内の障害のある人の作品を展示し、自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のある人に対する理解の高揚を図ることを目的として開催しているイベント。

73 障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。「障害者基本法^{*69}」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。

74 障害者就業・生活支援センター

就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象に、地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携し、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する法人が運営する。

75 障害者スポーツ大会

障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人の社会参加の促進を目的に開催する障害のある選手のスポーツ大会。

76 障害者総合支援法

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成 25 年 4 月 1 日施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的規定の改正や、基本理念の創設等が行われた。

77 障害者相談員

「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」で定められており、身体に障害のある人、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、障害のある人の更生のために必要な援助を行うために、市町村から委託を受けた人を身体障害者相談員、知的障害者相談員という。

78 障害者はたらく応援団なら

奈良県雇用対策協定に基づき、奈良県と奈良労働局^{*131} が共同で運営する、障害者雇用の支援を強化するための取組。障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等で構成し、企業等での職場実習^{*85}の受入拡大、障害理解、就労定着への支援等を行う。

79 障害者優先調達推進法

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

80 障害福祉圏域

各障害福祉サービス等を、広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的として設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の5圏域を設定している。

81 障害福祉サービス事業所

「障害者総合支援法^{*76}」に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労を目指した訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

82 消費生活相談窓口

消費者トラブルに関する相談を受け付ける窓口で、県内には、奈良県消費生活センターや市町村消費生活センター等が設置されている。

消費者ホットライン「188(いやや)」に電話をかけると、近くの消費生活センターで相談できる。

83 情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。

84 職員対応要領

職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定め、具体的な障害を理由とする不利益な取扱いや望ましい合理的な配慮を例示したもの。

85 職場実習

障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う実践的な取組。

86 職場実習ジョブサポーター

職場実習^{*85}を受け入れる企業等に派遣し、職場実習が円滑に行えるように関係者間の調整、通勤支援及び職場内における職業生活支援等を行うための支援員。

87 自立訓練(機能訓練)

身体障害のある人又は難病^{*132}患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所^{*81}又は障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

88 自立訓練(生活訓練)

知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所^{*81} 又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

89 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

90 心身障害者歯科衛生診療所

一般の歯科診療所では治療が困難な心身障害のある人に対する歯科診療及び相談を行う歯科診療所。

91 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

92 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬^{*91} の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法律。

せ

93 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

94 精神科救急医療システム

精神科救急医療情報センターにおいて電話による緊急的な精神医療相談等を実施するとともに、二次救急として平日夜間(17時から翌朝8時30分)及び休日(24時間)において、県内8精神科病院が当番制による診療と必要に応じて入院の受け入れを行っている。三次救急については、奈良県立医科大学精神科が夜間休日にかかる緊急措置入院^{*104} 鑑定診察と、妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者の対応をしている。

95 精神障害者医療費助成事業

①一般・後期高齢

精神保健福祉手帳 1 級又は 2 級の人を対象として、医療機関で支払った 1 か月の医療費の自己負担額（高額療養費分を除く）から 1 医療機関当たり 500 円（14 日以上入院の場合は 1,000 円）を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。全診療科の入院・通院の医療費が対象となる。

②精神通院

「障害者総合支援法^{*76}」に基づく自立支援医療（精神通院）で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の 1 か月の自己負担額から 500 円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者が対象となる。

96 精神保健福祉士

「精神保健福祉士法」に基づく資格であり、精神科病院や障害福祉サービス事業所^{*81} 等において社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行う人のこと。

97 成年後見推進専門員

成年後見制度^{*98} 推進事業（県で実施している制度活用に取り組む市町村や関係機関を支援する事業）の一環として奈良県社会福祉協議会に配置した成年後見推進専門員（社会福祉士）は、市町村担当課や地域包括支援センター職員等からの相談への対応、関係機関との連携推進、成年後見制度の普及啓発等に取り組んでいる。

98 成年後見制度

認知症^{*135} の人、知的障害のある人、精神障害のある人等、精神上の障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する人（成年後見人等）を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により保護する民法上の制度。

99 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度^{*98} における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

100 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度^{*98} を利用することが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

101 セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録された、住宅確保要配慮者（障害のある人、高齢者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅のこと。障害のある人等であることを理由に入居を拒否してはならないことや、住宅としての居室の広さ及び設備、耐震性を有すること等の条件を備えることにより、円滑な住まいの確保を図る。

そ

102 相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。平成24年4月より、計画相談支援^{*25}を行う指定特定相談支援事業所、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業所、障害児相談支援^{*67}を行う障害児相談支援事業所へと相談支援体系の見直しが行われた。

103 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画^{*40}・障害児支援利用計画^{*66}の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業^{*57}や成年後見制度利用支援事業^{*100}に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。

104 措置入院

精神障害のある人であり、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると、精神保健指定医が認めた場合の都道府県知事によって入院措置する入院形態。

た

105 代理投票（代筆）制度

選挙人（有権者）が心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない場合に、投票管理者が選任した補助者が、選挙人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって投票用紙に記載する制度。

106 多職種チーム

精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士^{*96}等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。

107 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイト^{*166}としての役割も担っている。

ち

108 地域生活支援事業

「障害者総合支援法^{*76}」によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

109 地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人等に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行う。

110 地域相談支援(地域定着支援)

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

111 地域福祉計画

市町村が地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に定める計画(「社会福祉法」第107条に規定)。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

112 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービス提供体制。

113 聴覚障害者支援センター

聴覚障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、聴覚障害に関する各種相談、手話通訳又は要約筆記^{*164}等を行う者の養成・派遣、各種情報の提供を実施する施設。

114 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行う。

115 特定随意契約

「地方自治法施行令」第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合や障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合に締結する随意契約のこと。

116 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

117 特別支援教育コーディネーター

平成15年3月の「今後の特別支援教育^{*116}の在り方(最終報告)」で示された、教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

118 特別支援教育巡回アドバイザー

公立小中学校の計画訪問を通して、校長及び教頭等への特別支援教育^{*116}推進のための学校経営の在り方等に関する指導・助言、特別支援教育コーディネーター^{*117}が役割を円滑に果たすための支援、特別支援学級・通級指導教室の運営の在り方等に関する担任等への支援等を行う。

119 都道府県障害者計画

「障害者基本法^{*69}」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。国が定める障害者基本計画^{*68}を基本とし、各都道府県の状況に応じた計画を策定することが義務づけられている。

120 都道府県障害福祉計画

「障害者総合支援法^{*76}」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サービスの見込量や提供体制の確保に係る目標等の事項を定めるよう努める旨、「障害者総合支援法」に規定されている。

121 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)

災害時に、避難所等において高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことで二次被害の防止を図る福祉専門職のチーム。

122 奈良県障害者権利擁護センター

「障害者虐待防止法」の施行(平成24年10月1日)に伴い、障害者虐待対応の窓口等として障害福祉課内に設置した。あわせて、各市町村においても市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす相談窓口が各市町村の障害福祉担当部署等に設置された。

123 奈良県障害者施策推進協議会

「障害者基本法^{*69}」の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の総合的かつ計画的な推進等について必要な事項を調査審議する機関。委員15名で構成。

124 奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

「障害者優先調達推進法^{*79}」に基づき、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立に資するため、奈良県が行う物品や役務の調達に際し、県内の障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として策定する。

125 奈良県障害者政策推進本部会議

障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができ、誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う地域社会の実現を目指し、障害者施策を推進するために設置した知事、副知事、各部署局長により構成される会議。

126 奈良県自立支援協議会

県における障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。市町村自立支援協議会^{*47}への助言や支援、ネットワークの強化や、広域的な相談支援等の役割を担うことが求められている。

127 奈良県心身障害者福祉センター

障害のある人の福祉の増進を図るため、昭和54年、田原本町に設置。体育館、訓練室、屋外プール、簡易宿泊所、多目的室及び研修室等の貸し出しやスポーツ教室・文化教室の開催により、障害のある人が行うスポーツやレクリエーション活動の場を提供している。

128 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

障害のある人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成7年3月に制定された。施行規則において、全ての人が安全で容易に利用できるよう、配慮された整備基準を定めている。

129 奈良県福祉人材センター

「社会福祉法」第 93 条に基づき、県知事の指定を受けて、奈良県社会福祉協議会に設置。社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としている。

130 奈良県保健医療計画

「医療法」第 30 条の 4 の規定に基づく奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画。生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、更には在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制の構築、医師・看護師等の不足及び偏在の解消、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療の提供体制を構築するための推進方策を定めたもので、現行計画は、第 7 次の計画で平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を対象としている。

131 奈良労働局

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、全都道府県に設置されている。下部機関として労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）がある。主な業務として労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用保険料の徴収、職業紹介と失業の防止等がある。

132 難病

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾患のこと。

133 難病相談支援センター

地域で生活する難病^{*132}患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。

に

134 日常生活自立支援事業

「社会福祉法」第 81 条に基づき、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症^{*135}高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用事業、当該事業に従事する人の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助等を行う事業。

135 認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状もあらわれる。

136 認知症サポーター

市町村等が実施する認知症サポーター養成講座（認知症^{*135}の住民講座）を受講し、「認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者」として自分のできる範囲で活動する人。

137 認知症サポート医

かかりつけ医の認知症^{*135}診断等に関する相談役・アドバイザー役を担う。また、かかりつけ医（高齢者が慢性疾患等の治療のために受診する診療所等の主治医）を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の講師となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力等、地域における「連携」の推進役となることが期待されている。

138 認定調査員

障害支援区分^{*65}の認定を行う上で必要となる日常生活等に関する80の調査項目を、障害のある人やその家族等からの聞き取り等により調査する人。市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般相談支援事業所^{*102}の相談支援専門員^{*103}等が、障害支援区分認定調査員研修（都道府県が実施）を修了することで、調査員として従事することができる。

の

139 ノンステップバス

高齢者、障害のある人、子ども等にも乗り降りがしやすいように床面を超低床構造として乗降ステップをなくしたバスのこと。車内段差が少ないため、乗降時、走行時にも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行うことができる。

は

140 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

141 発達障害者支援センター

発達障害^{*140}のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を行い、医療、保健、福祉、教育等を行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行う等、発達障害のある人を支援する機関。

142 バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関・建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律^{*34}」に基づき、市町村が作成する構想のこと。

143 バリアフリー対応型信号機

鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタン又は携帯用発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようにした高齢者等感応式信号機等がある。

ひ

144 ピアカウンセリング

同じ障害や背景を持つ人が、対等な立場で自立のための相談にあたり、自立生活に向けて支援する相談業務。

145 避難行動要支援者名簿

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（避難行動要支援者）について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより作成するもの。

146 110番アプリ

聴覚又は音声・言語機能障害がある人が、あらかじめスマートフォン等に専用のアプリケーションをダウンロードして、同アプリケーションから文字・画像等により緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用の端末を設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふ

147 ファックス110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスにより110番通報を行うことができるようにするもので、警察本部にファックス受信機を設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

148 福祉型障害児入所施設

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

149 福祉的就労

一般就労^{*6}(企業的就労)が困難な障害のある人のために配慮された環境(就労移行支援^{*60}、就労継続支援施設(A型^{*61}・B型^{*62})等)での就労。

150 福祉避難所

要介護高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害のある人、難病^{*132}患者等、一般的な避難所では生活に支障がある方のために、特別な配慮がなされた避難所。

へ

151 ペアレントメンター

発達障害^{*140}のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

152 ヘルプマーク・ヘルプカード

外見からは障害のあることが分からない人等が身につけたり所持したりすることで、配慮を必要としていることを示し、県民の配慮等を促進するもの。平成24年度に東京都が作成。

ほ

153 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

154 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

155 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、「児童福祉法」に基づき市町村において設置が進められている。

156 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、障害のある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

157 保護観察所

法務省所管の機関で、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う。

158 補装具

身体欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ま

159 まほろばあいサポート運動

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会^{*18}を実現するため、県民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくことを目的とする運動。

み

160 民間賃貸住宅

民間の事業者(個人)が賃貸借の契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物全般のこと。

め

161 メール110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話やパソコンのインターネット接続による電子メールを利用して緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のパソコンを設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ゆ

162 郵便等投票制度

選挙人(有権者)の自宅等において、投票用紙を記載し、郵便等(郵便又は信書便)によって選挙管理委員会に送付する制度。一定の障害(「公職選挙法施行令」第59条の2)を有する身体障害のある人又は戦傷病者、要介護5の要介護者が対象とされている。

163 ユニバーサルツーリズム

全ての人を楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。

よ

164 要約筆記

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。

り

165 療養介護

医療的ケア^{*10}を必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話。

れ

166 レスパイト

障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。

ろ

167 ろう者

聴覚障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

奈良県障害者計画

令和2年3月

奈良県 福祉医療部 障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL 0742-27-8513

FAX 0742-22-1814